

新潟市地域福祉計画 (案)

目次

第1章	計画概要	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間と評価について	7
第2章	本市の現状	
1	人口、世帯数の状況	9
2	障がい福祉の状況	10
3	高齢者福祉の状況	11
4	生活困窮者の状況	12
5	生活保護の状況	13
6	制度の利用状況	14
7	市民後見人の養成状況	15
8	市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況	16
9	犯罪の発生状況	19
10	矯正施設入所者などの状況	22
11	更生保護に関する状況	23
第3章	国の動向	
1	社会福祉法	25
2	生活困窮者自立支援法	26
3	市町村地域福祉計画との関係	26
4	成年後見制度利用促進法	26
5	成年後見制度利用促進基本計画	27
6	再犯防止推進法	27
7	再犯防止推進計画	28
第4章	基本理念・基本目標	
1	基本理念	29
2	基本目標	29
第5章	具体的な取り組み	
	【地域共生社会の実現】	
1	地域共生社会の実現	31
2	包括的支援体制の構築（P62 別紙イメージ図参照）	31
3	社会情勢の変化への対応について	31
4	基本理念・基本目標と施策の関係性	32
5	地域共生社会の実現のための施策	33

【施策① 地域福祉に関する事業の推進】	
1 取り組み内容	34
2 目標	37
【施策② 生活困窮者自立支援制度の推進】	
1 取り組み内容	38
2 目標	42
【施策③ 成年後見制度の推進】	
1 取り組み内容	43
2 目標	49
【施策④ 再犯防止の推進】	
1 取り組み内容	50
2 目標	60

資料編

1 計画の策定経過	65
2 委員名簿	67
3 アンケート調査結果（抜粋）	69
4 刑事事件などの流れ	113
5 用語解説	117
6 関係機関連絡先	123

本計画中、「年」と表記する場合は1月～12月の暦年を、「年度」と表記する場合は4月～3月の会計年度を表しています。

第1章 計画概要

1 計画の趣旨

今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育てに対する不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、さまざまな社会問題が生じています。

このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

本市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画（以下「市計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

1. 関係法令による位置づけ

(1) 社会福祉法

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、同法107条第1項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 生活困窮者自立支援法

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」第 4 条により、市は関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第 4 条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 5 条により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ、主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第 23 条第 1 項では、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「地方成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めるよう努めることとされ、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第 23 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(4) 再犯の防止等の推進に関する法律

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第 4 条第 2 項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第 8 条第 1 項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めることとされ、本計画は「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

再犯防止推進法

(国等の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 新潟市総合計画との関係

新潟市総合計画は本市の最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すもので、地域福祉計画は総合計画で示された将来の本市の3つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものです。

3. 福祉に関する分野別計画との関係

地域福祉計画は地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであるとともに、高齢者、障がい者、児童福祉や、DV、消費者被害対策、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につなぐことで調和を図り、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画です。

なお、各分野別計画に記載・進行管理されている各種の具体的な取り組み内容及び目標などについては、それぞれの計画に委任し、原則として本計画に記載しないこととします。

4. 区計画との関係

本市は市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なっています。相当の面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていたことから、平成21年度に区単位の地域福祉計画（以下「区計画」という）を策定しました。

その後、全市的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするため平成27年度に区計画とともに市計画を策定しました。

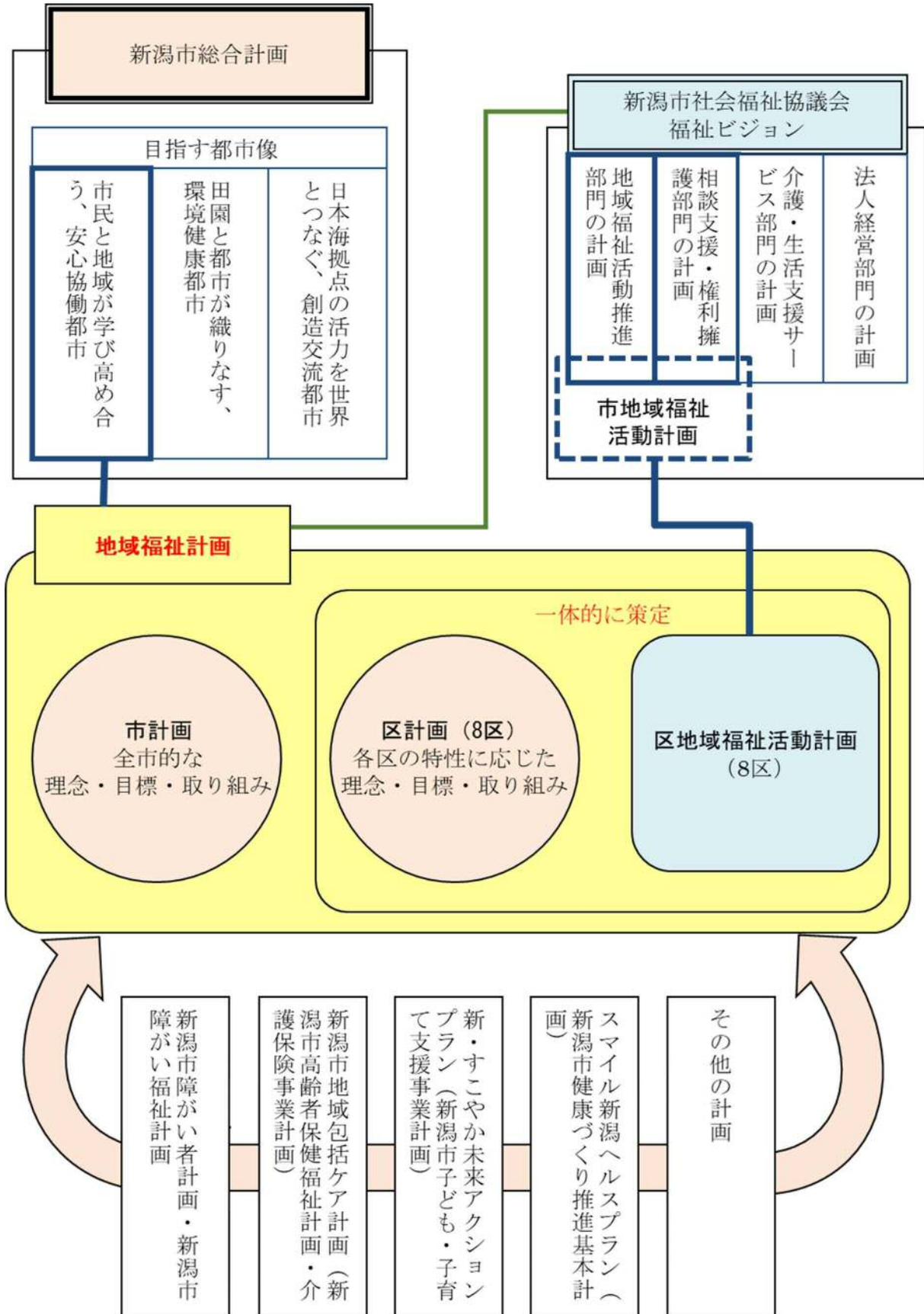
地域づくりの最前線である区計画には、区の特성에応じた目標や取り組みを中心に記載します。また、区計画の具体的な取り組みを後押しする市計画には、全市横断的な理念・目標を記載し、市計画と区計画を併せ、地域福祉計画となります。

5. 区地域福祉活動計画との関係

区地域福祉活動計画は、新潟市社会福祉協議会の呼び掛けにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。同計画と区計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定します。

H21～H26年度 (2009～2014年度)	H27～R2年度 (2015～2020年度)	R3～R8年度 (2021～2026年度)
第1期地域福祉計画	第2期地域福祉計画	第3期地域福祉計画
	市計画	市計画
区計画・ 区地域福祉活動計画	区計画・ 区地域福祉活動計画	区計画・ 区地域福祉活動計画

○他計画との関係イメージ



6. SDGsとの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として、平成27年に国連で採択された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念は、地域共生社会の考え方と一致することから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとします。

○SDGsの17の目標



3 計画期間と評価について

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第5章「具体的な取り組み」には、主に現在本市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理などの中で定期的に評価し、必要に応じて見直していくこととします。

第2章 本市の現状

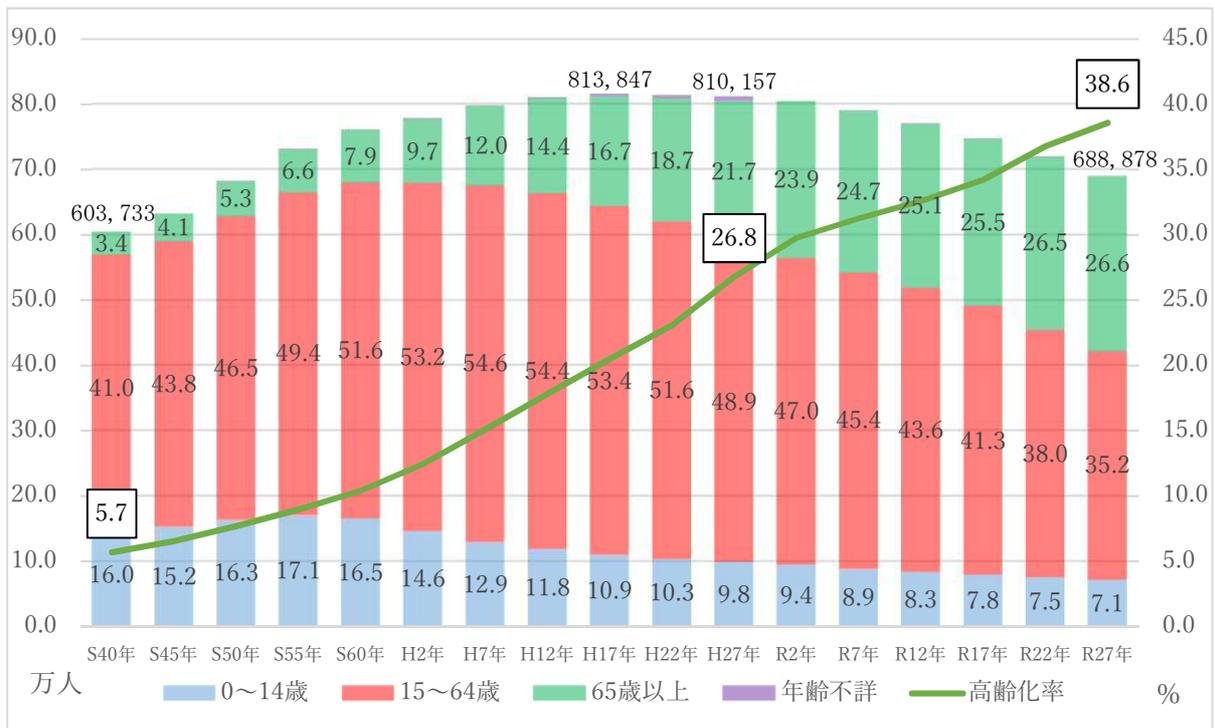
1 人口、世帯数の状況

人口は平成17年をピークに減少しています。また、高齢者人口は「団塊の世代」が高齢者になった平成27年に21.7万人となり、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推計となっています。

世帯数は年々増加し、それに伴い世帯人口は減少しています。なお、1人世帯と2人世帯は増加し、5人以上世帯は減少しています。

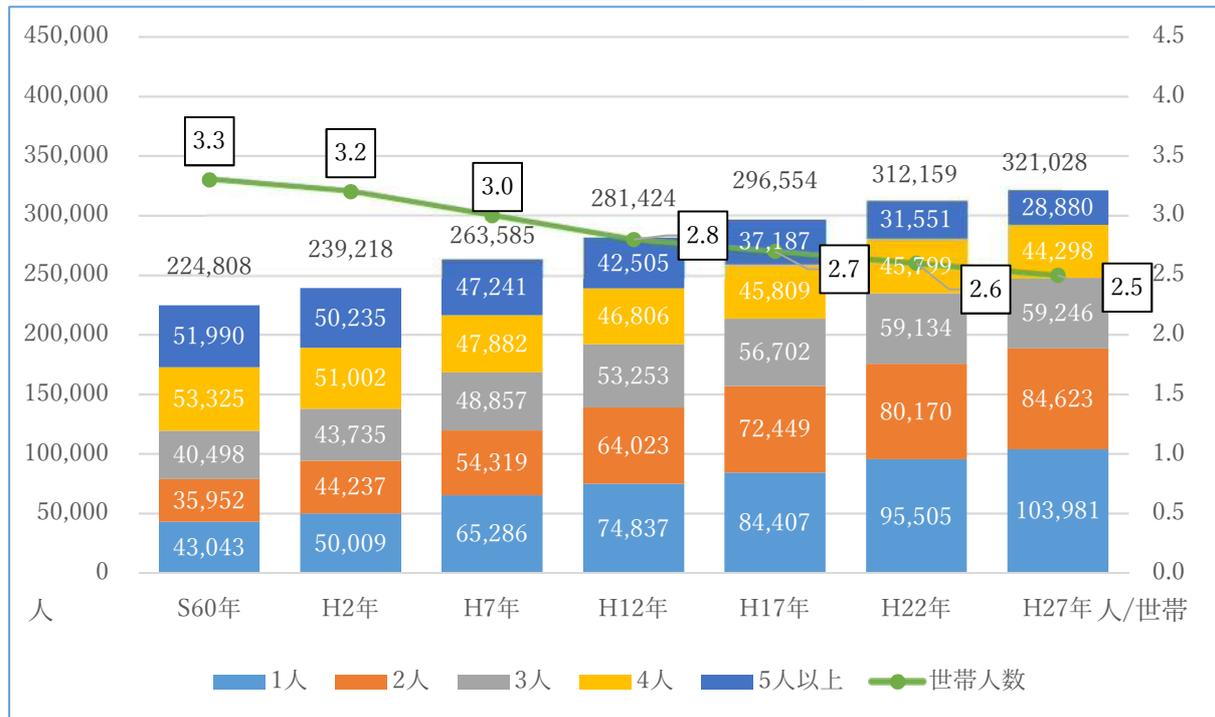
1. 人口と高齢化率の推移

※R2年以降は推計値



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別 将来推計人口（平成30年推計）」を基に作成

2. 一般世帯における世帯人数別世帯数及び世帯人数の推移



出典：国勢調査を基に作成

2 障がい福祉の状況

身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

※各年度末時点

単位：人

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
身体障害者手帳	18歳未満	423	402	395	400	388
	18歳以上	29,974	29,634	29,114	29,060	28,582
	小計	30,397	30,036	29,509	29,460	28,970
療育手帳	18歳未満	1,070	1,066	1,073	1,117	1,115
	18歳以上	4,137	4,264	4,402	4,471	4,569
	小計	5,207	5,330	5,475	5,588	5,684
精神障害者保健福祉手帳	18歳未満	117	133	165	177	220
	18歳以上	5,020	5,449	5,746	5,939	6,775
	小計	5,137	5,582	5,911	6,116	6,995
合計		40,741	40,948	40,895	41,164	41,649

出典：新潟市障がい福祉課

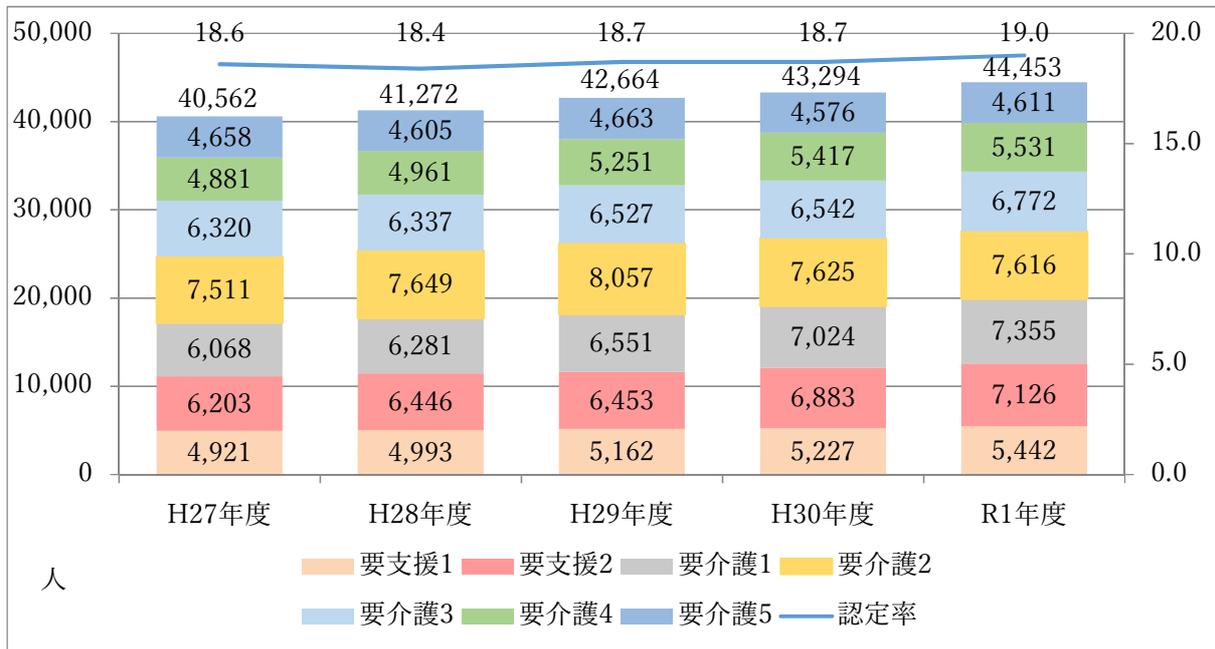
3 高齢者福祉の状況

要支援1から要介護5の人の総数は増加していますが、高齢者人口に占める割合（認定率）は横ばいとなっています。また、認知症高齢者数（※）も増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっています。

※介護認定申請時における認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱa（日常生活に支障をきたすような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態）以上に該当する人

1. 要介護度別認定者数と高齢者人口に占める割合（認定率）の推移

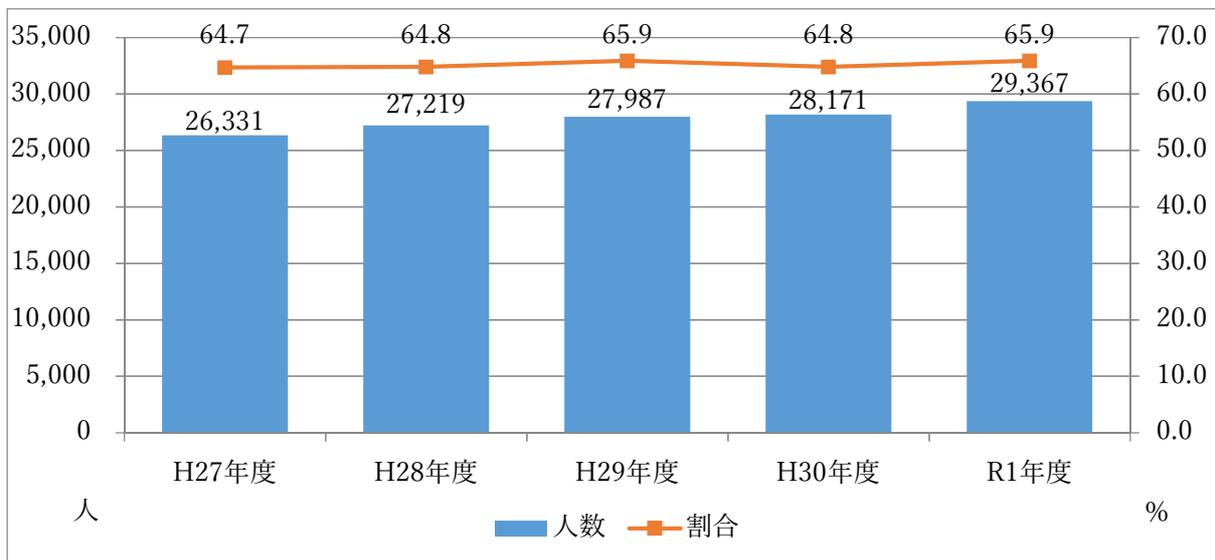
※各年度10月1日時点



出典：新潟市介護保険課

2. 認知症高齢者数と介護認定者に占める割合の推移

※各年度末時点



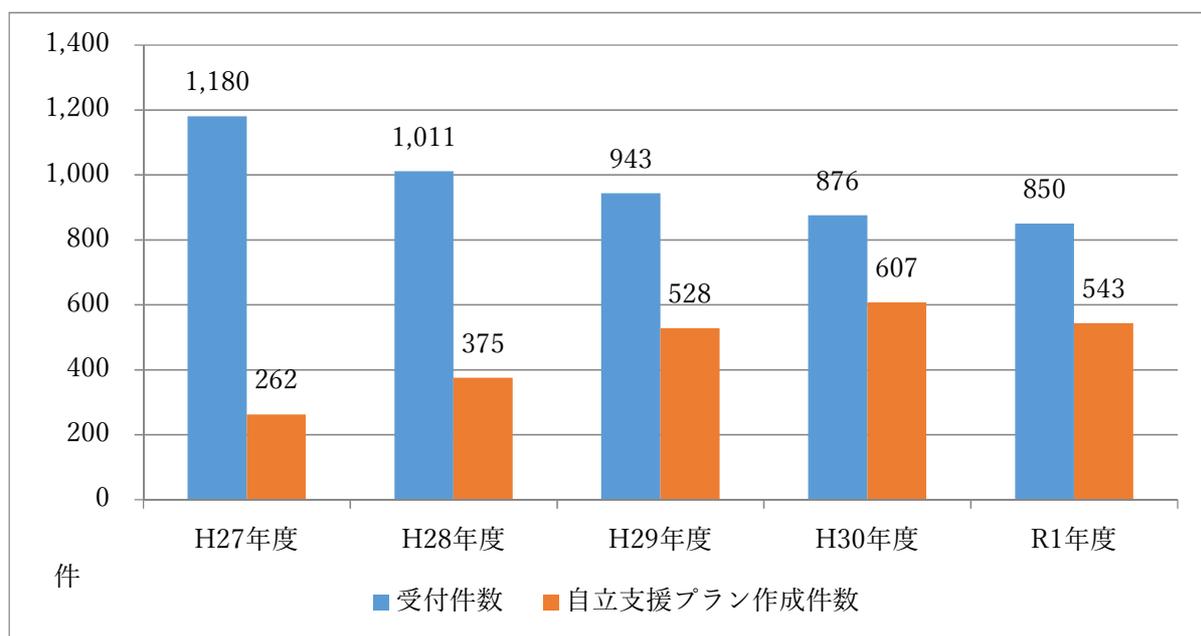
出典：新潟市地域包括ケア推進課

【生活困窮者自立支援制度関連】

4 生活困窮者の状況

日常生活において、困りごとや不安を抱えている人からの相談窓口である新潟市パーソナル・サポート・センターへの新規相談件数は、減少傾向となっています。一方で、長期にわたり継続的に支援が必要な人が増えていることや就労の定着を目的に、就職後一定期間を見守る取り組みを行った結果、就職後の再プラン作成が増えたため、自立支援プランの作成件数は増加傾向となっています。

1. 生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移



出典：新潟市福祉総務課

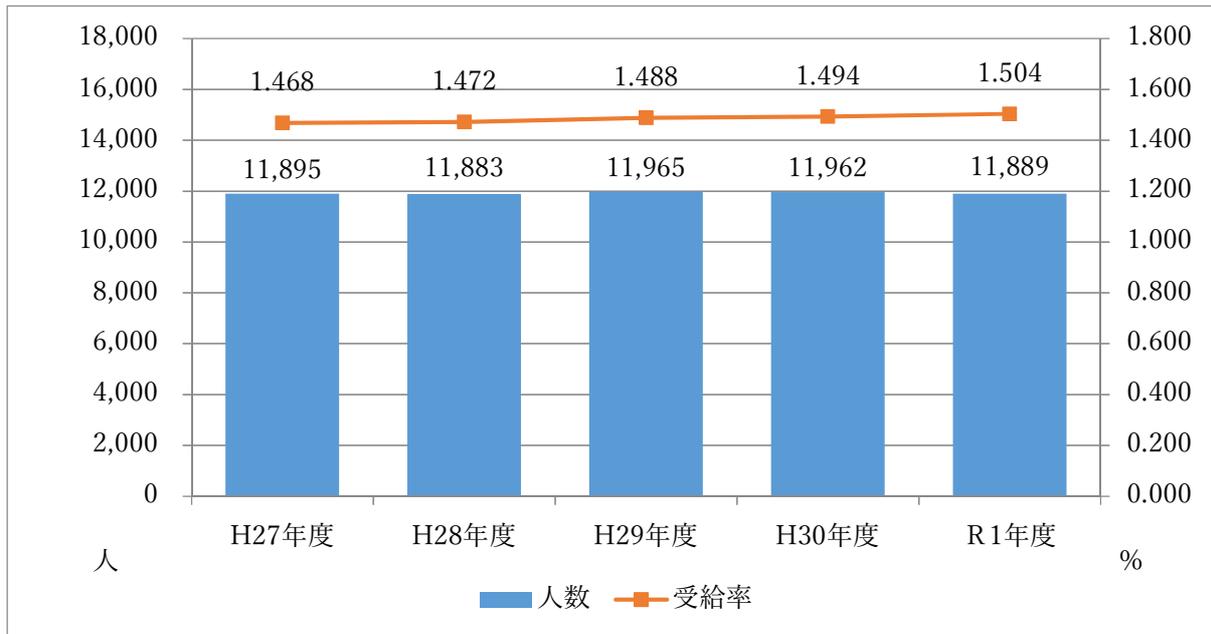
5 生活保護の状況

近年、全国的な傾向と同様に低収入の高齢者の増加などにより、本市の生活保護の受給者数及び受給率は微増傾向となっています。

また、受給世帯も微増傾向となっており、特に高齢者世帯の数が増えています。

1. 生活保護受給者数と受給率の推移

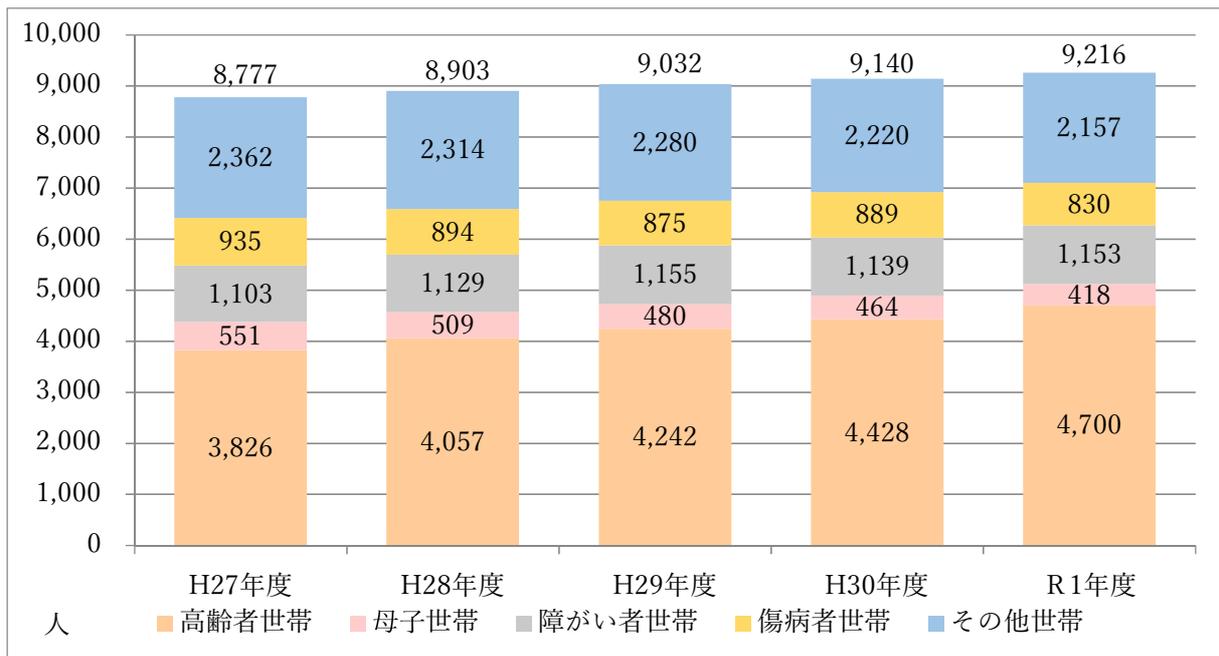
※各年度の月平均



出典：新潟市福祉総務課

2. 生活保護受給世帯数の推移

※各年度の月平均



出典：新潟市福祉総務課

【成年後見制度関連】

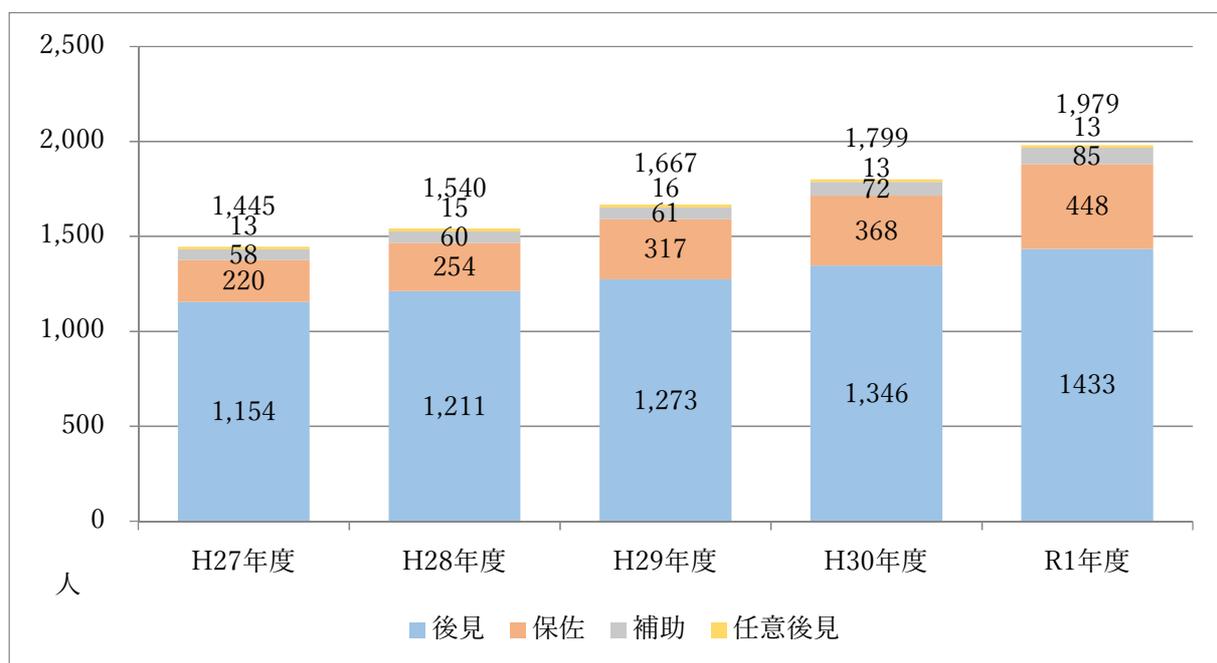
6 制度の利用状況

新潟家庭裁判所本庁管轄（新潟市、五泉市、燕市、阿賀町、弥彦村）における成年後見制度利用者数は増加傾向となっています。そのうち、後見類型の割合が最も高く、本市においても同様となっています。

また、成年後見人等と本人の関係では、平成 25 年に第三者後見人の件数が親族後見人の件数を上回り、その差は年々大きくなっています。

1. 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数の推移

※各年度 5 月末日時点



出典：新潟県社会福祉協議会 令和 2 年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

2. 本市における成年後見制度利用者数

※令和元年 10 月末日時点

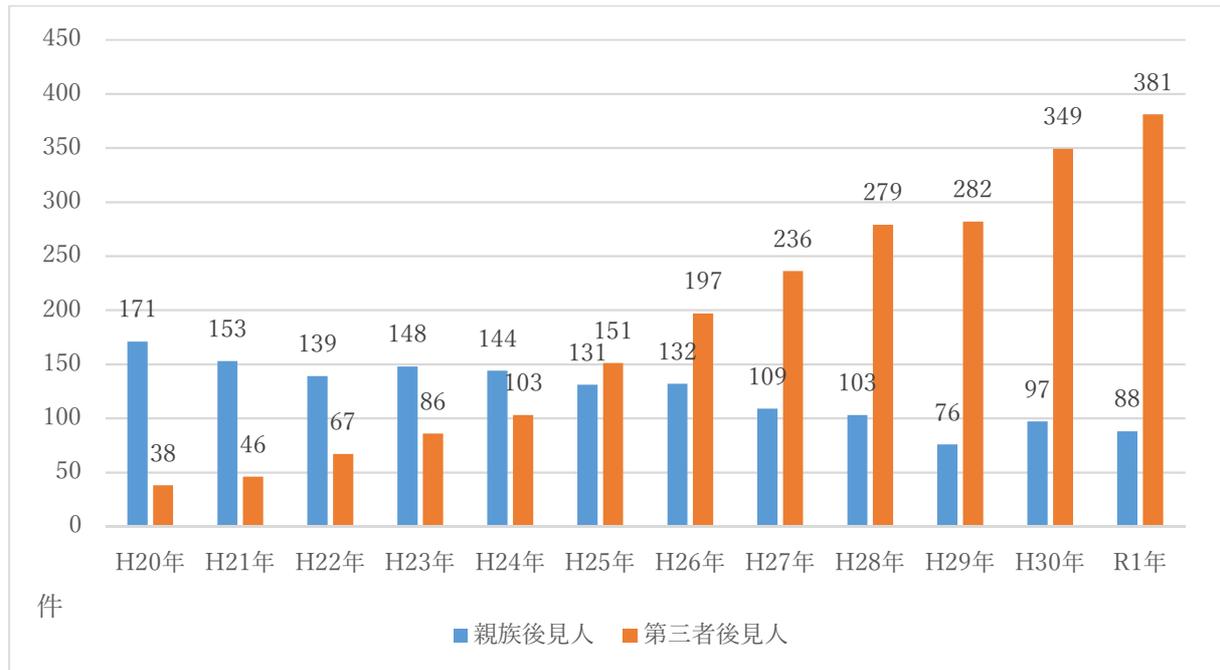
単位: 人

後見	保佐	補助	任意後見	合計
1,322	431	86	10	1,849

出典：新潟家庭裁判所

3. 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見人等と本人との関係別件数の推移

※その年に選任された件数。件数は概数



出典：新潟県社会福祉協議会 令和2年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

7 市民後見人の養成状況

平成24年度から市民後見人養成研修を開催し、令和元年度までに150名が研修を修了しています。研修修了者の多くは、新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の後見支援員として活動しています。なお、平成28年度以降は隔年で研修を実施しています。

1. 市民後見人養成研修修了者数の推移

単位：人

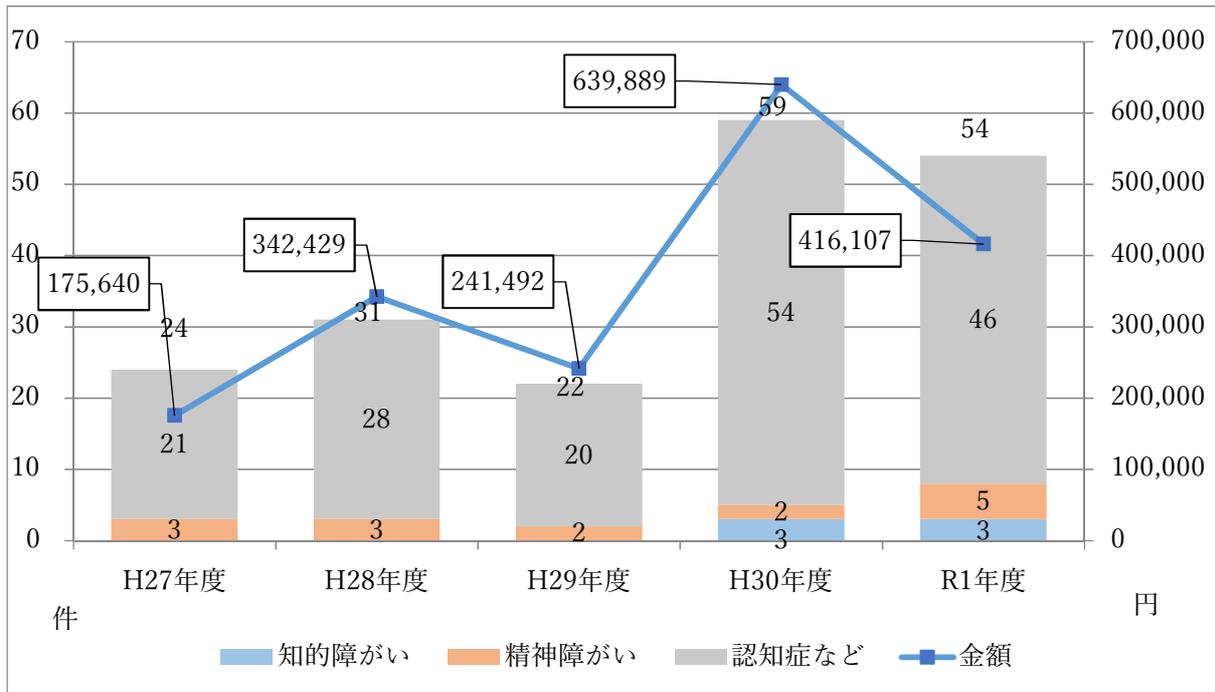
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
市民後見人 養成研修修了者数	36	22	21	29	-	25	-	17	150

出典：新潟市福祉総務課

8 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況

市長申立て数及び費用助成額と成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・金額）は年度によりばらつきがありますが、成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・金額）は増加しています。

1. 市長申立て数及び費用助成額の推移

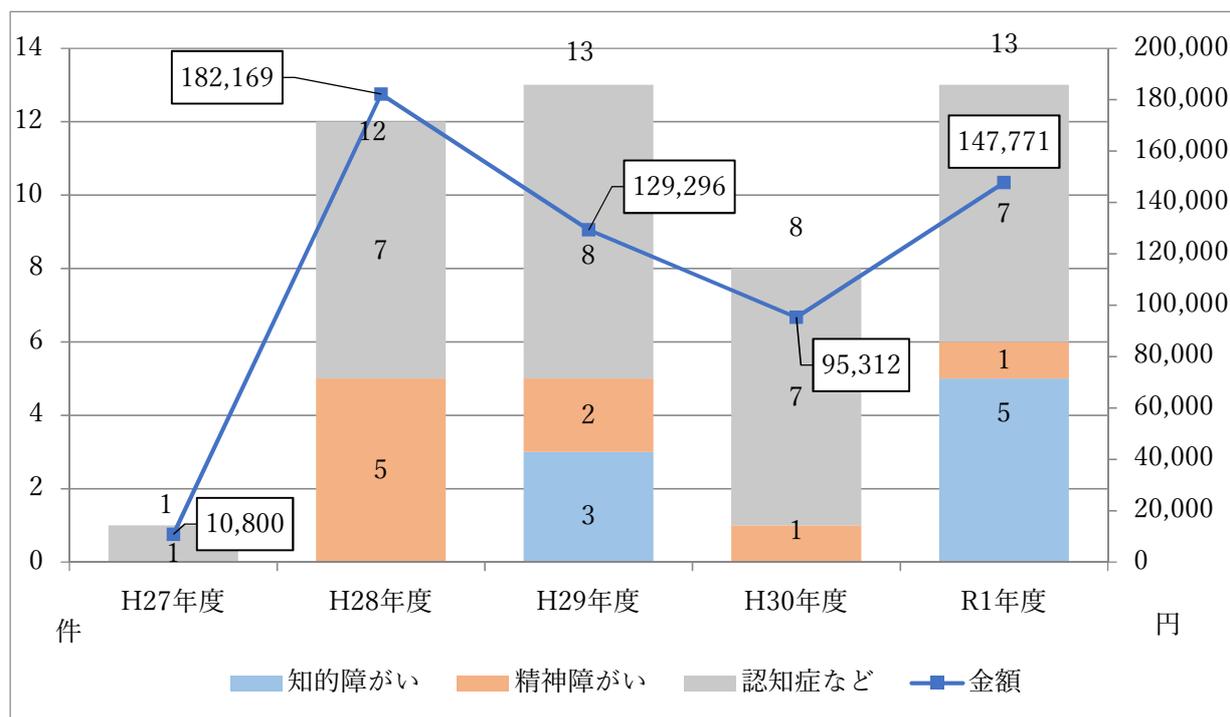


単位：件、円

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
認知症など	件数	21	28	20	54	46
	金額	152,000	323,229	223,292	601,353	367,349
精神障がい	件数	3	3	2	2	5
	金額	23,640	19,200	18,200	12,800	35,560
知的障がい	件数	0	0	0	3	3
	金額	0	0	0	25,736	13,198
合 計	件数	24	31	22	59	54
	金額	175,640	342,429	241,492	639,889	416,107

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

2. 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・金額）の推移

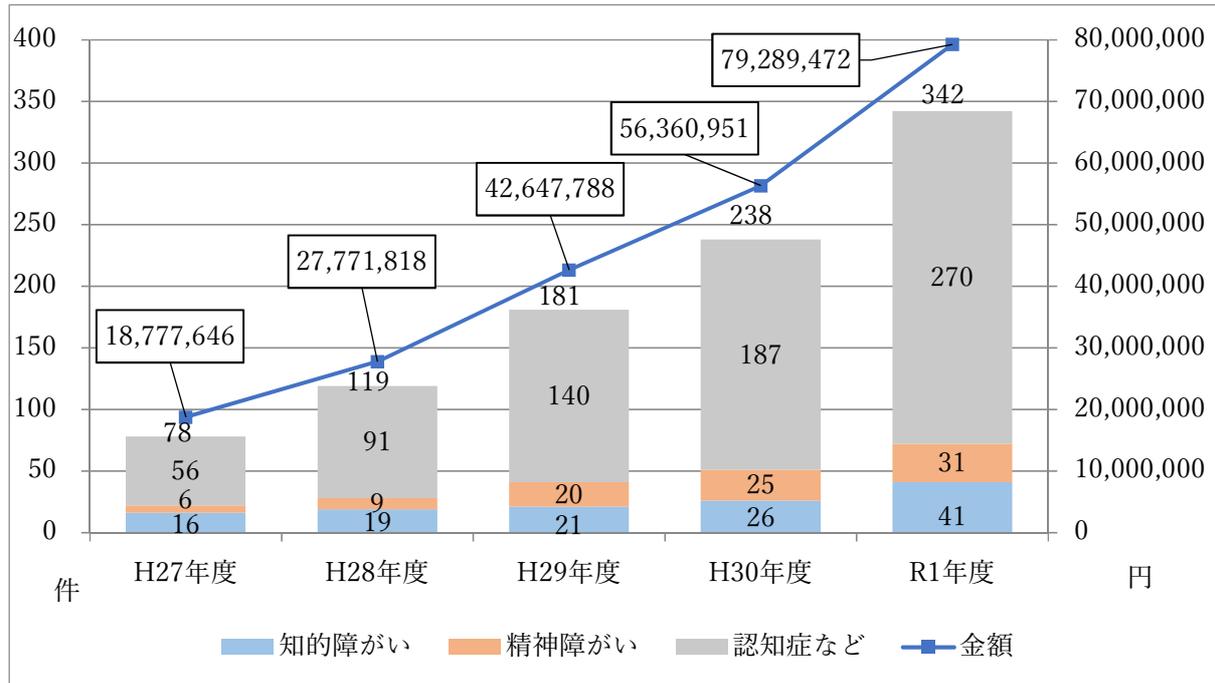


単位：件、円

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
認知症など	件数	1	7	8	7	7
	金額	10,800	66,146	77,318	80,962	84,085
精神障がい	件数	0	5	2	1	1
	金額	0	116,023	19,316	14,350	10,722
知的障がい	件数	0	0	3	0	5
	金額	0	0	32,662	0	52,964
合 計	件数	1	12	13	8	13
	金額	10,800	182,169	129,296	95,312	147,771

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

3. 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・金額）の推移



単位：件、円

年 度		H27	H28	H29	H30	R1
認知症など	件数	56	91	140	187	270
	金額	13,583,850	20,650,222	32,697,788	44,060,951	62,320,472
精神障がい	件数	6	9	20	25	31
	金額	1,437,935	2,254,000	4,691,000	6,010,000	7,519,000
知的障がい	件数	16	19	21	26	41
	金額	3,755,861	4,867,596	5,259,000	6,290,000	9,450,000
合 計	件数	78	119	181	238	342
	金額	18,777,646	27,771,818	42,647,788	56,360,951	79,289,472

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

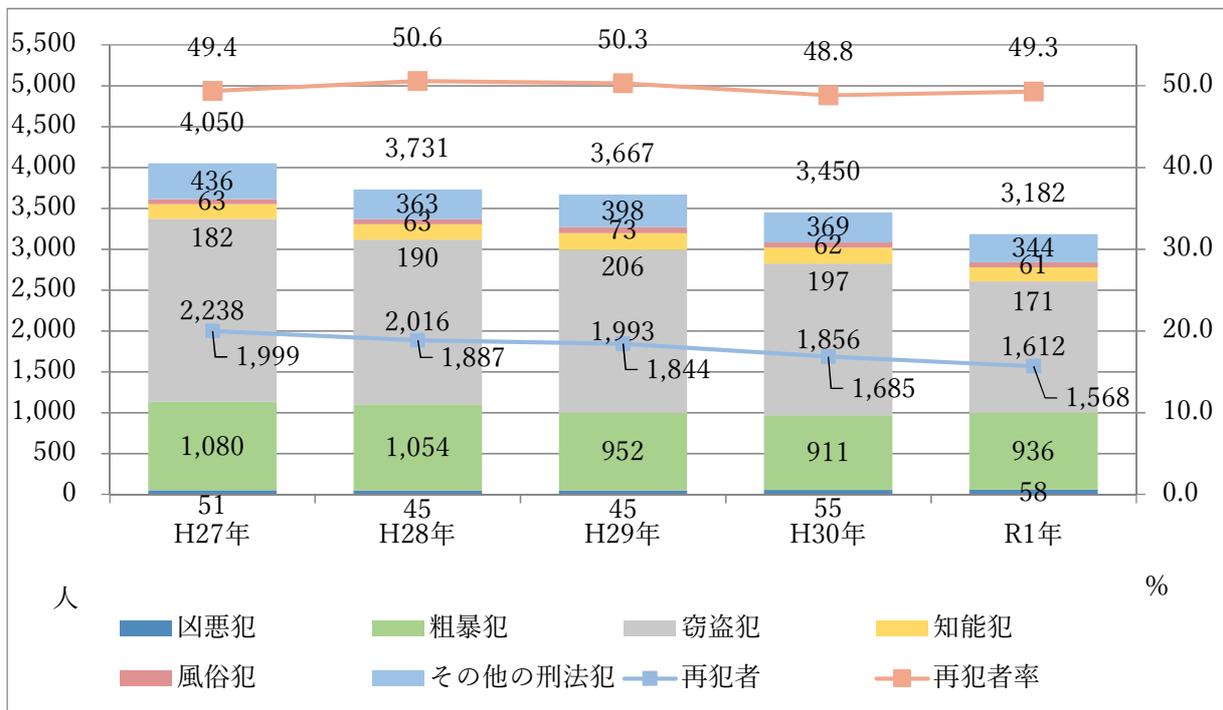
【再犯防止関連】

9 犯罪の発生状況

新潟県における刑法犯検挙者数は減少している一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約50%と高い水準で推移しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、刑法犯検挙者数のうち65歳以上の割合は増加傾向となっています。

本市における刑法犯認知件数も減少しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。

1. 新潟県における刑法犯検挙者数（罪種別）、再犯者数、再犯者率の推移



○新潟県における刑法犯検挙者数のうち、女性の人数と割合の推移

単位：人、%

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
人数	941	820	867	844	759
割合	23.2	22.0	23.6	24.5	23.9

○新潟県における覚せい剤取締法違反検挙者数の推移

単位：人

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
人数	56	65	76	71	60

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室、新潟県の犯罪

2. 令和元年の刑法犯及び特別法犯の検挙人数、再犯者率、女性割合（少年除く）

※本市の値は新潟中央警察署、新潟警察署、新潟西警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、江南警察署、新潟南警察署、西蒲警察署、新潟東警察署の合計数

※新潟北警察署は北蒲原郡の内聖籠町（新潟港東港区（大字大夫興野及び大字蓮野を除く）の区域、大字大夫興野の一部（一般国道7号の北側の区域）、大字蓮野の一部（一般国道7号の北側かつ町道大夫別行線の西側の区域）を含む。西蒲警察署は西蒲原郡弥彦村を含む

○刑法犯

単位：人、%

	合 計		再犯者		再犯者率		女性割合	
		うち女性		うち女性		うち女性	全体	再犯者
国刑法犯総数	172,197	37,416	86,952	15,159	50.5	40.5	21.7	17.4
県刑法犯総数	2,914	722	1,496	342	51.3	47.4	24.8	22.9
市刑法犯総数	1,173	328	624	166	53.2	50.6	28.0	26.6
うち凶悪犯	15	3	8	2	53.3	66.7	20.0	25.0
うち粗暴犯	345	59	133	16	38.6	27.1	17.1	12.0
うち窃盗犯	582	227	357	133	61.3	58.6	39.0	37.3
うち知能犯	70	12	37	5	52.9	41.7	17.1	13.5
うち風俗犯	30	1	23	0	76.7	0.0	3.3	0.0

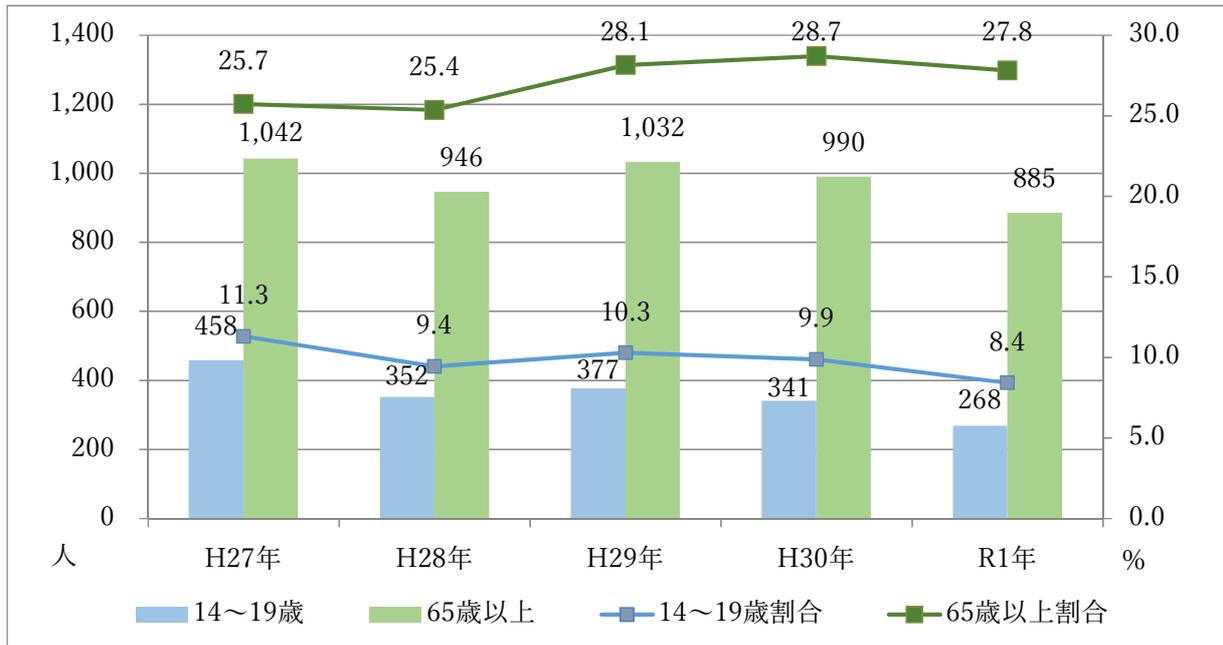
○特別法犯

単位：人、%

		合 計		再犯者		再犯者率		女性割合	
			うち女性		うち女性		うち女性	全体	再犯者
国	覚せい剤取締法	8,191	1,594	6,874	1,103	83.9	69.2	19.5	16.0
	麻薬等取締法	400	62	180	16	45.0	25.8	15.5	8.9
	大麻取締法	3,626	336	2,126	111	58.6	33.0	9.3	5.2
県	覚せい剤取締法	60	9	52	7	86.7	77.8	15.0	13.5
	麻薬等取締法	2	0	1	0	50.0	-	0.0	0.0
	大麻取締法	58	1	32	0	55.2	0.0	1.7	0.0
市	覚せい剤取締法	31	7	26	6	83.9	85.7	22.6	23.1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	-	-	-	-
	大麻取締法	25	1	13	0	52.0	0.0	4.0	0.0

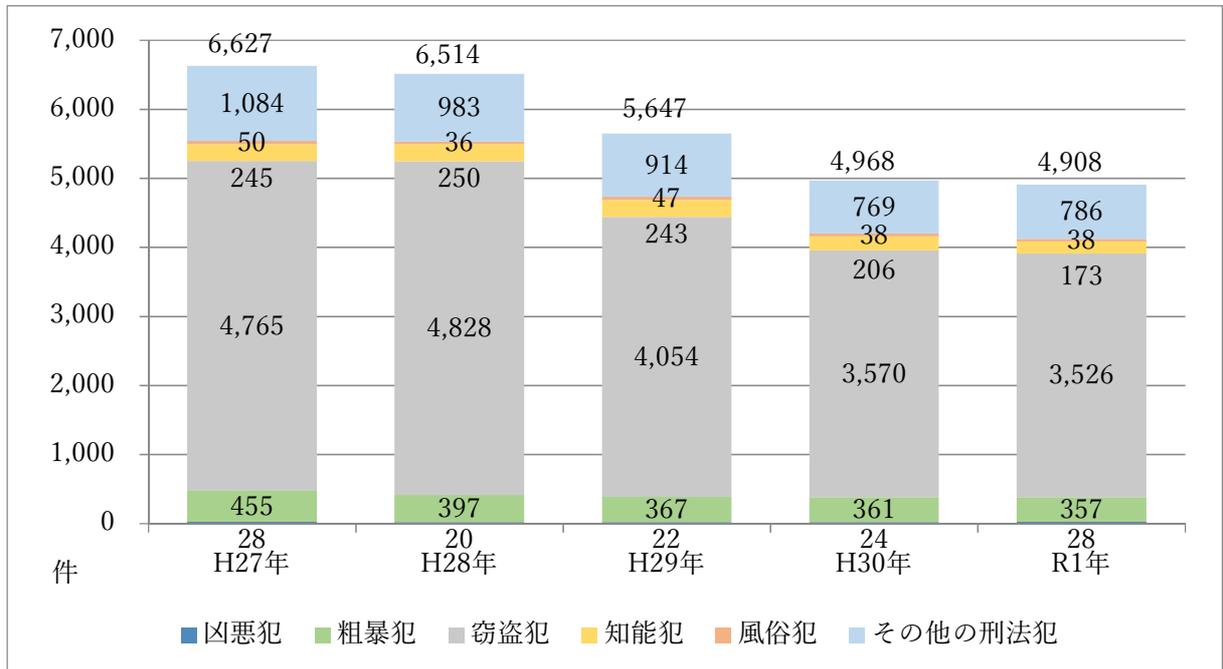
出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

3. 新潟県における刑法犯検挙者数のうち、14歳～19歳と65歳以上の人数及び割合の推移



出典：新潟県の犯罪

4. 本市における刑法犯認知件数の推移



出典：新潟県の犯罪

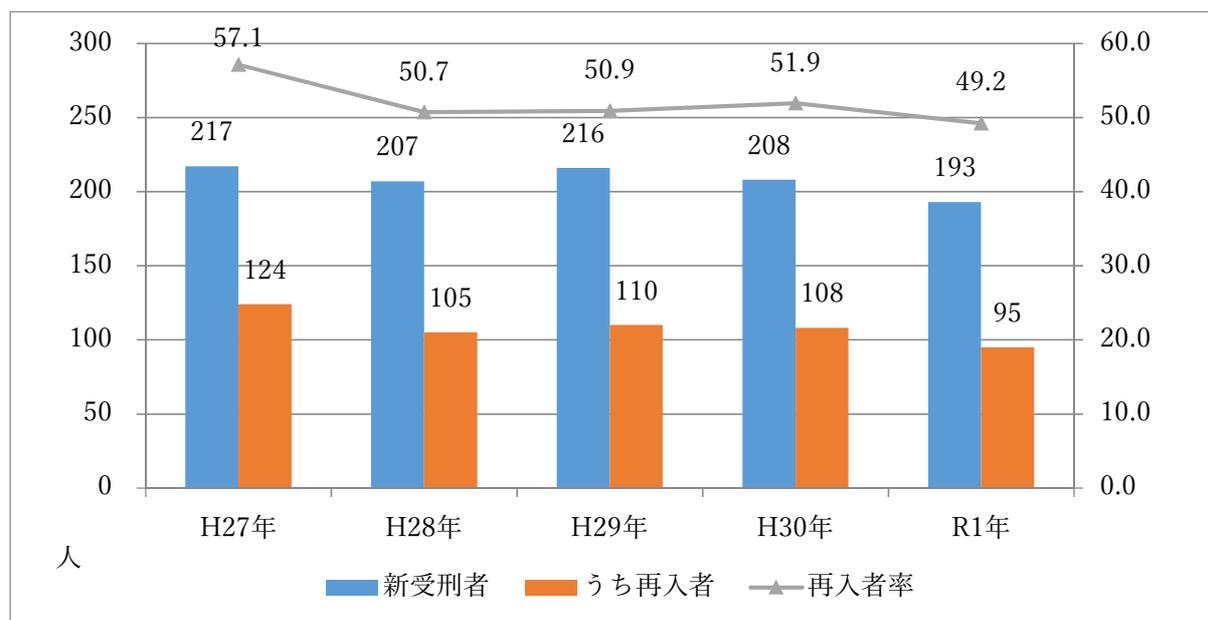
10 矯正施設入所者などの状況

新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率は減少傾向となっており、刑務所出所時に帰住先がない人（※）の数及びその割合も減少傾向となっています。

※「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人を含み、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである人などを含む

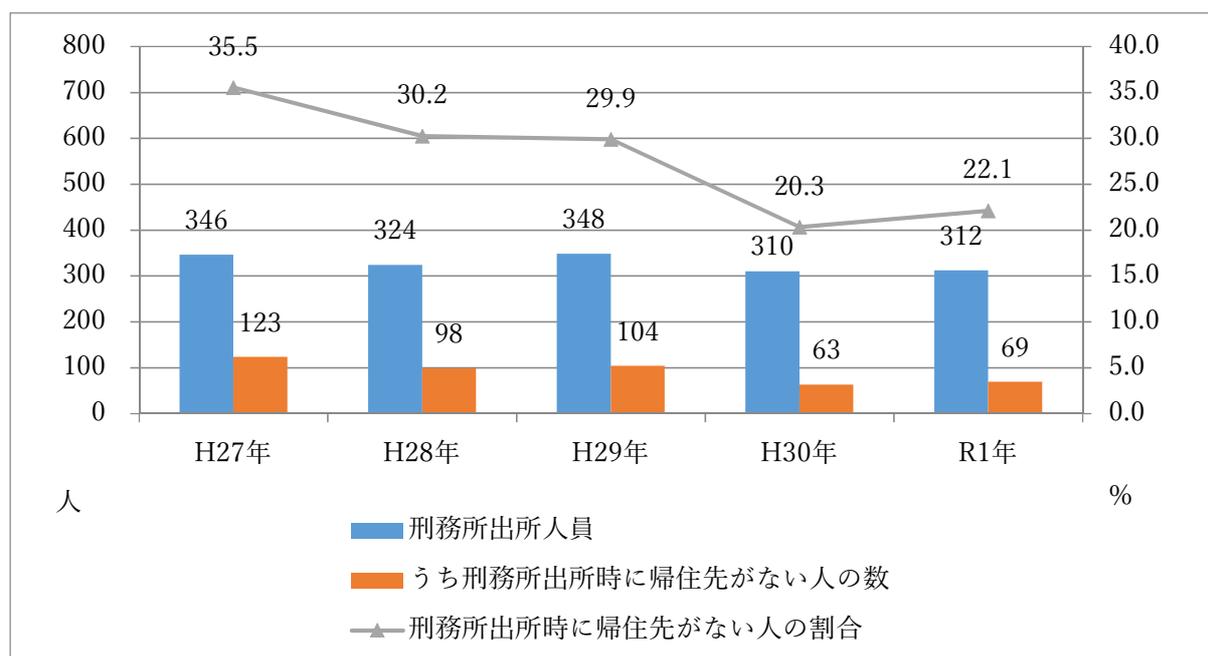
1. 新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率の推移

※犯行時の住所地が新潟県であった人の数



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

2. 新潟県における刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合の推移



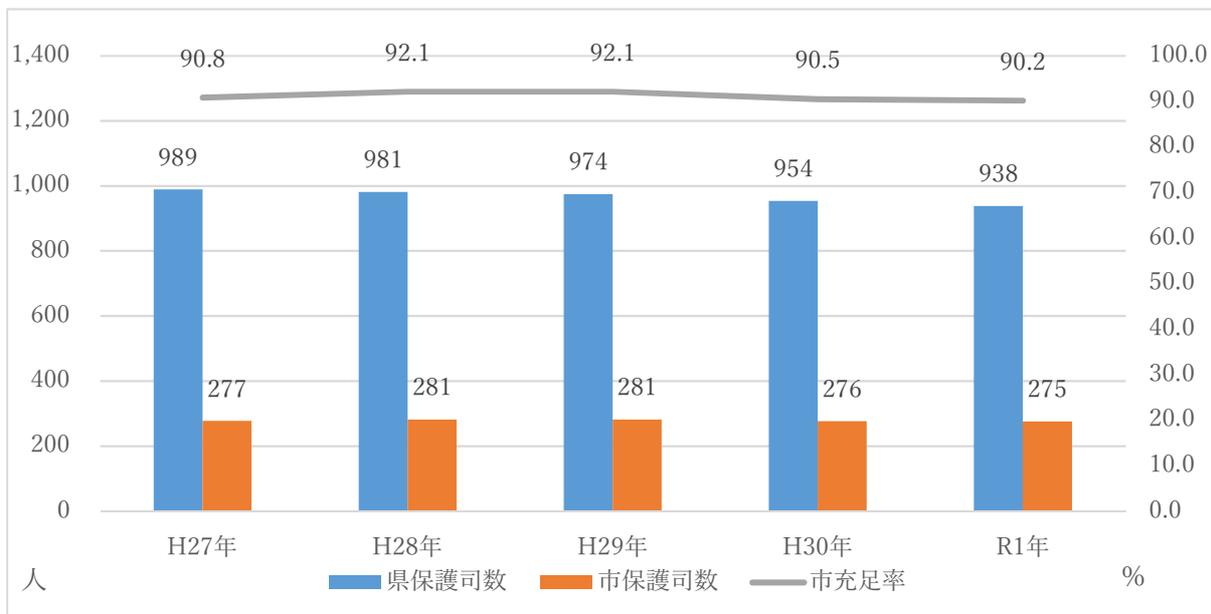
出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

11 更生保護に関する状況

保護司数、更生保護女性会員数、「社会を明るくする運動」行事参加人数、保護観察終了時に無職である人の割合は減少傾向となっています。

1. 新潟県及び本市における保護司数及び保護司充足率の推移

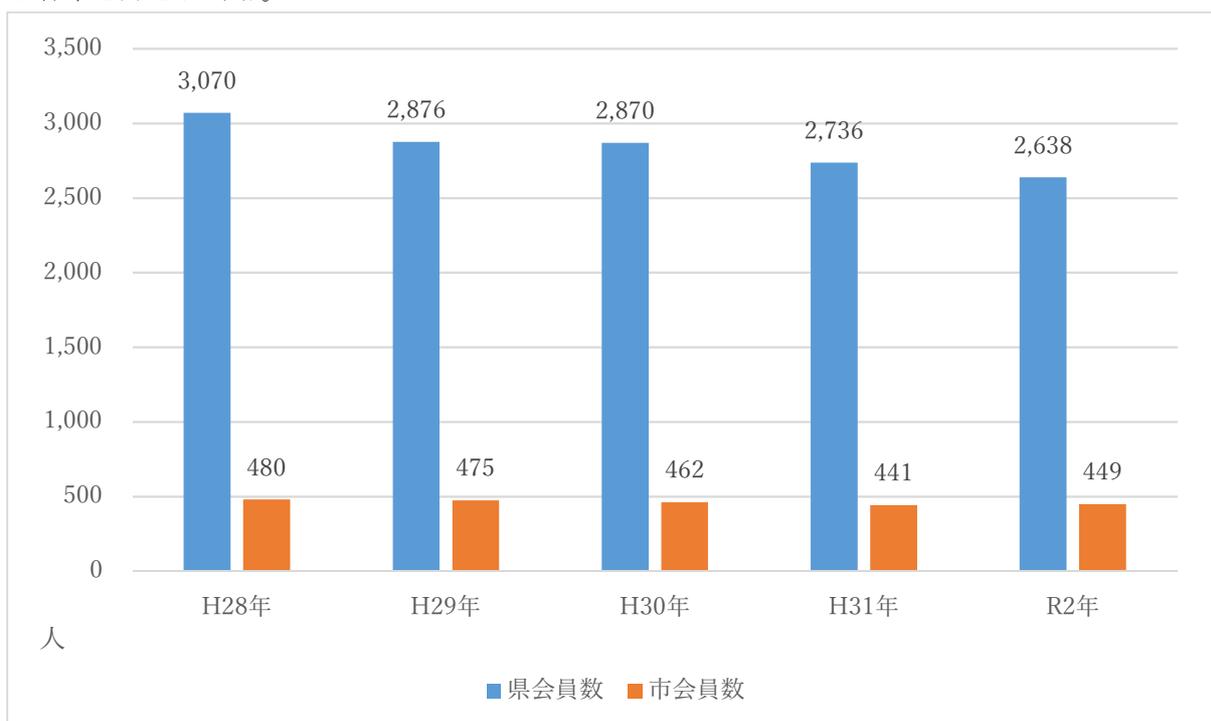
※各年 12 月 1 日時点。県保護司定数：1,055 人、市保護司定数：305 人。



出典：新潟保護観察所

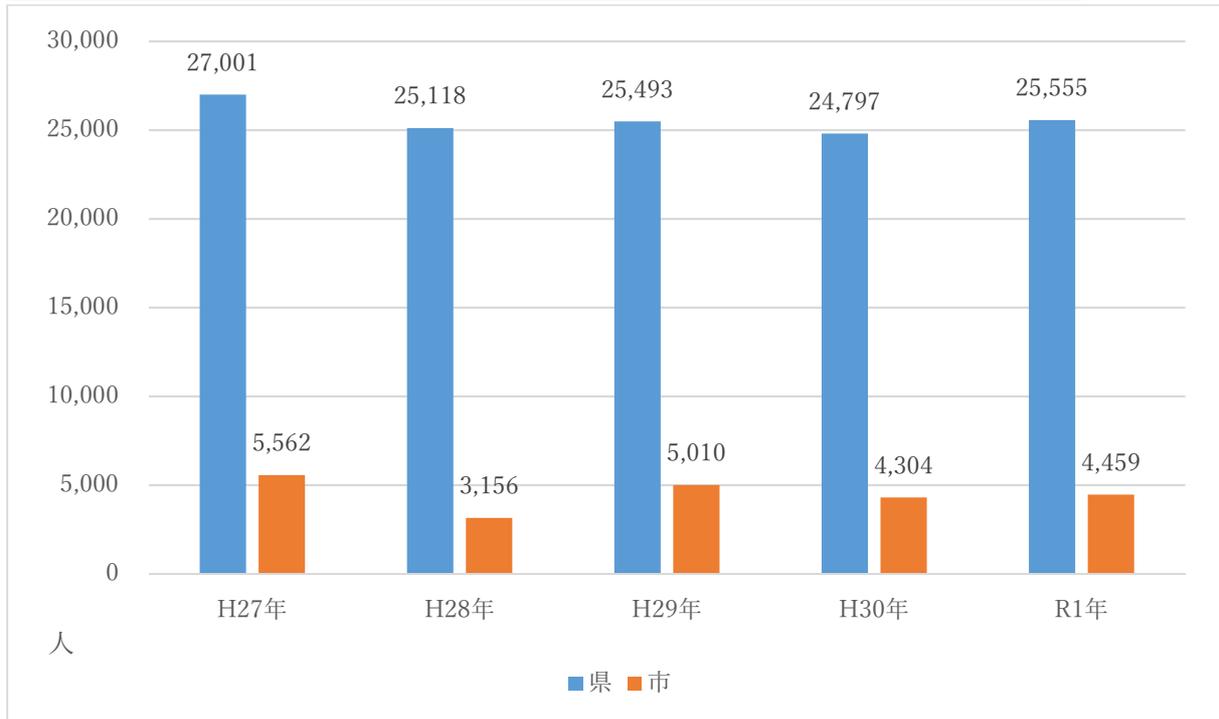
2. 新潟県及び本市における更生保護女性会員数の推移

※各年 4 月 1 日時点。



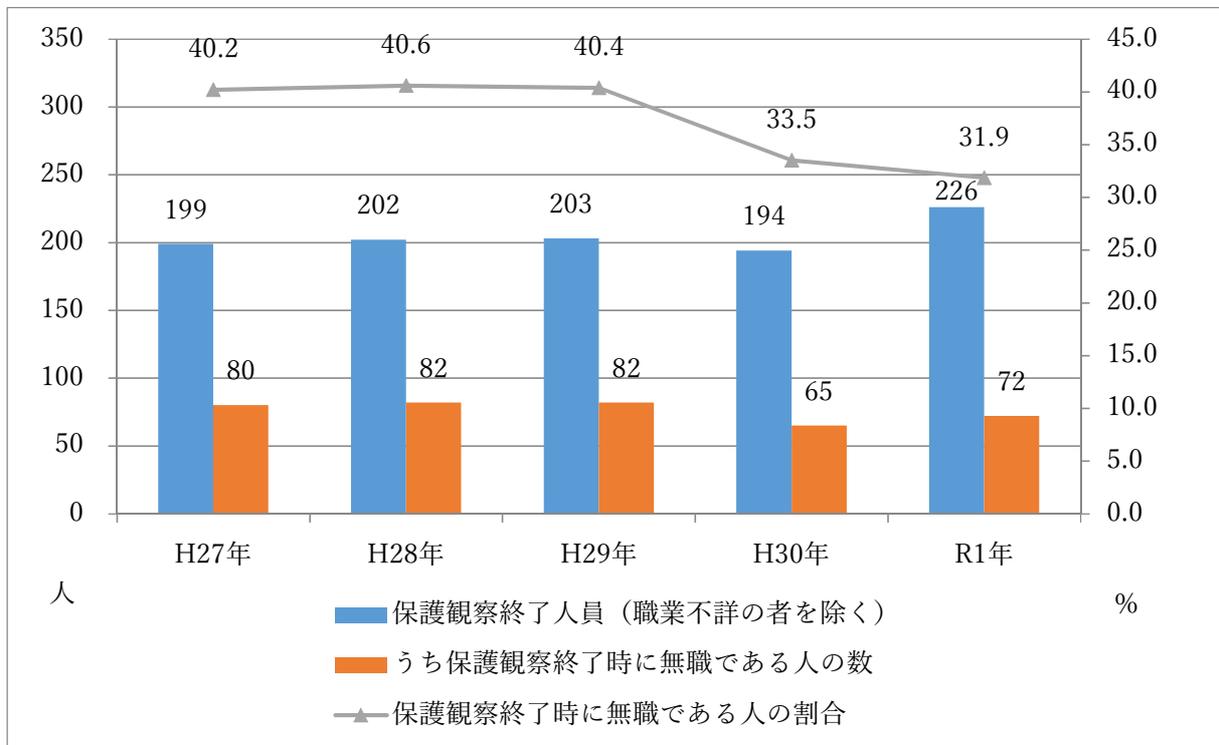
出典：新潟保護観察所

3. 新潟県及び本市における「社会を明るくする運動」行事参加人数の推移



出典：新潟保護観察所

4. 新潟県における保護観察終了時に無職である人の数及びその割合の推移（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

第3章 国の動向

第2期地域福祉計画を策定した平成27年以降、以下の法律が施行・改正されました。いずれも地域福祉の推進と密接にかかわる制度・施策であることから、本章ではこれらの制度・施策について国の動向を記載します。

年 月	内 容
平成27(2015)年4月	生活困窮者自立支援法施行
平成28(2016)年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
平成28(2016)年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行
平成30(2018)年4月	社会福祉法一部改正
令和3(2021)年4月	社会福祉法一部改正

1 社会福祉法

平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童福祉など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されるとともに、地域共生社会の実現に向け、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

また、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在だった地域住民が、事業者などと連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、地域住民は、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意するものとされました。

さらに、令和3年4月にも社会福祉法の一部が改正され、障がい者や高齢者、児童、生活困窮者などに関する事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対し一体的かつ重層的に支援する体制を整備する事業を行うことができるようになりました。

【生活困窮者自立支援制度関連】

2 生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立支援について本格的に検討された平成 25 年頃は、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加していたほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していました。また、生活保護受給世帯のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたという調査結果もあり、いわゆる「貧困の連鎖」も問題視されました。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要とされ、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

3 市町村地域福祉計画との関係

生活困窮者自立支援法制定に先立ち、平成 26 年 3 月に通知された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的とされ、計画に盛り込む事項（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）が示されました。

生活困窮者自立支援方策のポイント

- ① 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ② 生活困窮者の把握等に関する事項
- ③ 生活困窮者の自立支援に関する事項

【成年後見制度関連】

4 成年後見制度利用促進法

認知症や障がいがあることにより、契約や財産の管理などに支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するにもかかわらず、これらの人を支える重要な手段である成年後見制度がこれまで十分に利用されてきませんでした。

そのため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、成年後見制度利用促進法が平成 28 年 5 月に施行されました。

5 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法の施行を受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

【再犯防止関連】

6 再犯防止推進法

全国的に検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取り組みを着実に実施することはもとより、犯罪や非行をした人が犯罪の責任などを自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴などの生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がいます。

こうした人に対し、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援などを行うためには、国、地方公共団体、民間団体などの関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが必要であることから、平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行されました。

7 再犯防止推進計画

再犯防止推進法の施行を受け、再犯の防止などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

再犯防止推進計画における重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4章 基本理念・基本目標

第2期地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、第2章「本市の現状」や第3章「国の動向」を踏まえ、以下のとおり基本理念と基本目標を定めます。

この基本理念・基本目標は、地域共生社会の実現という考え方を加え、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

1 基本理念

みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい

自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』

本市に住み慣れた人も、住み始めたばかりの人も、あるいはこれから住む人も、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も「だれも」が本計画の対象です。

そんな「だれも」が、人と人、人と社会がつながり、認め、支えあうことにより、個人の尊厳と多様性が尊重され、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、地域住民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しています。

2 基本目標

1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者（以下「地域住民等」という。）が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などに関わらず、お互いを認めあい、支えあうことが大切です。

本人のみでなくその世帯や、自ら声を上げることができない人に気づいて手を差し伸べる意識を醸成するという考え方を表現しています。

2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり

地域において、福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題や、日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加する上での課題、社会的孤立といった課題を、包括的に受け止める体制を整備します。

そのうえで、地域住民等や行政といった「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が気づいた課題を抱える人・世帯を受け止め、互いに役割や責任を認識し、対等な立場で協力して支援する地域を作っていくという考え方を表現しています。

3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり

地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性でなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域を作っていくという考え方を表現しています。

4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

「気づき」、「つながり」、「受け止め」、「だれも」が役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域を作っていくという考え方を表現しています。

◎基本目標における「地域づくり」の考え方

- ・ 「地域」は単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使用しています。
- ・ 担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。

第5章 具体的な取り組み

1 地域共生社会の実現

誰もが老化、病気、事故などで、これまでと同じ生活を送れなくなる可能性があるほか、結婚し子どもが生まれたことによって生活が変わる可能性もあります。こうした、誰にでも起こり得る変化に対応するため、従来から分野ごとの社会保障制度がありました。

しかし、近年では 8050 問題などの多様化・複雑化する問題や、分野ごとの社会保障制度では十分に対応できない制度の狭間の問題などが生じています。

また、少子高齢化や核家族化、一人親世帯の増加、人間関係の希薄化などにより、家族や地域での支援機能が低下しています。

このような中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創り、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

2 包括的支援体制の構築 (P62 別紙イメージ図参照)

本人や世帯が抱える問題は、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、DV、消費者被害、自殺など多岐にわたります。

こうした問題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を制度の枠組みだけで見るとはならず、声にならなかつたり、制度を超えた問題についても注意を払う必要があります。また、その支援においては、生きる意欲や力、希望を引き出しながら、地域住民とのつながりや関係づくりを含め、包括的、継続的に支えていくことが求められています。

本市においても、地域住民等が主体的に問題を把握し解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制を構築し、必要な支援を実施します。

3 社会情勢の変化への対応について

人口減少や高齢化、自然災害、感染症の流行など、さまざまな要因で社会情勢は常に変化しています。

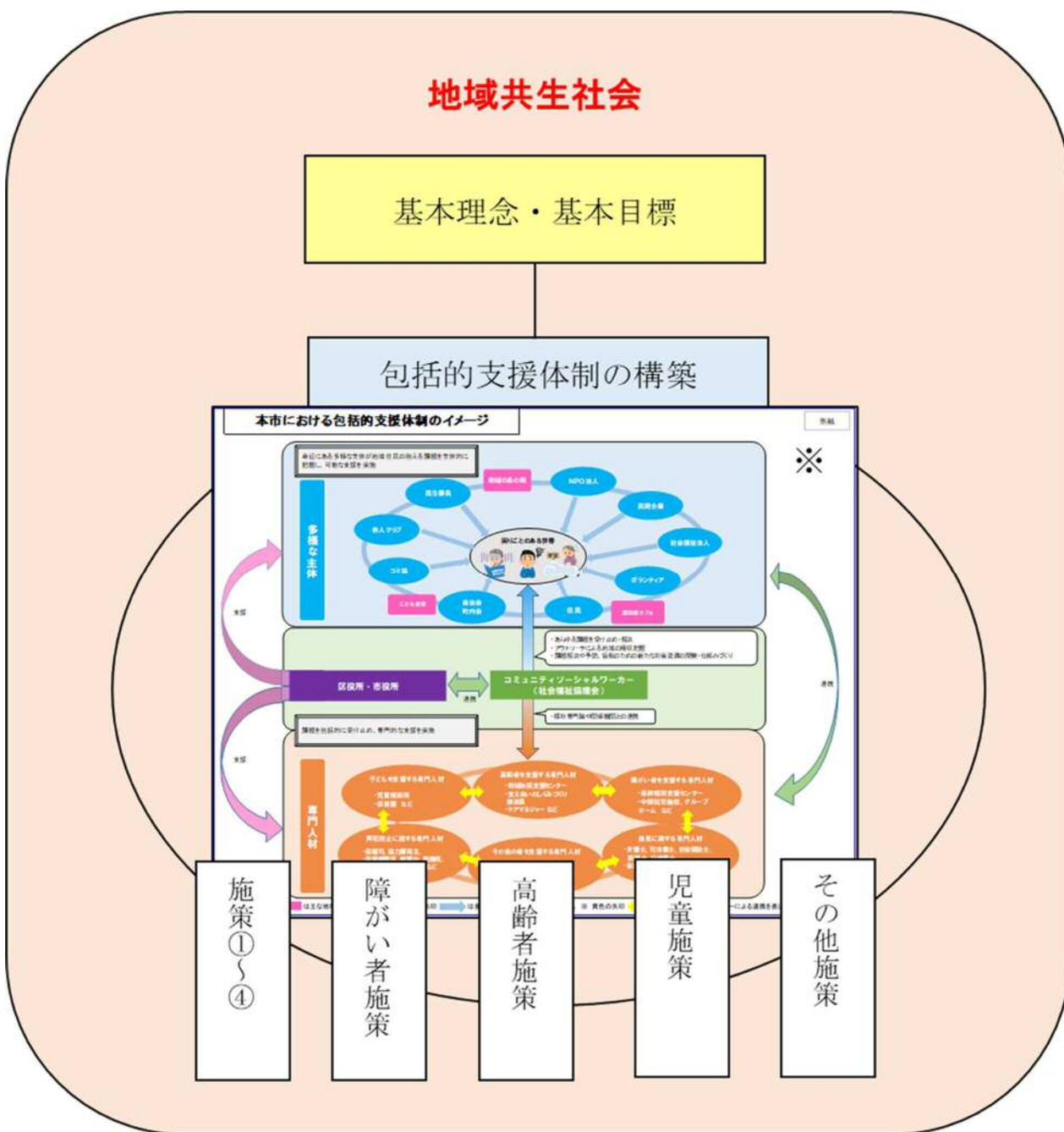
そのような中でも、既存の施策を推進することを基本としながら、その時々的情勢に合わせた効果的な取り組みを実行することにより、地域共生社会の実現に努めます。

4 基本理念・基本目標と施策の関係性

本計画の基本目標・基本理念は、次ページに記載する個々の施策に直接結びつくものではなく、地域共生社会の実現に向け、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

本市では、その実現のための手段として包括的支援体制を構築し、各福祉施策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施します。

○基本理念・基本目標のイメージ



※P62 参照

5 地域共生社会の実現のための施策

地域共生社会の実現のため、以下の施策に取り組みます。

施策① 地域福祉に関する事業の推進・・・34 ページ

1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援
2. 地域福祉コーディネーター育成事業
3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
4. 民生委員・児童委員活動への支援
5. ボランティアセンターの活動支援
6. 社会福祉法人の地域公益活動支援

施策② 生活困窮者自立支援制度の推進・・・38 ページ

1. 生活困窮者の早期把握
2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援（住居確保給付金などの事業）
3. 関係機関等との連携強化

施策③ 成年後見制度の推進・・・43 ページ

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
2. 協議会及び中核機関の整備
3. 地域連携ネットワークの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援機能）

施策④ 再犯防止の推進・・・50 ページ

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 学校等と連携した修学支援
4. 特性に応じた効果的な指導の実施
5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
6. 国・民間団体などとの連携強化

施策① 地域福祉に関する事業の推進

1 取り組み内容

福祉に関する分野別計画に記載がなく、障がい者や高齢者、児童など対象者を限定していない、広く市民を対象にしている取り組みを紹介します。

1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援（福祉総務課）

(1) 事業概要

地域住民をはじめ、関係機関などと協働しながら、一人一人が抱えるあらゆる課題を解決するため、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を各区社会福祉協議会に配置し、その活動を支援します。

(2) CSWの活動内容

ア. あらゆる課題への対応

地域住民や後述する地域福祉コーディネーターなどから寄せられる相談が多様化・複雑化しています。これらの相談や、制度の狭間で支援につながりにくいあらゆる課題を受け止めると同時に、アウトリーチにより地域の現状を把握し、福祉施設などで働く福祉専門職や関係機関との連携のもと、一人一人の課題の解決に努めています。

ひきこもりなど課題解決に時間がかかる困難なケースに対し、継続的につながる伴走型の支援を引き続き行うとともに、感染症対策・災害対応を見据えて、新たなニーズの把握や、支援のあり方、SNSなどの情報伝達手段の活用について検討します。

イ. 新たな社会資源の開発・仕組みづくり

個別支援から見えてくる課題と地域の現状を、地域住民や福祉専門職などと共有・整理し、課題解決や予防のための新たな社会資源の開発や仕組みづくりを行います。

ウ. ネットワークづくり

多様化・複雑化した問題を解決するための支援や、仕組みづくりのため、地域の多様な主体、団体や、福祉施設などを運営する社会福祉法人などとの連携をより一層推進し、障がい者や高齢者、児童福祉などの分野を超えたネットワークを構築します。

2. 地域福祉コーディネーター育成事業（福祉総務課）

(1) 事業概要

市内の民間福祉施設や社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政などの職員を「地域福祉コーディネーター」として育成し、普段の活動を通じ、自ら解決することができない問題を発見した場合に、他の福祉専門職やCSWへつなぎ、問題の解決に導きます。

(2) 事業内容

福祉専門職などを対象に、事例検討を通じて課題解決に導く手法を学ぶ育成研修を実施するとともに、育成研修修了者の能力向上のためフォローアップ研修を実施します。

3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業（福祉総務課）

(1) 事業概要

地域住民主体の見守り体制や民間事業者と連携した見守りネットワークを構築し、安心・安全な地域づくりを進めます。

(2) 事業内容

地域住民や新聞販売・宅配などの登録事業者が、日常生活や業務のなかで、高齢者や障がい者、子どもなどの異変を発見した際、地域包括支援センターに連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが区役所などと連携を図りながら支援します。

また、ネットワークの拡大や制度の周知に努めるほか、登録事業者同士や福祉専門職との連携を深め、適切に支援するための研修を実施します。

4. 民生委員・児童委員活動への支援（福祉総務課）

(1) 事業概要

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努める無報酬のボランティアとして市内の各地域に配置されています。本市は地域福祉の推進のため、民生委員・児童委員の活動を支援します。また、その活動を周知するとともに、担い手の確保に努めます。

(2) 民生委員の活動内容

一人暮らしの高齢者などへの訪問を通じ、福祉サービスを知らずに利用できない人など、福祉に関する困りごとを抱えている地域住民を把握し、必要な支援につなげる「つなぎ役」を担っています。

民生委員・児童委員は、民生委員法により守秘義務が課されており、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っています。

また、地区民生委員児童委員協議会を組織し、連絡・相談・報告を行う「定例会」

を毎月開催し、地域の茶の間や子ども食堂など、独自の地域活動や見守り活動を企画・実施しています。

(3) 民生委員協力員制度

民生委員の負担軽減を図るため、活動を補佐するパートナーを民生委員協力員として委嘱する制度です。民生委員1人につき1人委嘱することができ、地域の見守り活動などを行います。協力員にも守秘義務が課せられています。

5. ボランティアセンターの活動支援（福祉総務課）

(1) 事業概要

地域住民をはじめ、あらゆる世代にボランティアに関心を持ってもらうような講座を開催し、地域福祉の担い手を育成するとともに、一般就労に結び付きにくい人の就労準備訓練を行うなど、福祉に携わる機会や、活躍できる場を提供するほか、災害ボランティアセンターの設置訓練や研修を行う、社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターの活動を支援します。

(2) ボランティアセンターの活動内容

ア. ボランティアの担い手の確保

各区の課題やニーズに応じてさまざまなボランティア講座を開催するとともに、ボランティア講座の参加者を実際の活動につなげる仕組みづくりを行い、担い手の確保に努めています。

高校生、大学生、専門学校生などを対象に、「サマーチャレンジボランティア」を開催し、夏休み期間を利用してボランティア活動を行い、若年層の福祉やボランティア活動への関心を広げています。

イ. 災害ボランティアセンター設置訓練・研修

各区社会福祉協議会は地域住民のほか、地域の青年会議所、防災士会、日本赤十字社、NPOなどの関係団体と協力して、災害ボランティアセンター設置訓練及び研修会を開催し、役割分担を確認するなど災害に備えるほか、平時からの見守り活動に連携して取り組んでいます。

6. 社会福祉法人などの地域公益活動支援（福祉総務課）

(1) 事業概要

社会福祉法第24条第2項において、社会福祉法人はその高い公益性から、地域における公益的な取り組みを無料または低額で実施する責務が課されています。公益的な取り組みには、社会福祉法人が買い物支援や子ども食堂などを支援する直接的な支援のほか、環境美化や防犯活動などの間接的に社会福祉の向上に資する取り組みも含まれています。

積極的に地域における公益的な取り組みを実施する社会福祉法人などの裾野を広げる社会福祉協議会の活動を支援します。

(2) 活動内容

新たな協働や公益的な取り組みを推進するため、さまざまな分野の社会福祉法人などとの情報交換と交流の場を開催します。

2 目標

1. 目標

地域福祉の推進のため、前述の取り組みを進めます。また、その実現のため、以下を関係指標として定めます。

指 標	令和元年度 (2019 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
コミュニティソーシャルワーカーへの新規相談件数	150 件	280 件
地域福祉コーディネーター育成総数	1,097 人	1,980 人
高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業者数	327 者	490 者
民生委員協力員数	55 人	90 人
サマーチャレンジボランティア参加人数	189 人	300 人
災害ボランティアセンター設置訓練などへの参加団体数	123 団体	160 団体
公益的な活動に取り組む社会福祉法人数	53 法人	140 法人

施策② 生活困窮者自立支援制度の推進

1 取り組み内容

生活困窮者自立支援法において、生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と規定されています。

本計画の生活困窮者自立支援制度の推進における対象者は、生活保護受給に至る前の段階にあり、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱え、分野ごとの制度のみでは支援することが難しく、生活全般にわたる包括的な支援が必要な人（以下「生活困窮者」という。）とします。

生活困窮者が抱えている課題をみると、単に経済的な問題にとどまらず、誰にも相談できずに地域や社会から孤立している事例や、本人のみならず家族の問題などが絡み合っている事例が増えています。また、多重債務を抱えたり住まいを失うなど、問題が重篤化してから相談に訪れる事例については、支援が長期化する傾向にあります。

本市では、生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施するためパーソナル・サポート・センター（以下、「PS」という。）を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなどさまざまな生活課題を抱えた方々に対する包括的な支援を行います。

なお、これらの支援を行うにあたり、地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるよう、以下の視点で取り組みを進めます。

1. 生活困窮者の早期把握
2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援（取り組みと体制の確保）
3. 関係機関との連携強化

1. 生活困窮者の早期把握

昨今では、生活困窮者が抱える課題が複雑かつ複合化しているため、長期の支援を要する人が増えている状況です。これには、課題が複雑化する前の段階で生活困窮者を早期に把握することが重要となります。

そのため、生活困窮者の存在に気づいた行政窓口やさまざまな福祉相談機関、地域福祉活動団体などが自立相談支援につながるよう、関係機関との連携を強化します。

また、支援を必要とする人を相談窓口で待っているのみでなく、家庭訪問などのアウトリーチを強化します。

(1) 自立相談支援事業（福祉総務課）

自立相談支援事業は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものです。

本市の自立相談支援事業は、PSの相談支援員や、各区役所の生活支援相談員が対応しています。生活支援相談員は、主に来庁した生活困窮者や生活保護廃止が見込まれる人の相談対応にあたり、そのうち専門的または継続的な支援が必要な場合は、P

Sの相談支援員が中心となって支援します。

(2) 関係機関との連携（福祉総務課）

庁内の関係部局や庁外の関係機関などと連携を深めることで、生活困窮者を早期に把握し、地域において生活困窮者を適切かつ確実に支援へつなげる体制をつくります。

(3) アウトリーチ機能の充実（福祉総務課）

自ら区役所やP Sの窓口に出向くことが困難な人への対応として、相談窓口で待っているのみでなく、電話やメールのほか、家庭訪問や出張相談を行っています。引き続き、地域住民が身近な場所で相談することができるように、アウトリーチ機能の充実に努めます。

(4) 広報の強化（福祉総務課）

生活困窮者自立支援制度に関する情報が広く行きわたるように、チラシやパンフレットの配布、ポスターの掲示、本市の広報紙やホームページへの掲載などを継続するほか、関係する機関に直接事業説明を行うなど、さらなる広報の強化に取り組みます。

2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援

長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど複雑かつ複合的な課題を抱える人を広く対象としているため、個々の状態にあった自立支援プランを策定し、必要なサービスの提供につなげながら、包括的な支援を実施していく必要があります。

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく下記の事業を実施することで、さまざまな生活上の課題を抱える生活困窮者に対して包括的、個別的、早期的、継続的な支援を実施しています。

(1) 自立相談支援事業（福祉総務課）

P Sの相談支援員が、各区役所の生活支援相談員と連携を取りながら、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた自立支援プランを策定するとともに、各種支援が包括的に行われるよう関係機関と調整しながら支援を行います。

(2) 住居確保給付金（福祉総務課）

離職などにより住居を失った、またはそのおそれがある生活困窮者で収入や資産が一定水準以下の人に対して家賃相当分を支給します。

支給期間は、原則3か月、状況により最長9か月です。

(3) 就労準備支援事業（福祉総務課）

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援し、自立を促します。

本市の就労準備支援事業所には、通所型と入所型があり、それぞれ日常生活自立や社会生活自立、就労自立に関する支援を一貫して行います。

(4) 認定就労訓練事業（福祉総務課）

就労訓練事業所の認定を受けた事業者が、一般就労することが難しい人に就労訓練の場を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

(5) 一時生活支援事業（福祉総務課）

市内にシェルターを設置し、ホームレスなど住居のない生活困窮者に、緊急一時的な宿泊場所や衣食を提供します。

支援期間は、原則3か月、状況により最長6か月です。

(6) 家計改善支援事業（福祉総務課）

自身の家計状況を把握することが困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、家計収支の改善や家計管理能力の向上に向けた支援を行い、自立した生活の定着を図ります。

PSに専門の家計改善支援員を配置し、自立相談支援事業と一体的な支援を実施します。

(7) 子どもの学習・生活支援事業（福祉総務課）

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯の主に中学生に学習支援及び生活支援を行います。定期的な学習会の開催のほか、学習支援員が家庭訪問や面談を通して、高校受験の案内や手続きなどに関する支援を行います。また、高校進学をした後も中退防止を目的に相談助言を行います。

(8) その他の自立支援

一般就労に向けた支援だけでなく、PSの相談支援員、就労準備支援事業者、就労訓練事業者、ハローワークなどのさまざまな主体と連携しながら、それぞれの持つ専門性に応じた適切な役割分担の下、地域においてチームとして支援を行います。

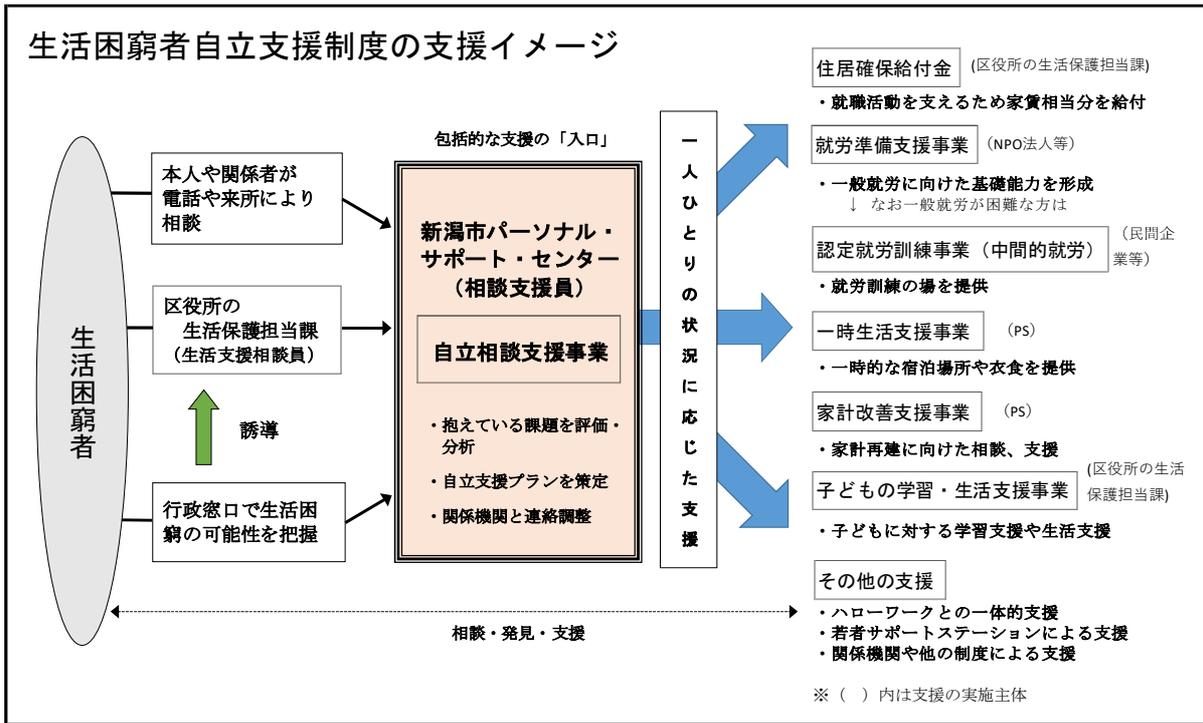
ア. 生活保護受給者等就労自立促進事業（福祉総務課）

ハローワークの常設窓口を市内3区役所（東区、中央区、西区）に設置することで、就労支援と生活支援についてワンストップ型の支援体制を整備し、生活困窮者や生活保護受給者、児童扶養手当受給者に対し、本市とハローワークによる一体的な支援を行います。

イ. 新潟地域若者サポートステーションによる支援（雇用政策課）

就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から39歳の無業者及び、概ね40代半ばまでの就職氷河期世代の無業者などに対し、一人一人に合わせた支援メニューを選定し、職業的な自立に向け支援します。

新潟地域若者サポートステーションとPSが相互に連携し、それぞれの強みを活かした継ぎ目のない支援体制の構築に努めます。



3. 関係機関などとの連携強化

生活困窮者は、複合的な課題を抱える人も多く、分野ごとの制度のみでは十分な課題解決に至らないケースもあります。支援する側がそれぞれの機能や強みを生かしながら、包括的に支援するためには、関係機関相互の連携が欠かせません。

そのため、福祉、就労、教育、税務、住宅などの関係部局はもとより、庁外の関係機関などが参加する地域のさまざまなネットワークとも連携し、生活困窮者への適切な支援を実施します。

(1) 庁内の関係部局との連携（福祉総務課）

行政の相談窓口などにおいて、支援が必要と思われる人がいた場合には、自立相談支援の窓口であるPSもしくは生活支援相談員に誘導するよう、関係部局に対し周知します。

また、関係部局それぞれが主催する会議へ相互に参加することで、関係部局との情報共有及び連携体制の強化を図っています。

(2) 庁外の関係機関などとの連携（福祉総務課）

国や県などの行政機関やNPO法人などの支援団体などとの連携を深め、生活困窮者が必要な制度を利用できず、地域や社会から孤立することのないよう、個々の生活困窮者の状況や支援体制について情報共有を行う支援会議などを通じて早期発見の仕組みづくりを推進するとともに、効果的かつ効率的な支援を行います。

2 目標

1. 目標

生活困窮者の自立に向けた支援とともに、生活困窮者が地域や社会から孤立することなく、役割や人とのつながりを実感することができる地域となるよう、取り組みます。

また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。

指 標	令和元年度 (2019 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
生活困窮者の新規相談件数(累計)	4,860 件 (※1)	12,000 件
自立支援プランの作成件数(累計)	2,315 件 (※1)	5,500 件
就労支援に関するプラン作成者のうち、就労・増収者数 (累計)	342 人 (※1)	810 人
子どもの学習・生活支援事業参加者の高校進学率 (※2)	100%	100%

※1 平成 27～令和元年度の累計

※2 各年度とも高校進学率を 100%にする

施策③ 成年後見制度の推進

1 取り組み内容

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう支援します。

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築

支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは以下の3つの役割にそって、必要な支援を実施します。

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

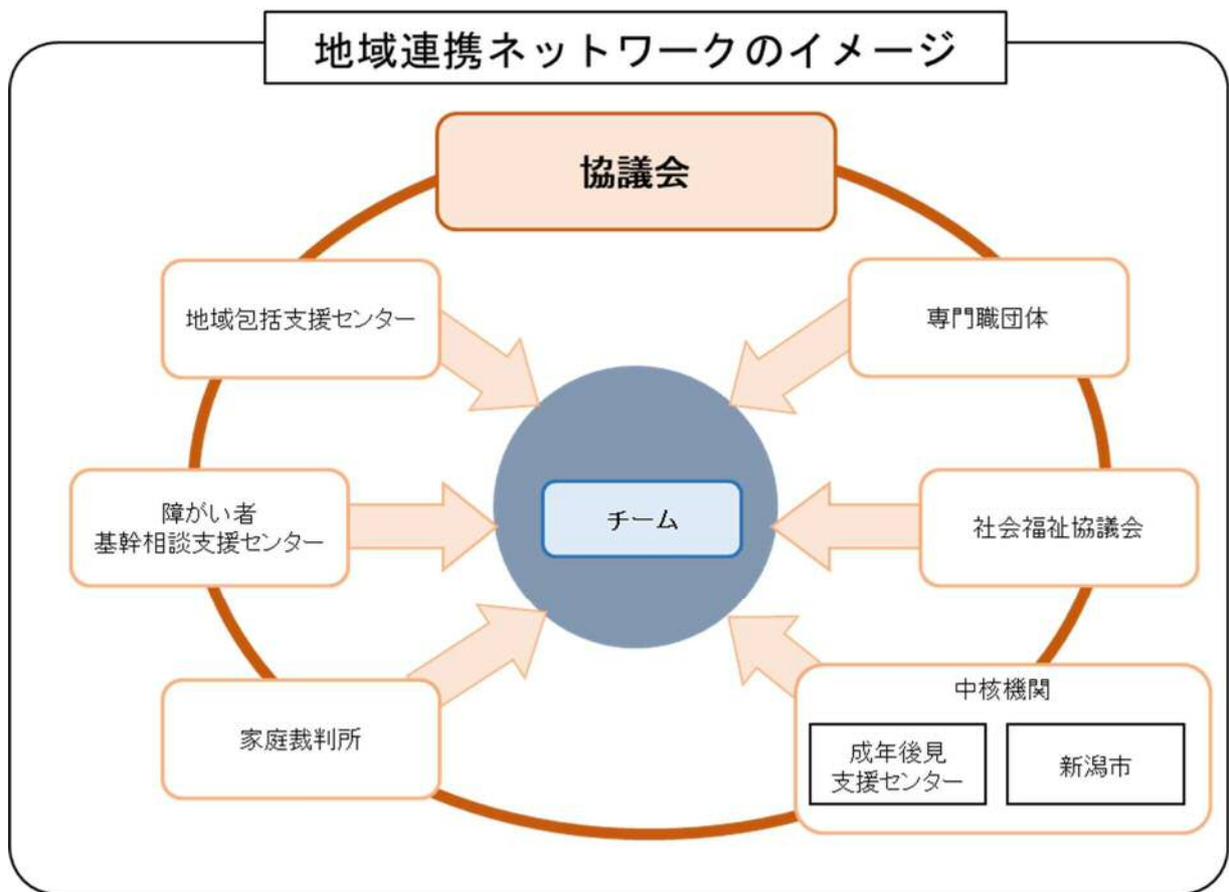
制度の広報・周知を通じ、関係者や市民の制度理解を促進し、自ら声を上げることができない人を含む権利擁護支援の必要な人が、速やかに必要な支援につながるよう努めます。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

制度に関する相談窓口を設置し、権利擁護支援の必要な人が速やかに相談することができるとともに、判断能力があるうちから、保佐・補助、任意後見などの利用を含め、将来のことを相談することができるよう努めます。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

当事者の意思決定を支援し、当事者の身上保護を重視した制度となるよう、必要な支援などを実施します。

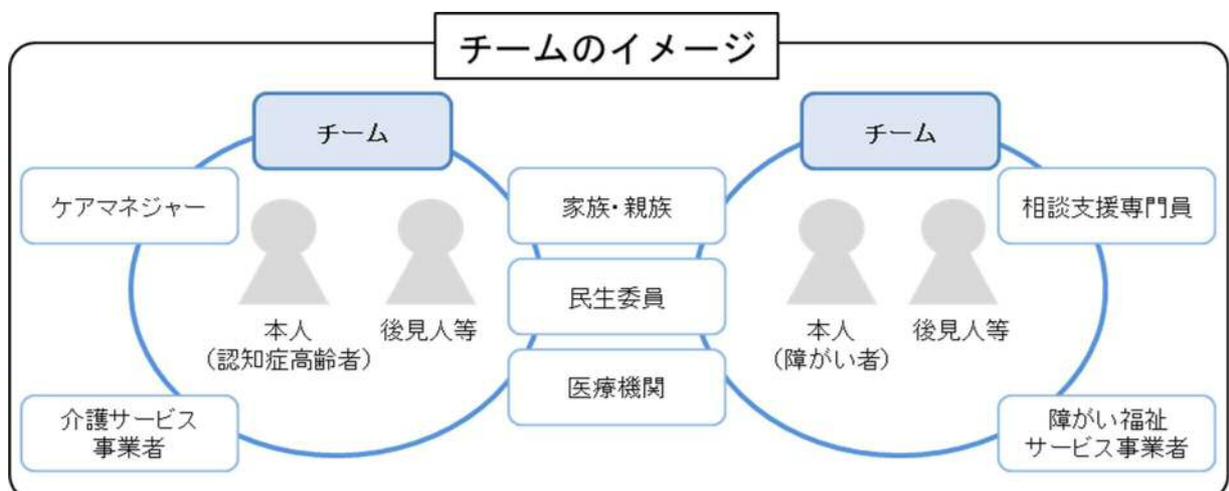


2. 協議会及び中核機関の整備

(1) チームとは

協力して日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

後見など開始前においては、地域の中で、権利擁護支援の必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける役割を果たし、後見など開始後においては、本人の自己決定を尊重し、身上保護を重視した制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と連携し、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。



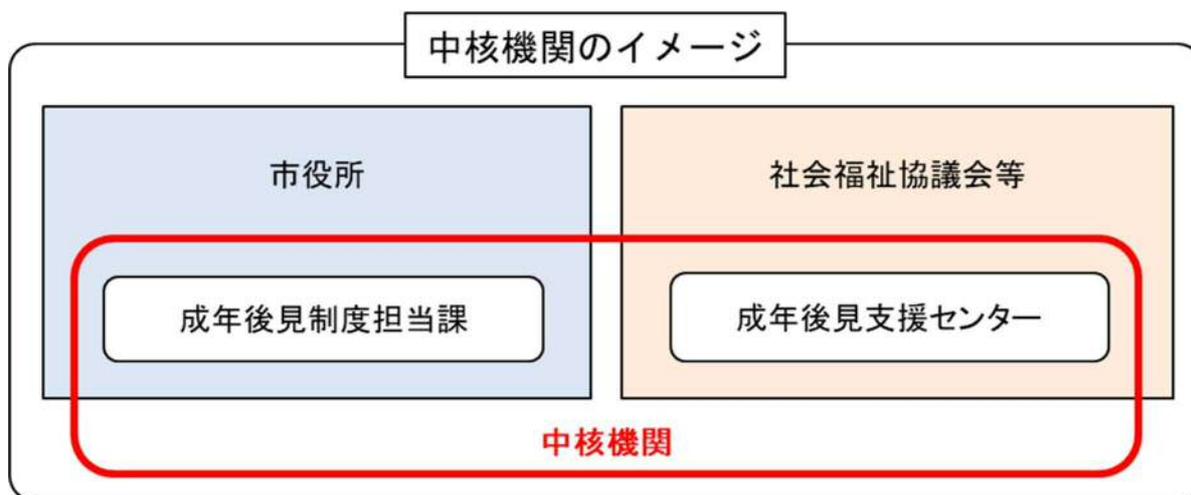
(2) 協議会の整備

後見など開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体などによる協議会を整備します。

(3) 中核機関の整備

協議会の事務局としてコーディネートを担う中核機関には、本市が委託する新潟市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）及び本市を位置づけます。

協議会に参画している団体の連携強化を図るとともに、より良い支援につながるよう役割などを調整し、円滑にチームを支援する体制を整えます。



3. 地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークの3つの役割を実現するため、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の4つの機能を担います。

なお、4つの機能に基づく取り組みを進め、成年後見人等の支援者が孤立することなく相談を受けられる体制や、チームや協議会で成年後見人等の不正の兆候などを把握したときに情報共有できる体制を整備することにより、不正の防止にもつながります。

地域連携ネットワークの3つの役割	4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	(1) 広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	(2) 相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	(3) 成年後見制度利用促進機能
	(4) 後見人支援機能
	(不正防止効果)

(1) 広報機能

自ら声を上げることができない人を含む、権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう、制度の周知に努めます。

事業名など	担当課	内 容
パンフレットの作成・配布	福祉総務課	成年後見支援センターのパンフレットを作成・配布します。
ホームページによる制度周知		制度周知のためのホームページを作成・管理します。
講演会などの開催		制度周知のための講演会などを開催します。
研修会などへの講師派遣		市民や地域団体、関係団体が開催する研修会などに講師を派遣します。

(2) 相談機能

判断能力が低下する前から、または判断能力が不十分になった早期の段階から、当事者や親族などの関係者が制度についての相談ができる窓口を設置するとともに、関係団体などの制度理解を深め、相談窓口の充実に努めます。

事業名など	担当課	内 容
一般相談の実施	福祉総務課	成年後見支援センターなどの相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施		弁護士・司法書士などによる専門相談を実施します。
カンファレンスへの相談員の派遣		カンファレンスへ相談員を派遣し、必要な支援を実施します。
申し立て支援の実施		家庭裁判所への申し立てに関する相談に応じ、支援します。

(3) 成年後見制度利用促進機能

ア. 受任者調整（マッチング）などの支援

市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。また、親族後見人候補者などからの相談を受け付け、家庭裁判所と連携して支援します。

事業名など	担当課	内 容
一般相談の実施【再掲】	福祉総務課	成年後見支援センターなどの相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施【再掲】		弁護士・司法書士などによる専門相談を実施します。
家庭裁判所との情報交換		定期的に家庭裁判所と情報交換します。
市長申立ての候補者推薦	障がい福祉課 高齢者支援課	市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。

イ. 担い手の育成・活動の促進

市民後見人養成研修を実施するとともに、同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成・支援します。

また、成年後見制度の担い手となる法人を支援します。

事業名など	担当課	内 容
市民後見人養成研修の実施	福祉総務課	担い手養成のため、市民後見人養成研修を実施します。
フォローアップ研修の実施		市民後見人養成研修修了者の資質向上のため、フォローアップ研修を実施します。
法人後見活動への支援		成年後見制度の担い手となる法人の活動に対し、助言や情報提供などを行います。

ウ. 日常生活自立支援事業など関係制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用者のうち、判断能力が低下した人に対し、保佐・補助類型を含む成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。また、低所得者などについても制度を活用できるよう、市長申立てや成年後見制度利用支援事業を実施します。

事業名など	担当課	内 容
成年後見制度利用支援事業の実施	障がい福祉課 高齢者支援課	制度を利用するうえで必要な費用負担が困難な人に助成します。
市長申立ての実施		本人や家族が後見など開始の申し立てができない場合、市長が申し立てます。

(4) 後見人支援機能

親族後見人などからの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携しながら、本人の意思を尊重し、身上に配慮した事務が行われるよう支援します。また、専門的知見が必要な場合、専門職団体などと連携し支援します。

事業名など	担当課	内 容
一般相談の実施【再掲】	福祉総務課	成年後見支援センターなどの相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施【再掲】		弁護士・司法書士などによる専門相談を実施します。
家庭裁判所との情報交換【再掲】		定期的に家庭裁判所と情報交換します。

2 目標

1. 目標

判断能力が不十分な人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続できる地域となるよう、前述の4つの機能に掲げた取り組みを進めます。

また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。

指 標	令和元年度 (2019 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
成年後見制度を知っている人の割合	57.2% (※)	増加
自身や親族が認知症などになり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思う人の割合	47.1% (※)	増加
成年後見制度利用者数	1,849 人 (10 月 31 日時点)	3,000 人
市民後見人養成研修修了者数 (延べ数)	150 人	280 人

※令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート結果より

施策④ 再犯防止の推進

1 取り組み内容

本計画における再犯防止関連施策の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった人のうち、年齢や性別などに関わらず支援が必要な人（以下、「犯罪をした者等」という。）とします。

また、犯罪をした者等が地域で安定した生活を送るためには、地域住民の再犯防止に関する理解が不可欠であることから、市民も対象者としています。

本市では、犯罪をした者等であるかどうかに関わらず、福祉・医療・住宅などのさまざまな分野で支援が必要な人に対し、必要な支援を実施していますが、国の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、以下の重点課題を定めます。

なお、再犯防止については、就労や住居、教育など施策が多くの分野に関連し、新たに体系立てて取り組みを進める必要があるため、他の分野別計画などに記載・進捗管理されている事業についても掲載することとします。

○重点課題

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 学校などと連携した修学支援
4. 特性に応じた効果的な指導の実施
5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
6. 国・民間団体などとの連携強化

1. 就労・住居の確保

犯罪をした者等の中には、前科などがあることや、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないなどの理由から就労に結び付いていない場合があります。また、身元保証人を得られなかったり、家賃滞納歴などにより民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できない場合があることから、犯罪をした者等の就労支援及び適切な住居の確保を進めます。

(1) 就労の確保

ア. 協力雇用主の紹介（福祉総務課）

犯罪をした者等を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主について、市ホームページなどで周知し、制度の促進に努めます。

イ. 就労準備支援事業（福祉総務課）【再掲】

P39 参照。

ウ. 認定就労訓練事業（福祉総務課）【再掲】

P40 参照。

エ. 新潟地域若者サポートステーション（雇用政策課）

就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ 15 歳から 39 歳の無業者及び、概ね 40 代半ばまでの就職氷河期世代の無業者などに対し、一人一人に合わせた支援メニューを選定し、職業的な自立に向け支援します。

オ. 競争入札参加資格審査での加点措置（契約課）

競争入札参加資格審査において協力雇用主への加点措置を行います。

カ. 他の分野別計画などに記載・進行管理されている事業

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
第 4 次新潟市障がい者計画		
障がい者就業支援センター	障がい福祉課	就職を希望する障がいのある人の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着などを支援するほか、在職中の人を抱える雇用・福祉・医療・教育などの課題に対し、関係機関と連携し支援します。
新・すこやか未来アクションプラン		
自立支援プログラム策定事業	こども家庭課	児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給しているひとり親家庭の父または母、もしくは将来において受給が見込まれる人(離婚前の人を含む)の自立や就職活動などを、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターなどと連携して支援します。
自立支援教育訓練給付金		児童扶養手当などを受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を習得するため、国で指定された講座を受講して修了した場合に経費の 60%を給付します。
高等職業訓練促進給付金		児童扶養手当などを受給、もしくは受給できる所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、定められた資格を取得するため養成機関に通う場合、一定期間につき生活費相当額を給付します。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付		高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の人を対象として資金を貸し付けます。

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
新潟市教育ビジョン 第4期実施計画		
若者支援事業	地域教育推進課	新潟市若者支援センターで、若者の社会的自立・職業的自立に向け、若者が自分に自信をもち社会性を身に付け、夢や目標に向かって動き出すことを支援します。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成します。

(2) 住居の確保

ア. 更生保護施設に対する支援（福祉総務課）

更生保護施設を運営する更生保護法人に対する助成を行います。

イ. 住居確保給付金（福祉総務課）【再掲】

P39 参照。

ウ. 一時生活支援事業（福祉総務課）【再掲】

P40 参照。

エ. 市営住宅（住環境政策課）

住宅に困っている人が、周辺の民間賃貸住宅に比べて安い家賃で入居できます。重度身体障がいや視覚障がいのある人向けの市営住宅もあります。

オ. 民間賃貸住宅の相談支援（住環境政策課）

本市は県が中心となって設立した新潟県居住支援協議会に参画しています。その居住支援協議会では住まいに困っている人の相談を受け、民間賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しの支援を行います。

カ. 他の分野別計画などに記載・進行管理されている事業

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
新・すこやか未来アクションプラン		
母子世帯向け住宅	こども家庭課	20歳未満の子を扶養する母子家庭の母とその子が入居できる母子家庭向けの市営住宅です。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪をした生活困窮者や高齢者、障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

(1) 生活困窮者などへの支援

ア. 生活保護（福祉総務課）

病気や事故で働けない場合や、離別や死別で世帯の収入がなくなった場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援します。

イ. 自立相談支援事業（福祉総務課）【再掲】

P39 参照。

(2) 高齢者または障がい者などへの支援

ア. 民生委員・児童委員への情報提供（福祉総務課）

民生委員・児童委員が出席する会議・研修などで、地域福祉計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする人についての課題を共有します。

イ. 他の分野別計画などに記載・進行管理されている事業

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
第4次新潟市障がい者計画		
障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉課	障がいがある人が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供など、総合的に支援します。

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
新潟市地域包括ケア計画		
地域包括支援センター	地域包括ケア推進課	高齢者の健康保持や生活の安定のために、高齢者に関する相談、支援を行います。
認知症予防出前講座		研修を受講した運動普及推進委員が、地域の茶の間やサークルなどを訪問し、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした認知症予防・健康づくりのメニューを提供します。
新潟市医療計画		
認知症疾患医療センター	こころの健康センター	保健・医療・福祉機関と連携を図りながら、専門医療福祉相談・鑑別診断・治療方針の選定に加え、関係者に技術援助を行うことにより、地域の認知症患者の保健医療・福祉サービスの向上を図ります。

(3) 薬物依存を有する人への支援

ア. 薬物などの依存症対策（こころの健康センター）

電話・面接相談や、家族教室・回復に向けたプログラムの運営などを行います。

3. 学校などと連携した修学支援

将来を担う児童生徒の健全育成を図り、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行をした児童生徒の立ち直りのため、必要な支援を行います。

ア. 子どもの学習・生活支援事業（福祉総務課）【再掲】

P40 参照。

イ. 他の分野別計画などに記載・進行管理されている事業

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
新・すこやか未来アクションプラン		
児童相談所による相談・支援	児童相談所	教育や非行の相談など、18歳未満の子どもさまざまな問題について、専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言をします。

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
新潟市教育ビジョン 第4期実施計画		
新潟市奨学金制度	学務課	経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に奨学金の貸付を行います。
若者支援事業【再掲】	地域教育推進課	新潟市若者支援センターで、若者の社会的自立・職業的自立に向け、若者が自分に自信をもち社会性を身に付け、夢や目標に向かって動き出すことを支援します。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成します。
青少年健全育成事業		市内の繁華街を中心とした街頭育成活動や啓発活動などを通して、青少年の非行・被害の未然防止に取り組みます。また、各地区青少年育成団体などの活動支援や「わたしの主張大会」の取り組みを推進し、青少年の健全な成長を支える地域力の活性化を図ります。
スクールカウンセラー(カウンセラー等活用事業)	学校支援課	すべての市立学校に配置したスクールカウンセラーによるカウンセリングを通して、子どもたちの抱える悩みや問題の解消・軽減に努めます。
新潟市の学校教育		
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校支援課	スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者への直接的な個別援助、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携などに当たります。また、児童生徒を取り巻く環境の改善を通して、児童生徒の抱える問題を解決していきます。 犯罪をした者等が復学する際は、学校や関係機関と連携し、支援します。

4. 特性に応じた効果的な指導の実施

再犯防止のためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況などの特性に応じ、適切に支援することが重要であることから、その特性に応じた適切な支援を進めます。

ア. 他の分野別計画などに記載・進行管理されている事業

主たる分野別計画の名称		
事業名など	担当課	内 容
第4次新潟市障がい者計画		
新潟市発達障がい支援センター	障がい福祉課	乳幼児から成人までの発達障がいのある人とその家族・支援者からの相談に応じます。また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか医療相談も行います。
新・すこやか未来アクションプラン		
新潟市立児童発達支援センター	こども家庭課	発達に心配のある就学前の児童に対し、毎日の生活や遊びを通して療育します。また、ことばが遅い、幼稚園・保育園の集団にうまく適応できないなどの相談に応じます。
妊娠・子育てほっとステーションによる相談・支援		妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応します。
児童相談所による相談・支援	児童相談所	子どもの発達が気になるなど、18歳未満の子どものさまざまな問題について、専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言をします。
新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画		
新潟市配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画課	配偶者・パートナーからの暴力で悩んでいる人の相談に応じます。
女性相談員による相談		夫婦や家族間の家庭内の問題や配偶者からの暴力被害について相談に応じます。
アルザにいがた相談室		家族・夫婦、対人関係、生き方、DV、性暴力などの悩みについてカウンセリングを行います。

5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

再犯の防止などに関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会などの民間ボランティアなどの協力により支えられています。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援が重要であることから、民間協力者の活動の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。

(1) 民間協力者の活動の促進

ア. 民間ボランティアの周知・人材確保（福祉総務課）

市ホームページなどにおいて、保護司、更生保護女性会をはじめとした民間ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めるとともに、民間ボランティアの募集の呼びかけに協力し、人材の確保を支援します。

イ. 更生保護サポートセンターへの支援（北区・東区の各健康福祉課、中央区東出張所、秋葉区地域総務課、西蒲区区民生活課）

市有施設に開設する更生保護サポートセンターについて貸付料を減免し、活動を支援します。

ウ. 保護司会への支援（東区・中央区・秋葉区・西蒲区の各健康福祉課）

保護司会に対する助成を実施し、支援します。

(2) 広報・啓発活動の推進

ア. 犯罪をした者等の社会復帰に関する市民の理解促進（福祉総務課）

犯罪をした者等の社会復帰に関する市民の理解促進について、市ホームページなどで啓発します。

イ. 社会を明るくする運動の推進（福祉総務課、各区健康福祉課）

再犯防止等推進法第6条による、啓発月間の取り組みとして、「社会を明るくする運動」を、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。

6. 国・民間団体などとの連携強化

再犯防止の推進のためには、国が行う刑事司法手続き中の社会復帰支援や、国や民間団体が行う社会復帰支援との連携が欠かせないことから、関係団体との連携を強化します。

ア. 新潟市地域福祉計画（再犯防止推進計画）の策定・管理（福祉総務課）

国・民間団体などと連携し、新潟市地域福祉計画（再犯防止推進計画）を策定し、管理します。

イ. 協力雇用主の紹介（福祉総務課）【再掲】

P50 参照。

ウ. 更生保護施設に対する支援（福祉総務課）【再掲】

P52 参照。

エ. 民間ボランティアの周知・人材確保（福祉総務課）【再掲】

P57 参照。

オ. 更生保護サポートセンターへの支援（北区・東区の各健康福祉課、中央区東出張所、秋葉区地域総務課、西蒲区区民生活課）【再掲】

P57 参照。

カ. 保護司会への支援（東区・中央区・秋葉区・西蒲区の各健康福祉課）【再掲】

P57 参照。

キ. 社会を明るくする運動の推進（福祉総務課、各区健康福祉課）【再掲】

P57 参照。

<参考>関係機関の取り組み

(1) 国

ア. 新潟刑務所

社会福祉士などの資格を持つ常勤の福祉専門官を配置し、福祉的支援の充実を図ります。福祉的支援の対象者が、県内に帰住する場合または他県でも地域福祉の利用歴がある場合は、保護観察所や地域生活定着支援センターなどと情報共有を密に行いながら、特別調整を視野に入れた支援を行います。

また、特別調整を行わない場合は、独自調整として支援を行っており、県内の行政や福祉施設と連携し、必要な調整を行うなどして帰住させ、また、保護観察所などの関係各機関と協力し、通所サービスの利用ができるよう福祉調整を行います。

イ. 新潟少年学院

依頼や要望があった際は、職員を講師として派遣し、中学生や高校生などを対象とする薬物依存などの非行防止に関する講義を実施します。

また、教育委員会における教育相談センターなどに職員を講師として派遣し、再非行防止に向けた取り組みに関する講義を実施することも可能です。

ウ. 新潟少年鑑別所（新潟法務少年支援センター）

在所中の少年に対して、その自主性を尊重しつつ、就学・就労支援の機会を設け、健全育成のための支援を行います。

また、「新潟法務少年支援センター」の別称を用いて、地域の関係機関・団体、家族、本人などからの依頼による非行・犯罪に関する心理相談を受け付けるほか、青少年の健全育成に関する研修・講演への講師派遣、出前授業（法教育、薬物乱用防止教室など）を行います。

以上の活動を通じて、地域社会における非行及び犯罪の防止に取り組みます。

エ. 新潟保護観察所

関係機関・団体との間で、必要な情報交換を行うとともに、連携の強化を目的に「薬物依存を有する者への断薬及び依存回復支援についての意見交換」、「刑務所出所者などの県内の就労状況及び円滑な就労支援の方策などについての意見交換」、「高齢または障がいの問題を抱える刑務所出所者などの福祉への円滑な移行などについての意見交換」などの協議会を開催します。

(2) 県

ア. 地域生活定着支援センター

高齢または障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない矯正施設出所予定者の社会復帰のため、本県が設置している「新潟県地域生活定着支援センター」は、刑事司法関係機関と連携し、矯正施設出所予定者の社会復帰を支援します。

イ. 新潟県居住支援協議会

新潟県居住支援協議会を通じ、罪をした者等の民間賃貸住宅への入居、賃貸人の理解の促進に努めます。

(3) 民間

ア. 更生保護女性会

新潟市、新潟保護観察所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動に取り組みます。また、地域と連携し、子育て支援活動を行います。

イ. 更生保護法人新潟県保護会

犯罪をした者等を受け入れる更生保護施設を運営し、被保護者の宿泊及び食事の供与、生活指導を行い、被保護者の改善更生及び再犯防止に努めています。

ハローワークの専門援助部門職員及び協力雇用主と連携し被保護者の早期就業・継続就業の就労支援を実施しています。また、専門の職員を配置し高齢または障がいのある被保護者が必要な福祉サービスを受けられるよう社会復帰支援体制を構築するとともに、薬物事犯者に対しては薬物依存回復支援プログラムなどの薬物依存離脱指導を実施しています。「要医療高齢者を巡る医療と社会復帰への関係機関連携」など、各関係機関とのネットワークを構築するとともに各種社会資源と連携し、その有効活用を図っています。そして、退寮した被保護者の生活相談に乗るなどフォローアップ事業にも努めています。

ウ. 特定非営利活動法人新潟県就労支援事業者機構

新潟市、新潟保護観察所その他の関係機関、団体と緊密に連携しながら、犯罪をした人または非行のある少年に対し、再犯防止の観点から、就職の機会を得て自立することが重要であることに鑑み、犯罪者などへの就労を支援するほか、犯罪者などを雇用する事業者への支援を行うことで、雇用機会の拡充を図ります。

エ. 新潟市保護司会連絡協議会

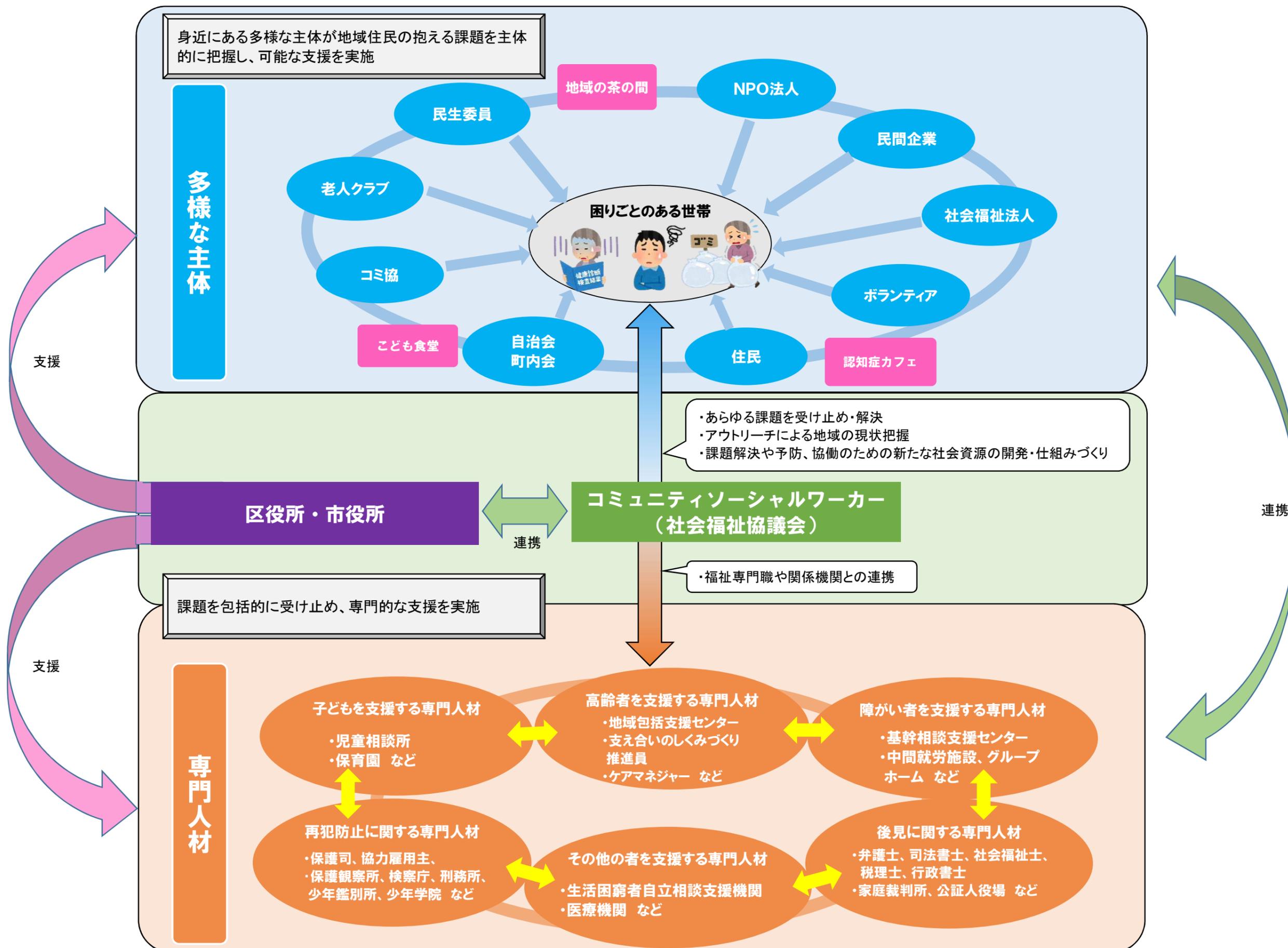
新潟市、新潟保護観察所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、更生保護活動の充実に向けた取り組みを行います。具体的には、更生保護サポートセンター運営、保護司候補者検討協議会の開催、保護司適任者確保に向けた働き掛け、「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防活動の展開、他の更生保護民間協力組織及び地域における防犯関係、青少年育成関係団体が行う広報啓発活動への支援協力などです。

2 目標

1. 目標

本市において再犯防止を推進し、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安心・安全に暮らせる地域となるよう、前述の6つの重点課題に基づく取り組みを進めます。また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。

指 標	令和元年 (2019年)	令和8年 (2026年)
少年を除く刑法犯再犯者率	53.2%	減少
保護司数	275人 (令和元年12月1日時点)	増加
更生保護女性会員数	449人 (令和2年4月1日時点)	増加
協力雇用主数	170社 (令和元年12月31日時点)	増加
社会を明るくする運動参加者数	4,459人	増加



※ ピンクの囲み ■ は主な地域活動を表している。 ※ 青色の矢印 → は多様な主体による支援を表している。 ※ 黄色の矢印 ↔ は地域福祉コーディネーターによる連携を表している。

資料編

1 計画の策定経過

1 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

実施年	実施月日	会議名等	主な内容
令和元年	11月28日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none">正副委員長の選出について新潟市地域福祉計画の改定について
	12月26日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none">基本理念・基本目標について
令和2年	7月10日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none">素案について
	9月7日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none">素案について
	11月6日	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none">素案について計画の評価について

2 同委員会成年後見制度分科会

実施年	実施月日	会議名など	主な内容
令和元年	12月20日	第1回分科会	<ul style="list-style-type: none">分科会長の選出について第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会(全体会)について成年後見関連について
令和2年	1月29日	第2回分科会	<ul style="list-style-type: none">関連データについて素案について

3 同委員会再犯防止分科会

実施年	実施月日	会議名など	主な内容
令和元年	12月25日	第1回分科会	<ul style="list-style-type: none">分科会長の選出について第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会(全体会)について再犯防止関連について
令和2年	1月31日	第2回分科会	<ul style="list-style-type: none">関連データについて素案について

2 委員名簿

※敬称略

1 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

所属・役職名	氏名	備考
新潟ボランティア連絡会（会計）	石橋 富美世	
特定非営利活動法人新潟NPO協会 代表理事	石本 貴之	第1回～3回
	堀田 伸吾	第4回以降
一般社団法人新潟県労働者福祉協議会 新潟市パーソナルサポートセンター センター長	蛭原 勝	
新潟県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 副委員長	大沢 理尋	
新潟市区自治協議会会長会議 座長	小田 信雄	
新潟県司法書士会（公社）成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部 支部長	帯瀬 利明	
新潟市地域包括支援センター藤見・下山 管理者	金子 直子	
新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉 管理者	小林 泰訓	
新潟保護観察所 所長	佐々木 武則	第1回～2回
	松川 正徳	第3回以降
新潟大学大学院医歯学総合研究科 教授	高橋 英樹	
新潟市老人クラブ連合会 副会長	土田 正榮	
新潟市保護司会連絡協議会 会長	寺山 仁一	
新潟県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ新潟」本部運営委員	林 正海	
新潟医療福祉大学 副学長・社会福祉学部長	丸田 秋男	委員長
新潟市民生委員児童委員協議会連合会 地域福祉部会長	南 ミイ子	第1回
	橋本 京子	第2回以降
新潟県立大学人間生活学部 人間生活学部長	村山 伸子	
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 副会長	本村 美八留	副委員長
新潟地方検察庁 統括捜査官	本山 幸平	第1回～2回
	伊藤 嘉之	第3回以降

2 同委員会成年後見制度分科会

所属・役職名	氏名	備考
新潟県行政書士会 会長	相羽 利子	
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 福祉相談支援課権利擁護推進係	石本 裕樹	
新潟県司法書士会 (公社)成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部 支部長	帯瀬 利明	
新潟県弁護士会	菊池 淳哉	
関東信越税理士会新潟県支部連合会 公益活動対策部長	小嶋 徹	
新潟大学大学院医歯学総合研究科 教授	高橋 英樹	分科会長
新潟県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ新潟」本部運営委員	林 正海	

3 同委員会再犯防止分科会

所属・役職名	氏名	備考
特定非営利活動法人新潟県就労支援事業者機構 理事	石曾根 公二	
新潟少年鑑別所 所長	内山 八重	
新潟刑務所 首席矯正処遇官	榎本 健一	第1回～2回
	田中 正博	第2回後
新潟少年学院 教育・支援部門首席専門官	尾崎 士郎	
新潟保護観察所 所長	佐々木 武則	
新潟県弁護士会	鈴木 麻理絵	
新潟市保護司会連絡協議会 会長	寺山 仁一	
新潟地区更生保護女性会 会長	二木 ちどり	
新潟医療福祉大学 副学長・社会福祉学部長	丸田 秋男	分科会長
新潟地方検察庁 統括捜査官	本山 幸平	
更生保護法人新潟県保護会 理事長	山本 文治郎	

3 アンケート調査結果（抜粋）

1 アンケート名

新潟市の地域福祉に関するアンケート調査

2 調査概要

項目	内容
調査地域	新潟市全域
調査対象	満 20 歳以上の男女個人
標本数	4,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送法(調査票の配布・回収とも)による自記式アンケート調査
調査期間	令和元年 8 月 5 日～8 月 20 日

3 回収結果

有効回答数（率） 2,090（52.2%）

4 集計表の数字及びコメントについて

結果は百分率（%）で表示し、小数点第 2 位を四捨五入して算出しており、四捨五入の結果、個々の比率の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100%を超えることがあります。

図表中の「n」（Number of case の略）は、質問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比（%）を算出するための基数です。

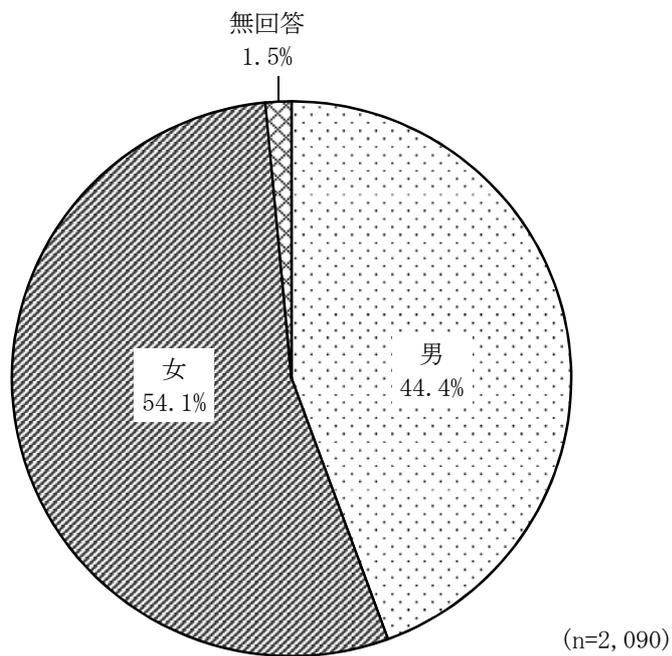
本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分があります。

表中で網掛けがある数字は、各項目の上位 3 位までの結果です。

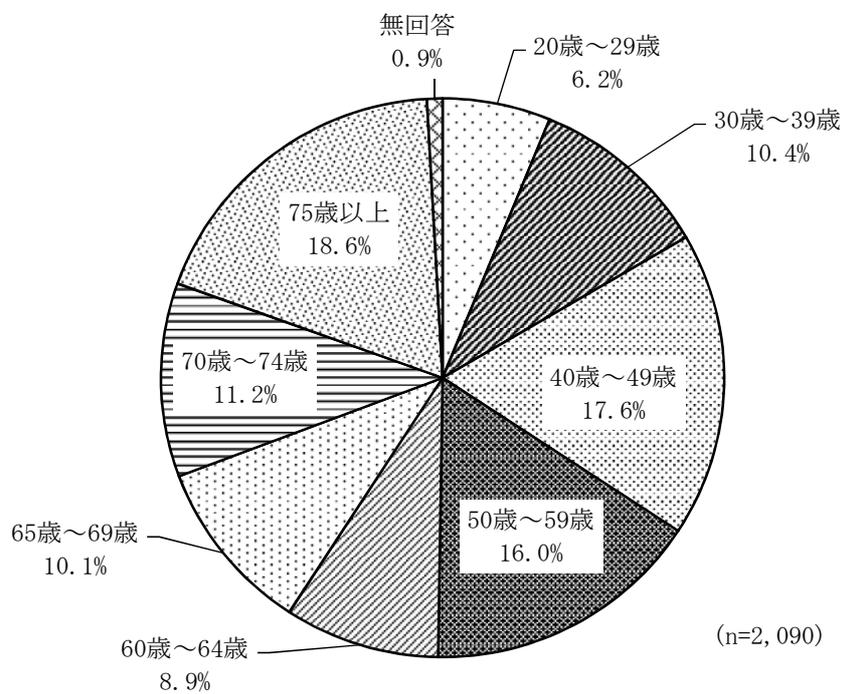
属性分析においては個々の属性の標本数が少数となっていることもあり、その場合、結果数値は統計的な誤差が大きくなることに留意が必要です。

5 回答者の属性

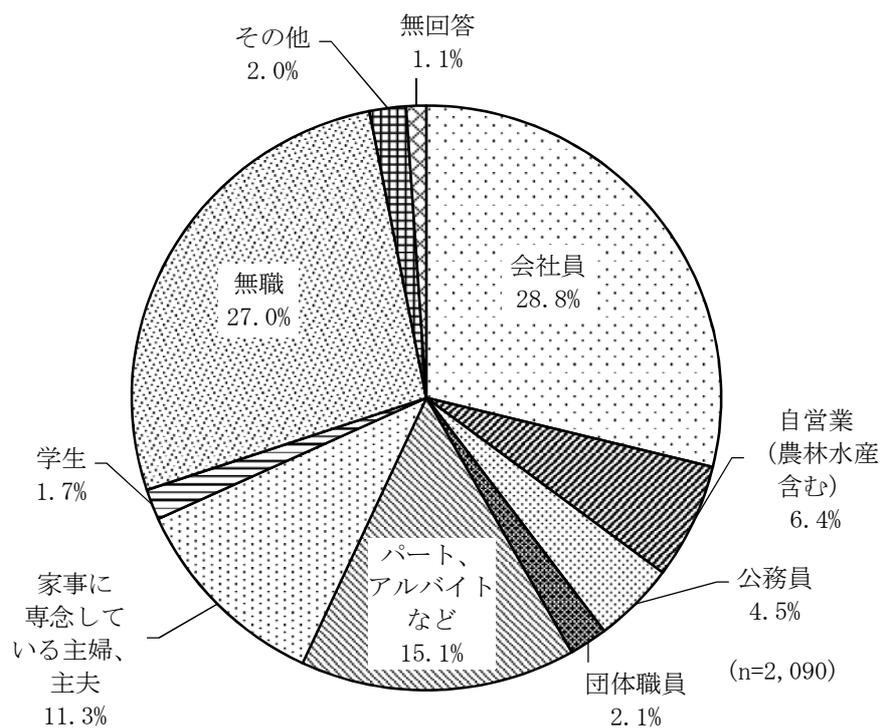
(1) 性別



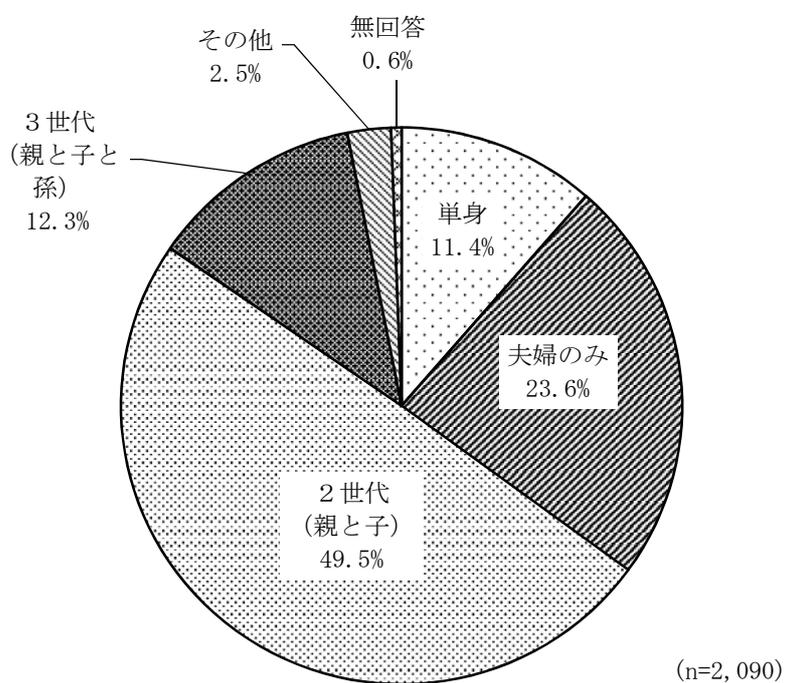
(2) 年齢



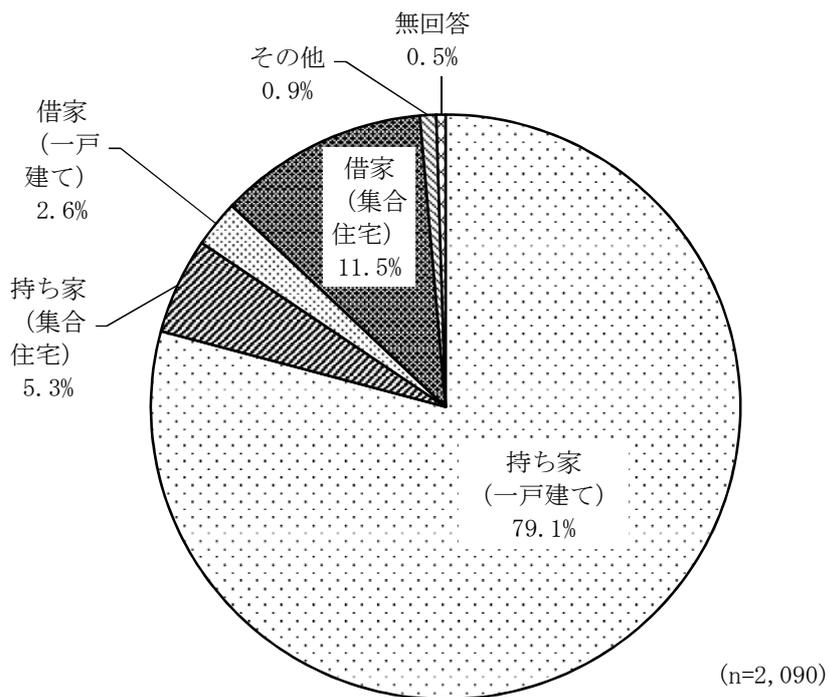
(3) 職業別



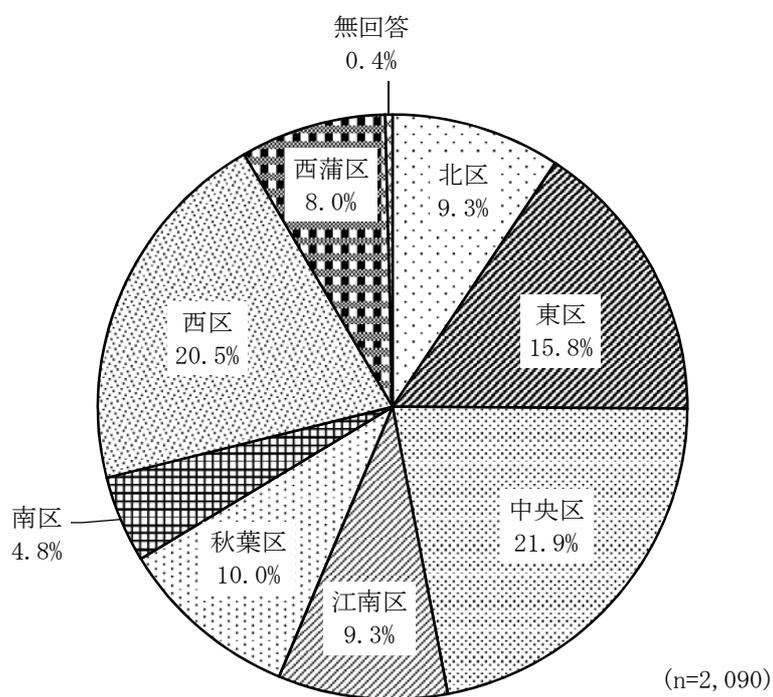
(4) 家族構成



(5) 住居形態



(6) 居住地区



6 調査結果

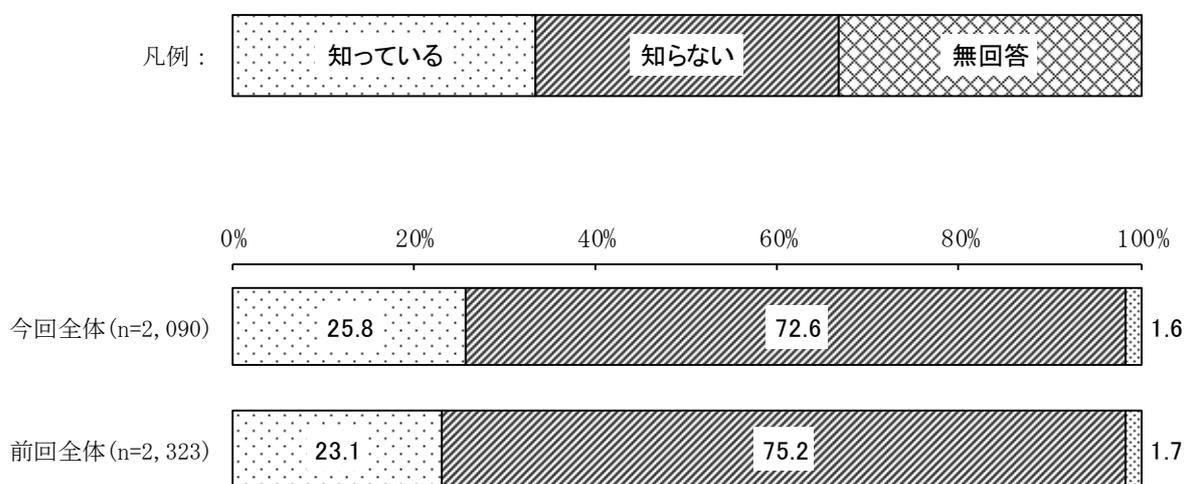
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況

問 住み慣れた地域で住民、福祉関係者、行政が協力して福祉に取り組むために地域福祉計画・地域福祉活動計画がありますが、あなたの区に地域福祉計画・地域福祉活動計画があることを知っていますか。(〇は1つだけ)

3割弱が地域福祉計画・地域福祉活動計画を「知っている」

【全体結果】

「知っている」は30%弱、「知らない」は70%強である。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

(2) 悩みや不安、相談相手、挨拶や会話

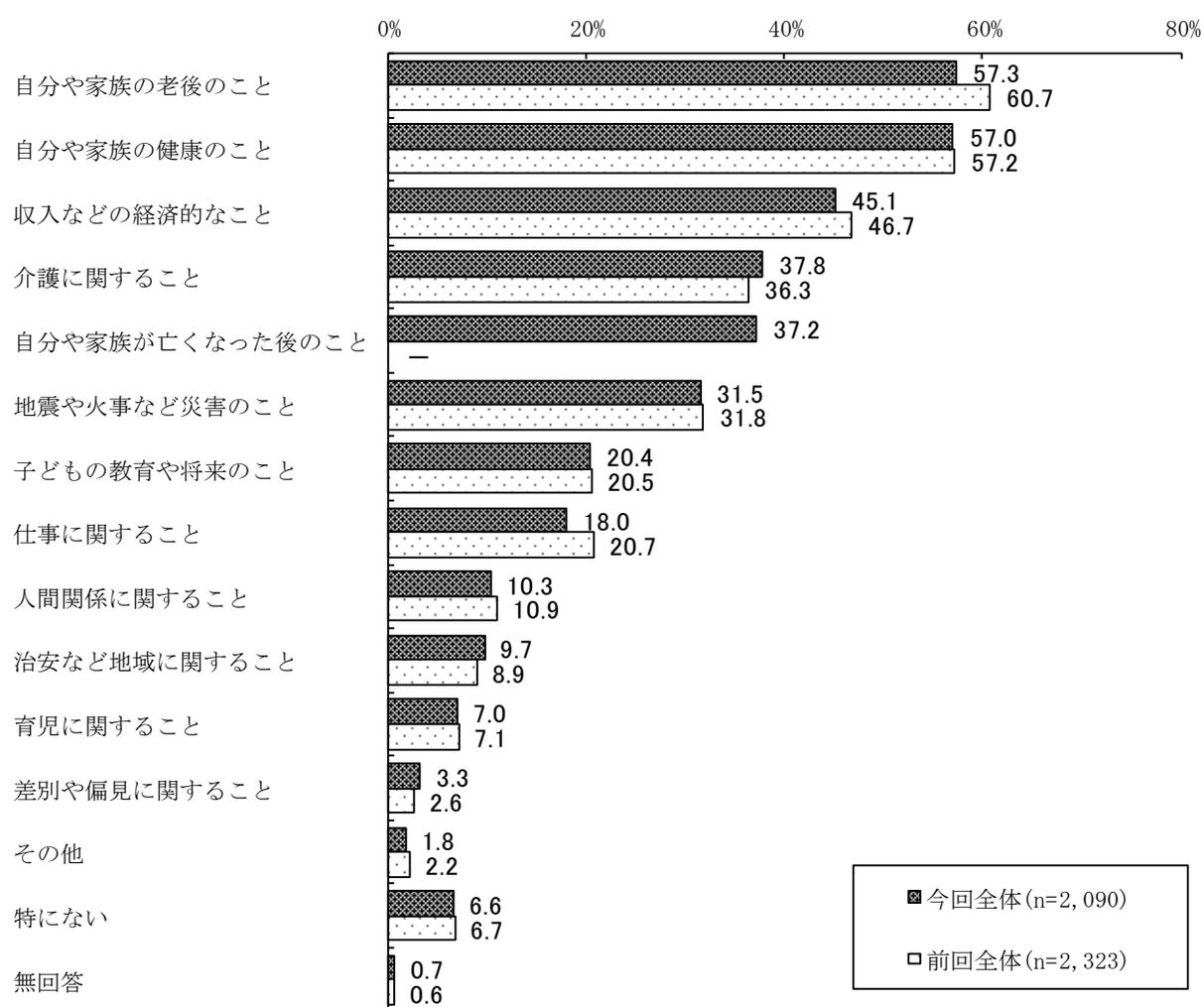
ア. 悩みや不安なこと

問 あなたは、日頃の生活の中で悩みや不安を感じることはありますか。(〇はいくつでも)

6割弱が自分や家族の「老後のこと」や「健康のこと」への悩みや不安を抱えている

【全体結果】

「自分や家族の老後のこと」の割合が最も高く、「自分や家族の健康のこと」が続く。それぞれ60%弱の人があげている。次いで「収入などの経済的なこと」を50%弱の人があげている。



※今回調査から追加した項目（選択肢）がある（以降も同様）。

【前回調査との比較結果】

「自分や家族の老後のこと」や「自分や家族の健康のこと」、「収入などの経済的なこと」が悩みや不安ごとの上位を占めるのは同様である。

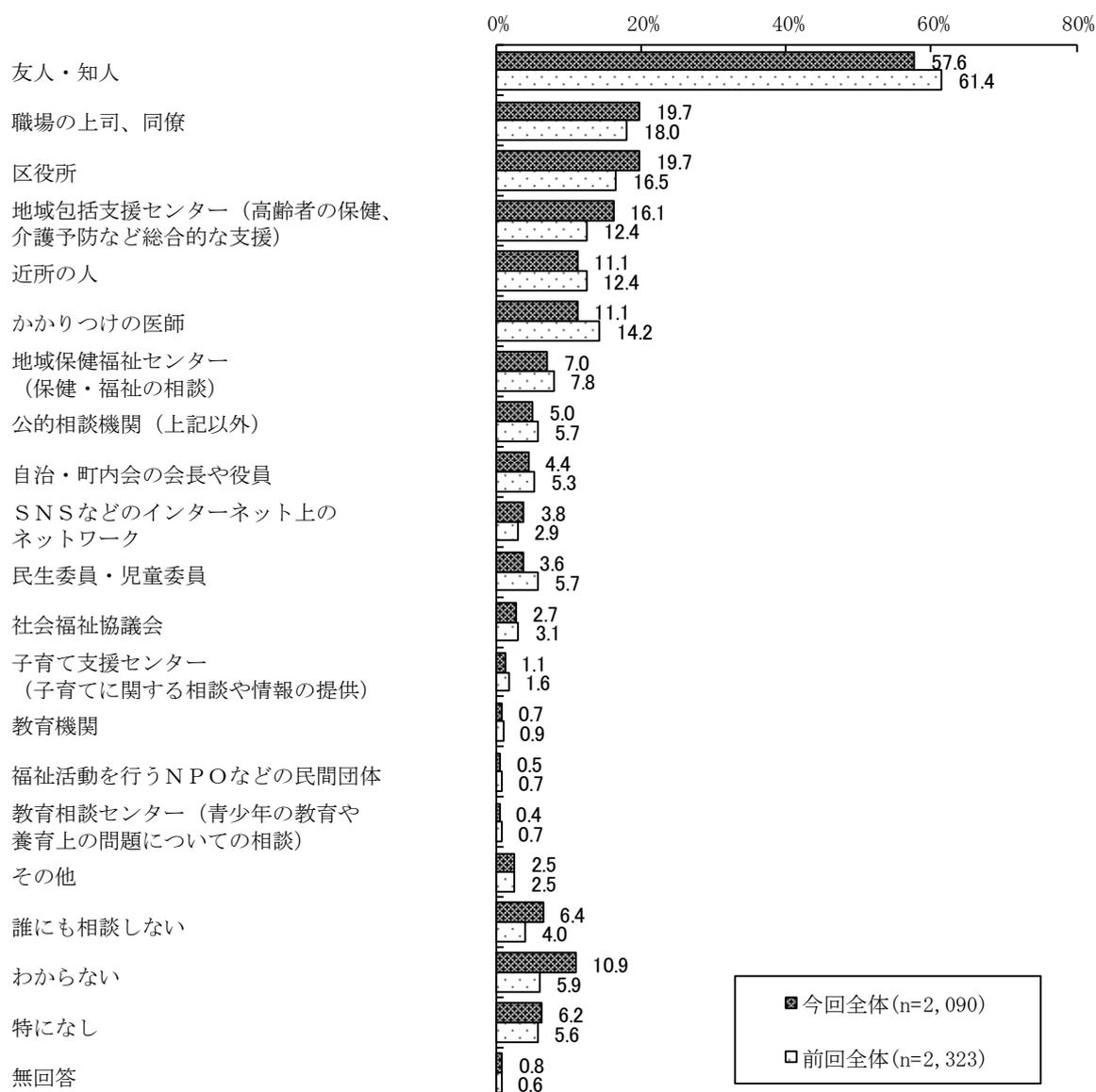
イ. 家族や親戚以外の相談先

問 あなたは、普段の暮らしで何か困ったことがおきた場合、「ご家族やご親戚以外」どなたに相談することになると思いますか。(〇は3つまで)

6割弱が「友人・知人」に相談する

【全体結果】

普段の暮らしで何か困ったことがおきた場合、家族・親戚以外の相談相手は、「友人・知人」の割合が最も高く、60%弱である。以下、「職場の上司・同僚」、「区役所」、「地域包括支援センター」と続く。



【前回調査との比較結果】

前回同様「友人・知人」や「職場の上司・同僚」、「区役所」が上位を占める。

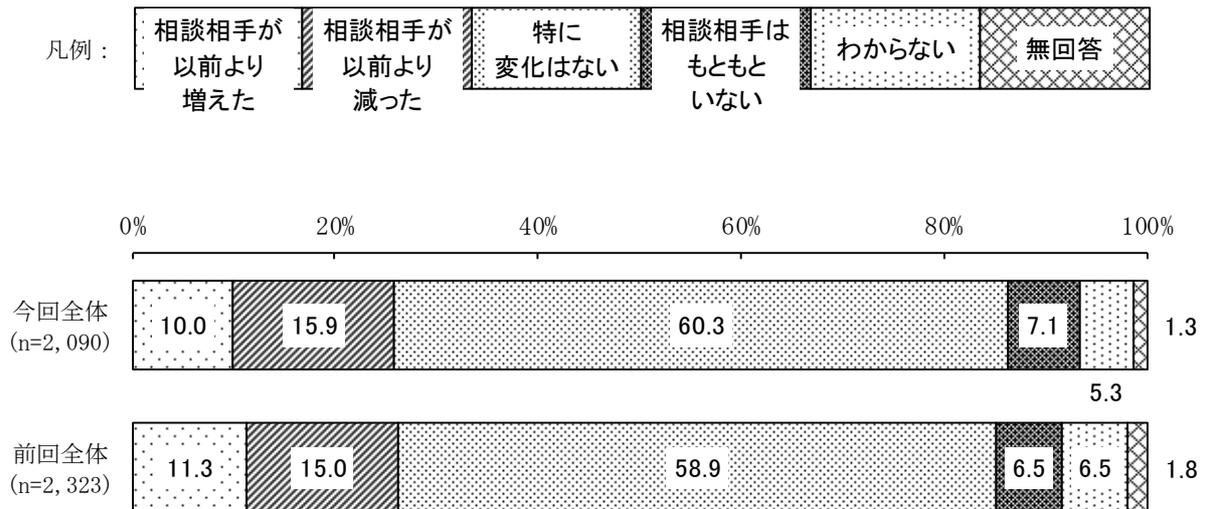
ウ. 相談相手先の範囲（約5年前と比較）

問 あなたは、相談できる相手が、以前と比べて（約5年前と比べて）どのように変化したと感じますか。（〇は1つだけ）

6割が相談相手に「特に変化はない」

【全体結果】

「特に変化はない」の割合が約60%と最も高い。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

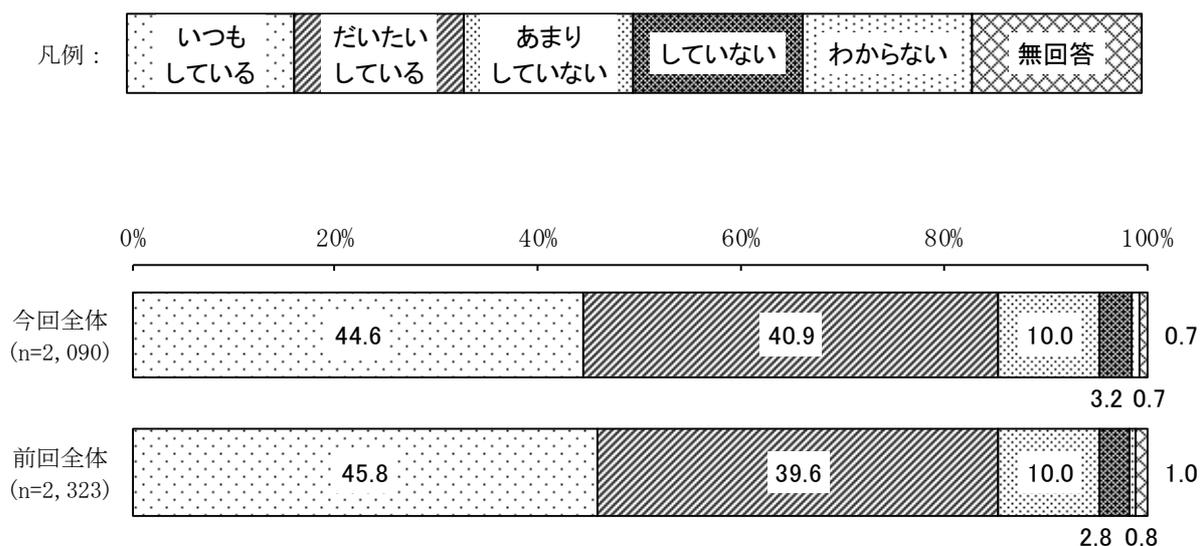
エ. 相談相手先の範囲（約5年前と比較）

問 あなたは、ご近所同士で、挨拶をしていると思いますか。（○は1つだけ）

4割強が「いつも」、4割が「だいたい」挨拶をしている

【全体結果】

「いつもしている」の割合が最も高く44.6%、次いで「だいたいしている」の割合が40.9%であり、挨拶をしている人の割合は85.5%である。



【前回調査との比較結果】

実施頻度、実施状況ともに前回調査と差はあまり見られない。

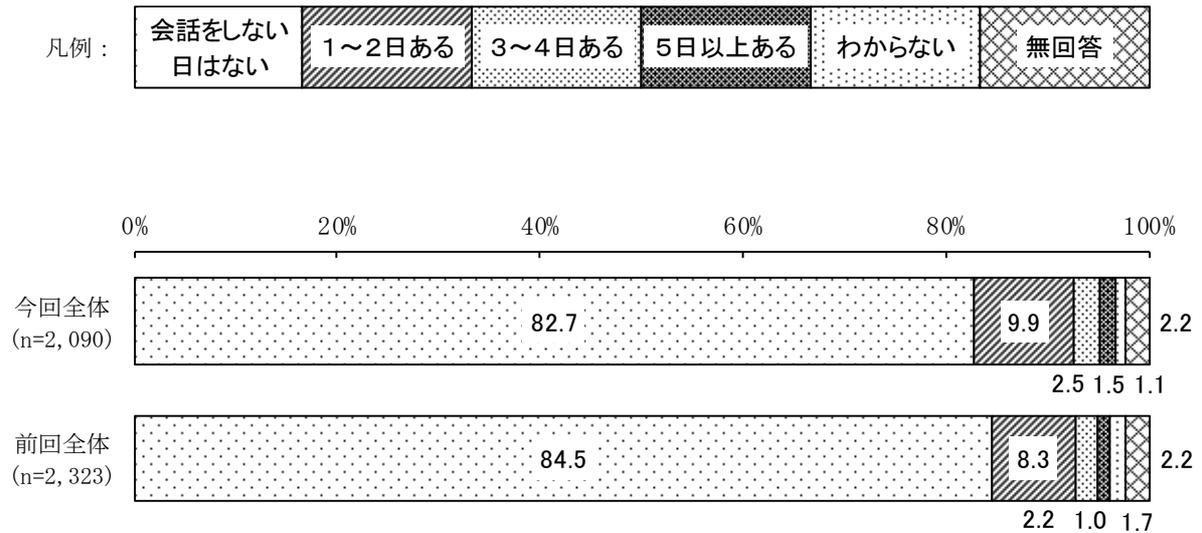
オ. 誰とも会話をしない日数

問 あなたは誰とも会話をしない日が週にどれくらいありますか。(○は1つだけ)

8割強は誰とも「会話をしない日はない」

【全体結果】

「会話をしない日はない」の割合が80%強と最も高い。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

(3) 福祉、地域活動、地域社会とのかかわり

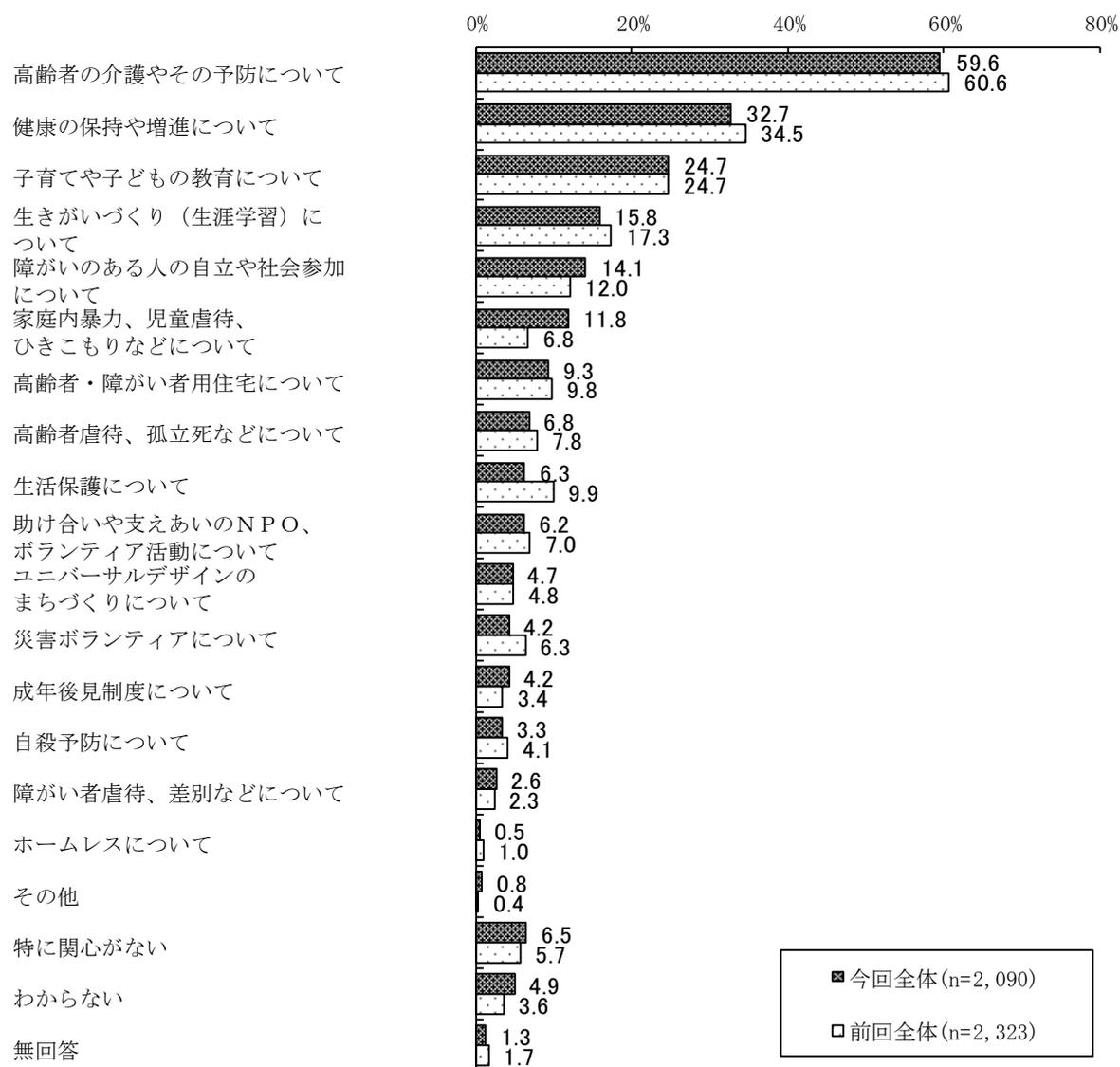
ア. 福祉に関する関心事

問 福祉について関心を持っていることは、次のどれですか (〇は3つまで)

6割が「高齢者の介護やその予防」に関心を持っている

【全体結果】

「高齢者の介護やその予防について」の割合が約60%と最も高く、次いで「健康の保持や増進について」の割合が30%強と高い。



【前回調査との比較結果】

前回同様、「高齢者の介護やその予防について」や「健康の保持や増進について」、「子育てや子どもの教育について」が上位を占める。

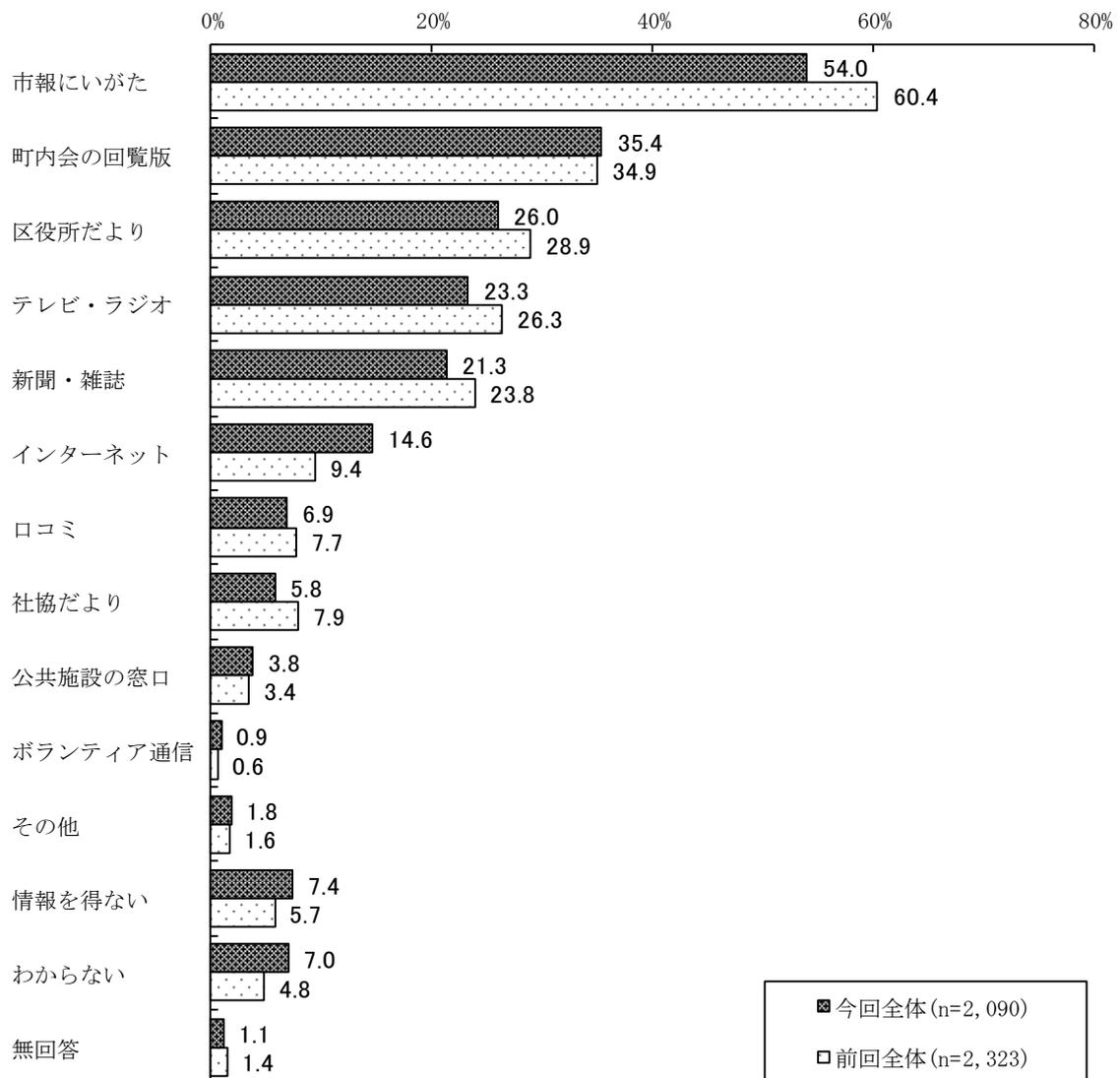
イ. ボランティアや地域活動の情報入手経路

問 あなたは、ボランティアや保健・福祉に関する地域活動の情報をどのような手段で得ることが多いですか。(〇は3つまで)

地域活動の情報は5割強が「市報にいがた」で得ている

【全体結果】

「市報にいがた」の割合が50%強と最も高い。以下、「町内会の回覧板」「区役所だより」「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」と続く。



【前回調査との比較結果】

紙媒体が減少傾向にある一方で、「インターネット」は前回調査より割合が増加した。

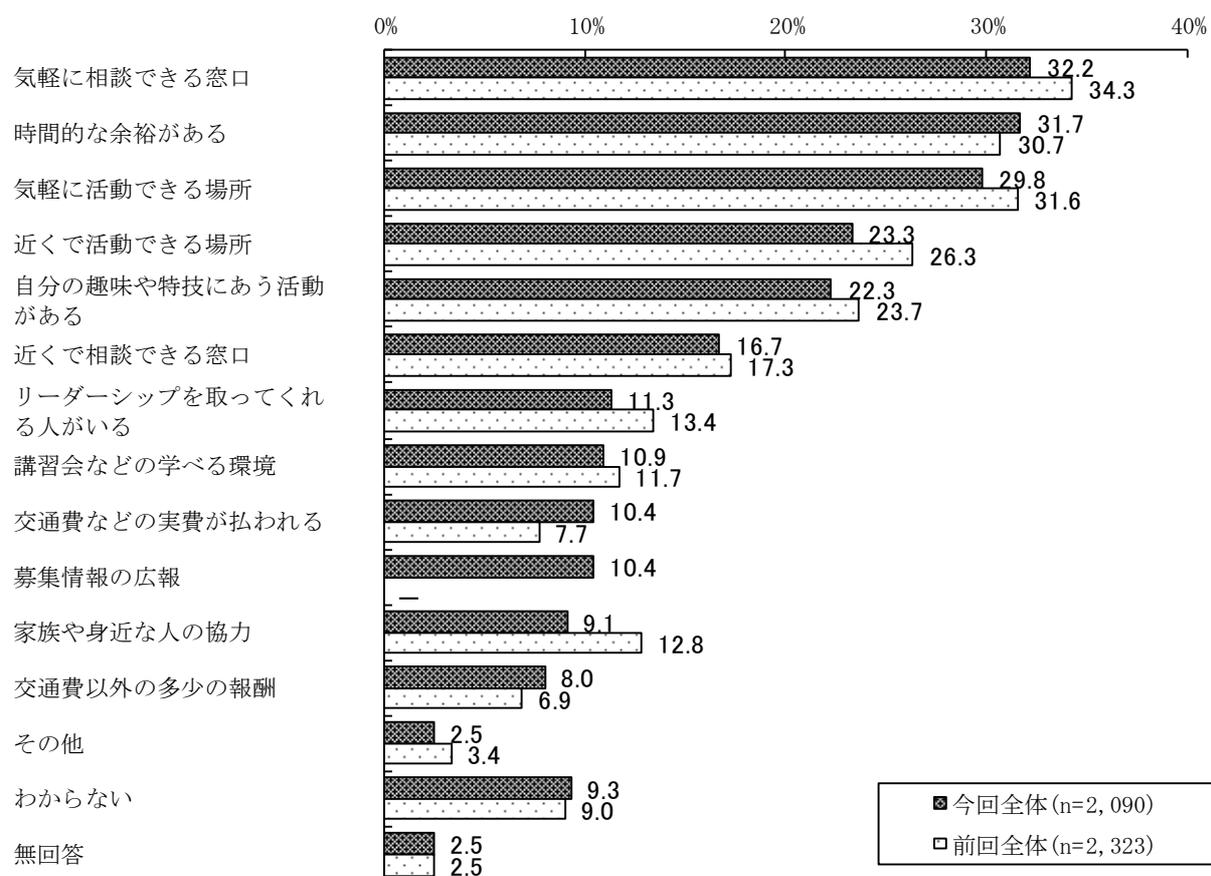
ウ. ボランティアや地域活動へ参加するための必要条件

問 あなたは、ボランティアや保健・福祉に関する地域活動に積極的に参加するために何が必要だと考えますか。(〇は3つまで)

約3割が、地域活動に積極的に参加するために「気軽に相談できる窓口」「時間的な余裕」「気軽に活動できる場所」が必要だと考えている

【全体結果】

「気軽に相談できる窓口」の割合が30%強で最も高く、「時間的な余裕がある」と「気軽に活動できる場所」が続く。



【前回調査との比較結果】

前回同様「気軽に相談できる窓口」や「時間的な余裕がある」、「気軽に活動できる場所」が上位を占める。

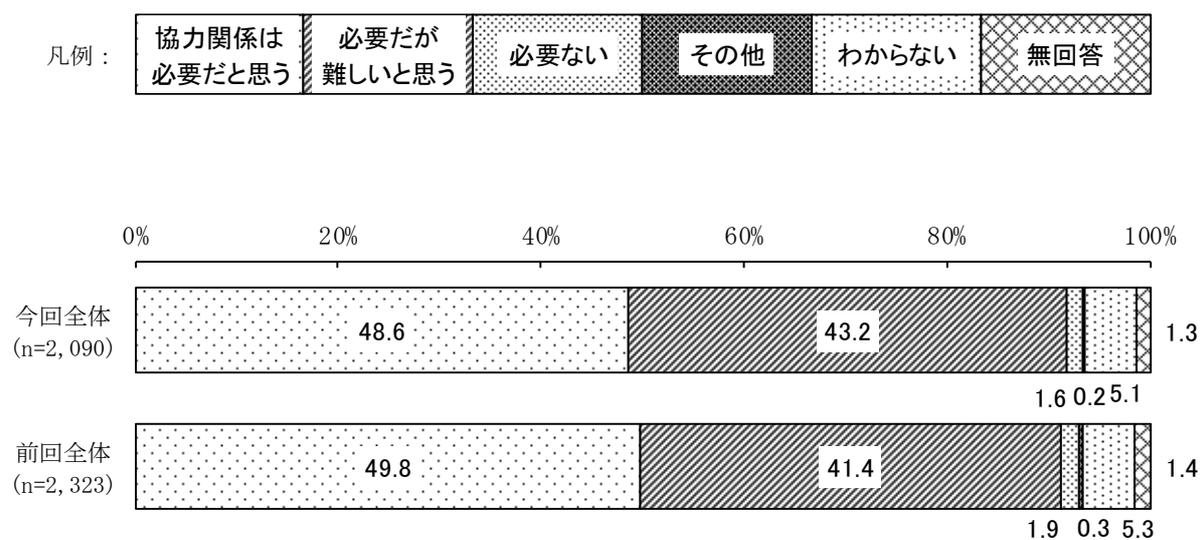
エ. 住民相互の自主的な協力関係の必要性

問 あなたは、地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係は必要だと思いますか。(〇は1つだけ)

5割弱が「協力関係は必要だと思う」と回答

【全体結果】

「協力関係は必要だと思う」の割合が50%弱と最も高い。「必要だが難しいと思う」の割合は40%強であり、「必要ない」はわずかである。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

オ. 必要性がないと考える理由

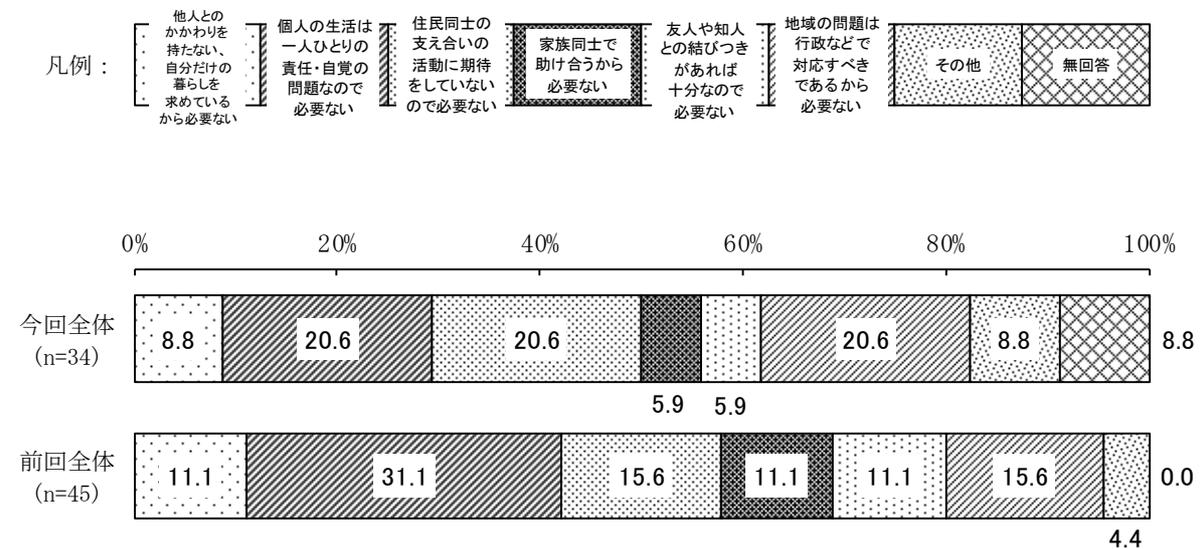
(3) エの間で「必要ない」と答えた方に伺います。

問 その理由は次のどれですか。(○は1つだけ)

約2割が「個人の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題なので必要ない」、
「住民同士の支え合いの活動に期待をしていないので必要ない」、
「地域の問題は行政などで対応すべきであるから必要ない」ことを理由とした

【全体結果】

「個人の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題なので必要ない」、「住民同士の支え合いの活動に期待をしていないので必要ない」、「地域の問題は行政などで対応すべきであるから必要ない」の割合が最も高い。



【前回調査との比較結果】

「個人の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題なので必要ない」は、前回より割合が低下している。

カ. 地域活動への参加状況

問 あなたは、地域で行われている以下の活動に参加している、または参加したことがありますか。参加している・参加したことがある活動に○をつけてください。(○はいくつでも)

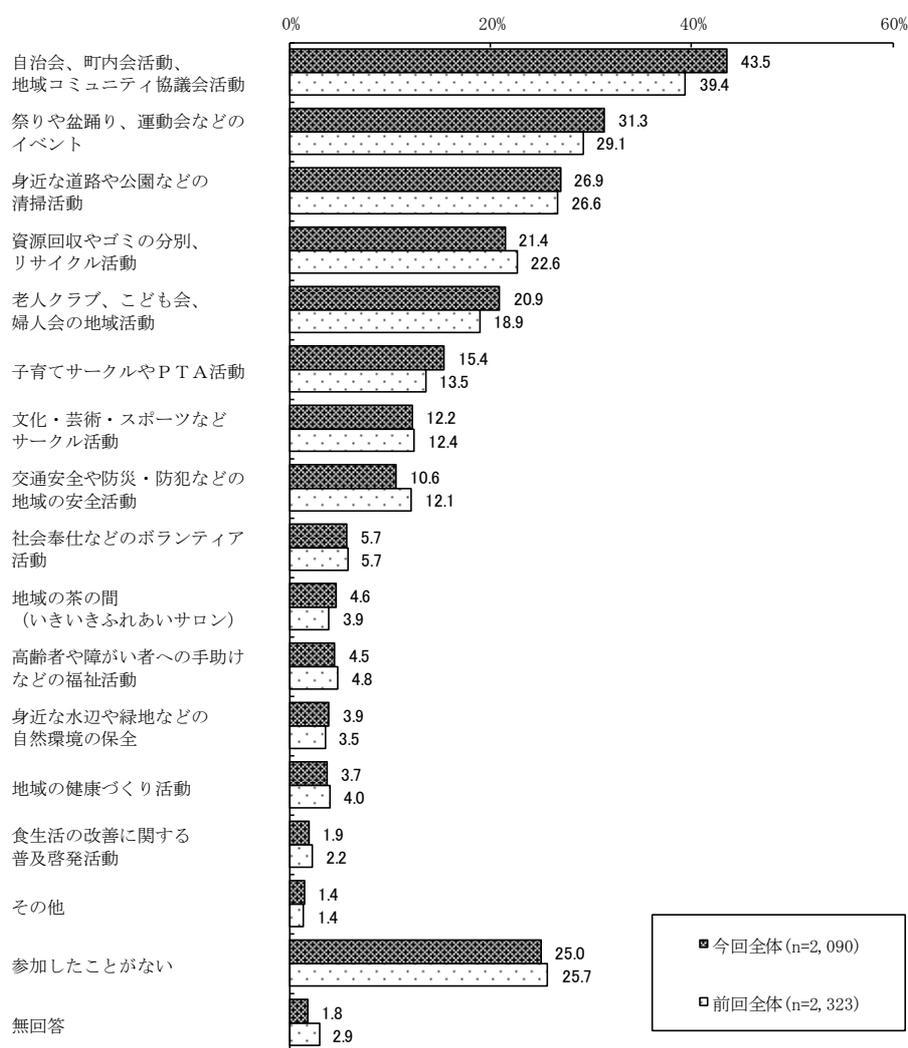
4割強が「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」に

参加している・参加したことがある

【全体結果】

「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」の割合が40%強と最も高い。以下、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」「身近な道路や公園などの清掃活動」が続く。

一方で、「参加したことがない」の割合が25%である。



【前回調査との比較結果】

前回同様「自治会、町内会活動、地域コミュニティ協議会活動」や「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」、「身近な道路や公園などの清掃活動」が上位を占める。

キ. 地域活動への参加意欲

問 あなたは、地域で行われている以下の活動について機会があれば参加したいですか。それぞれの項目ごとに番号を1つ選んで、その番号に○をつけてください。

(○はそれぞれ1つずつ)

最も積極的に参加したいのは「文化・芸術・スポーツなどサークル活動」

【全体結果】

「積極的に参加したい」の割合が最も高いのは、「⑤ 文化・芸術・スポーツなどサークル活動」である。

「積極的に参加したい」「参加したい」の割合の合計も、「⑤ 文化・芸術・スポーツなどサークル活動」が約40%と最も高い。以降、「④ 身近な道路や公園などの清掃活動」「⑦ 資源回収やゴミの分別、リサイクル活動」が続く。

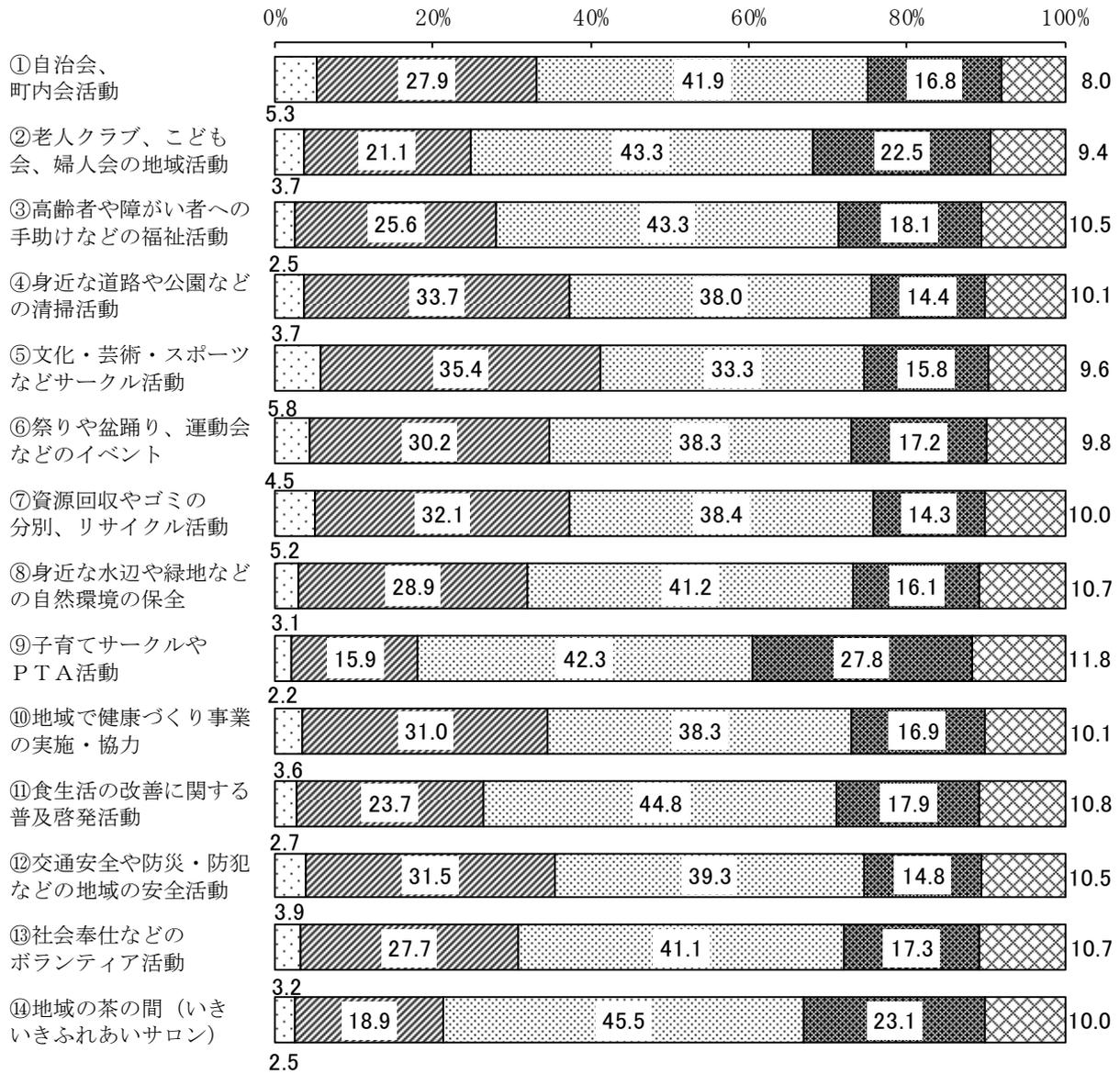
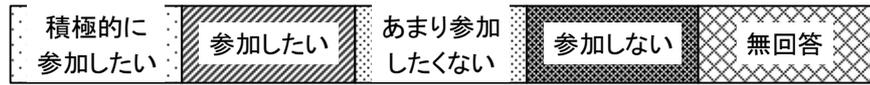
「積極的に参加したい」「参加したい」の割合の合計が「あまり参加したくない」「参加したくない」の割合の合計より高い活動はなかった。

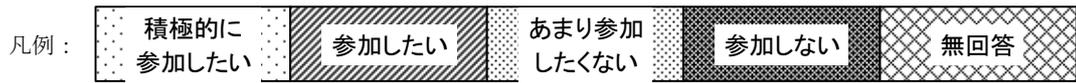
【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

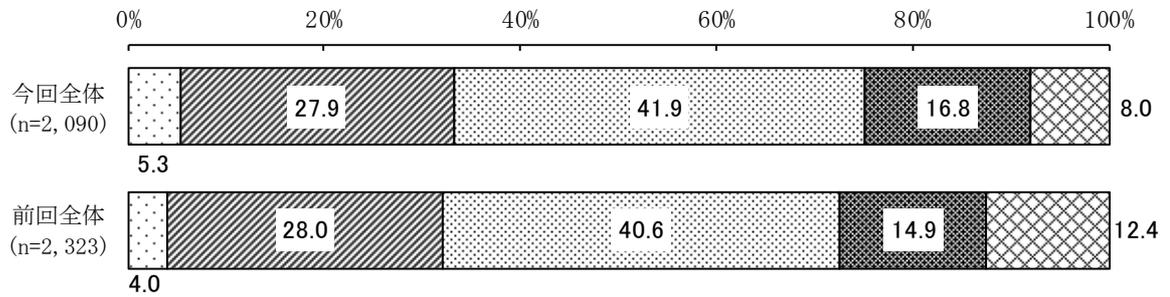
(n=2,090)

凡例：

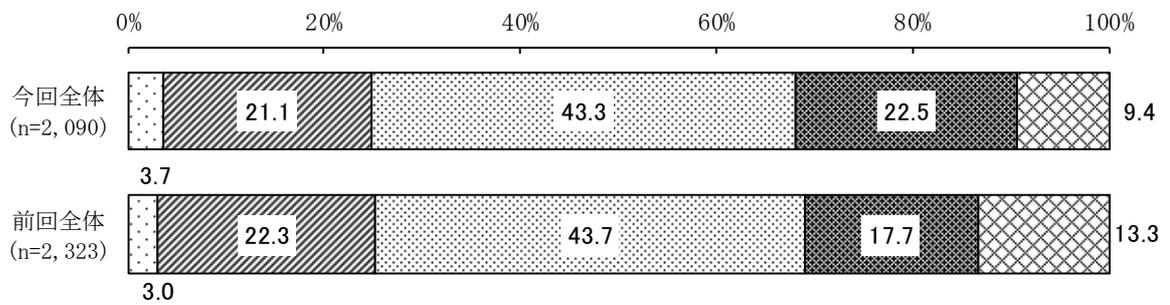




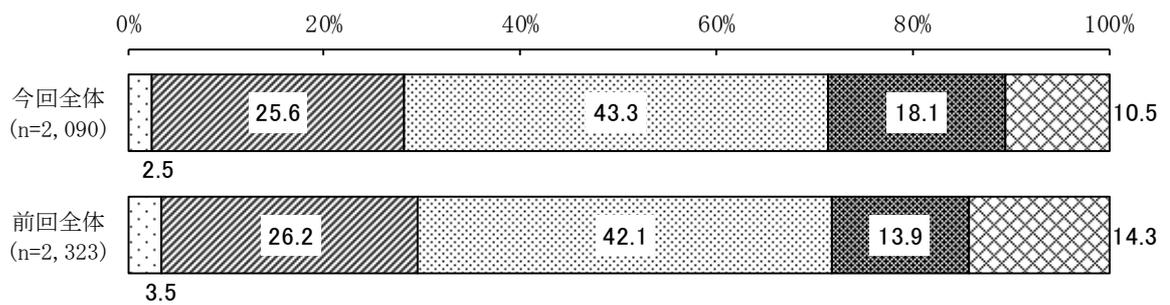
①自治会、町内会活動



②老人クラブ、子ども会、婦人会の地域活動

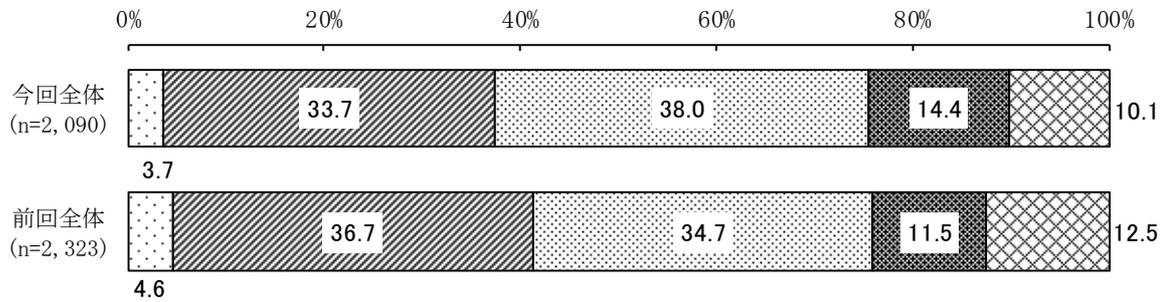


③高齢者や障がい者への手助けなどの福祉活動

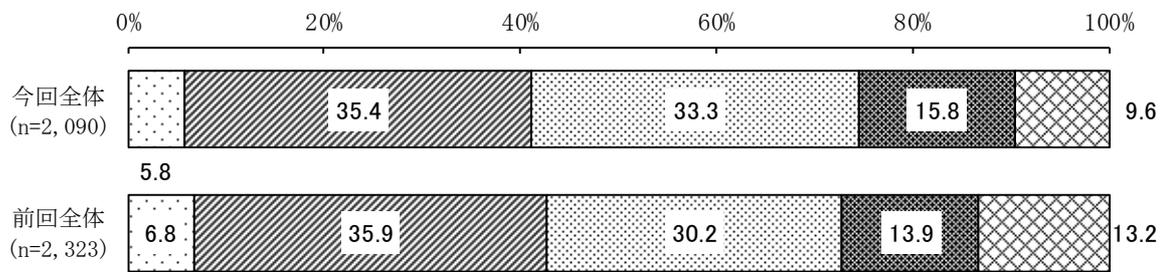




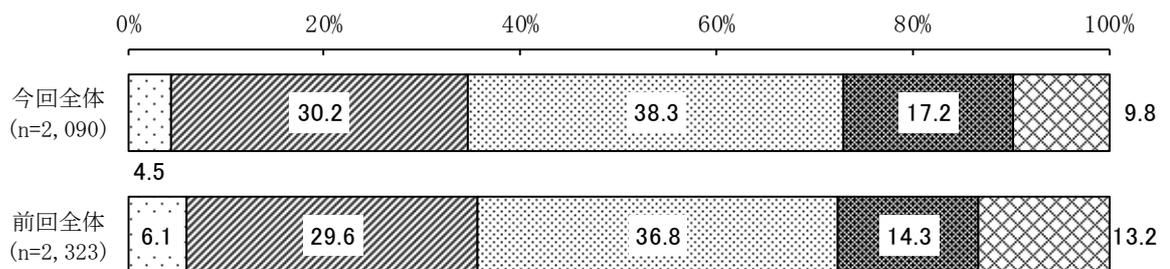
④身近な道路や公園などの清掃活動

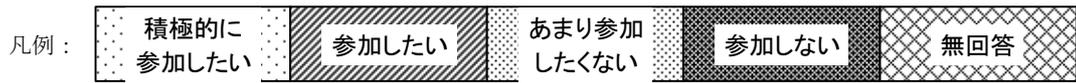


⑤文化・芸術・スポーツなどサークル活動

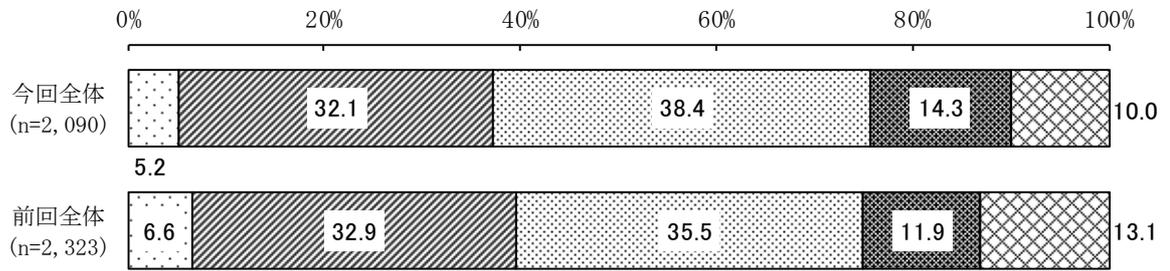


⑥祭りや盆踊り、運動会などのイベント

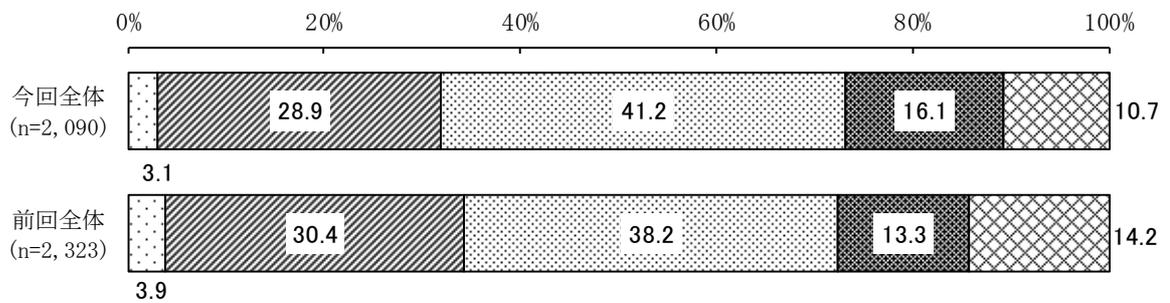




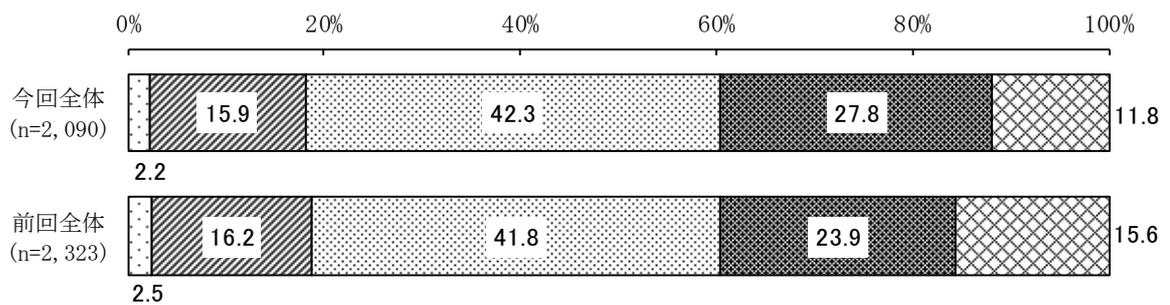
⑦資源回収やゴミの分別、リサイクル活動

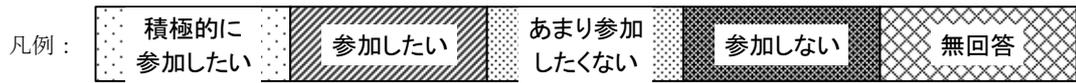


⑧身近な水辺や緑地などの自然環境の保全

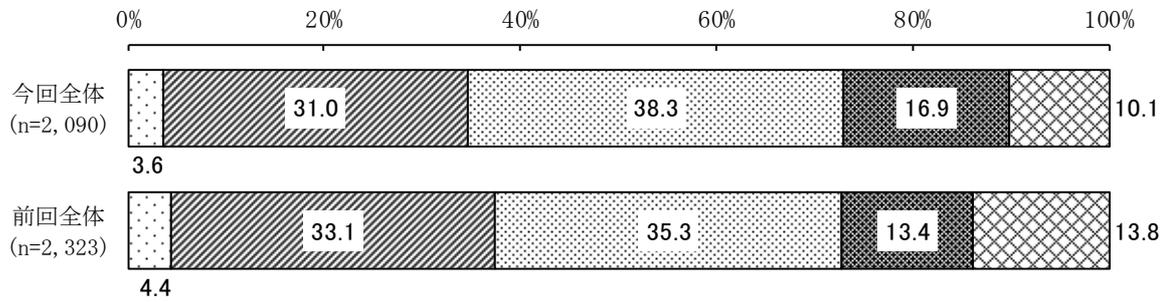


⑨子育てサークルやPTA活動

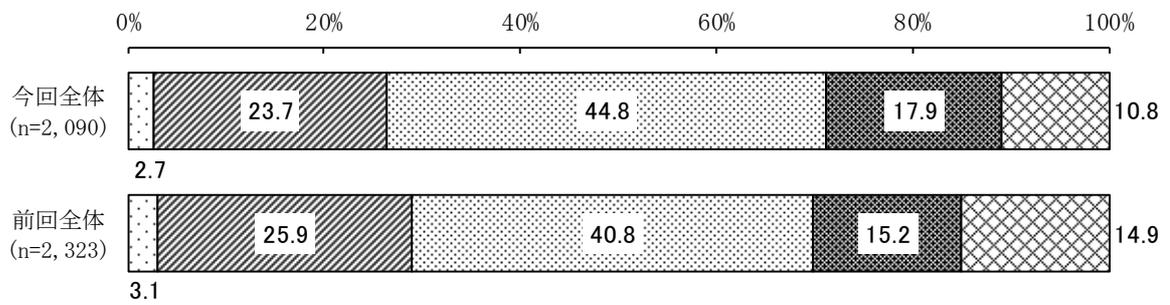




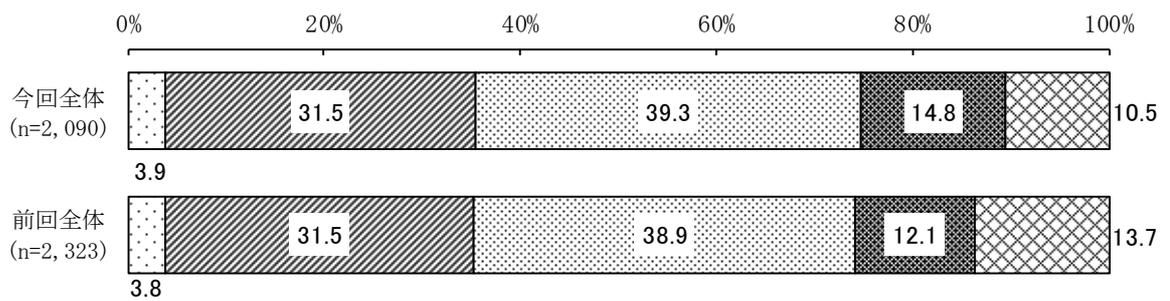
⑩地域で健康づくり事業の実施・協力



⑪食生活の改善に関する普及啓発活動

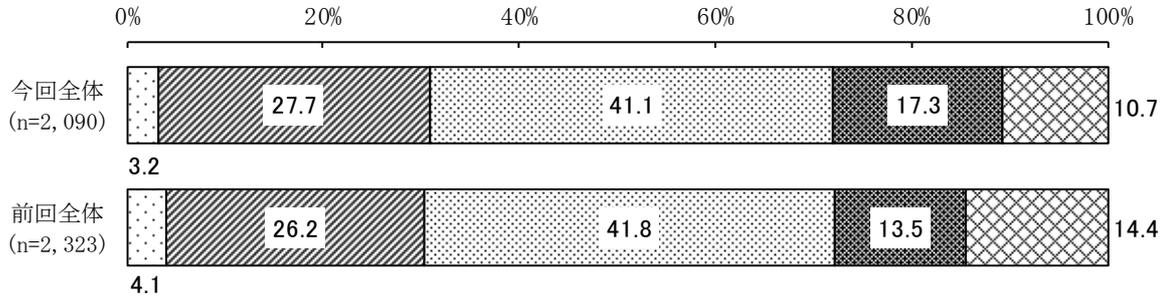


⑫交通安全や防災・防犯などの地域の安全活動

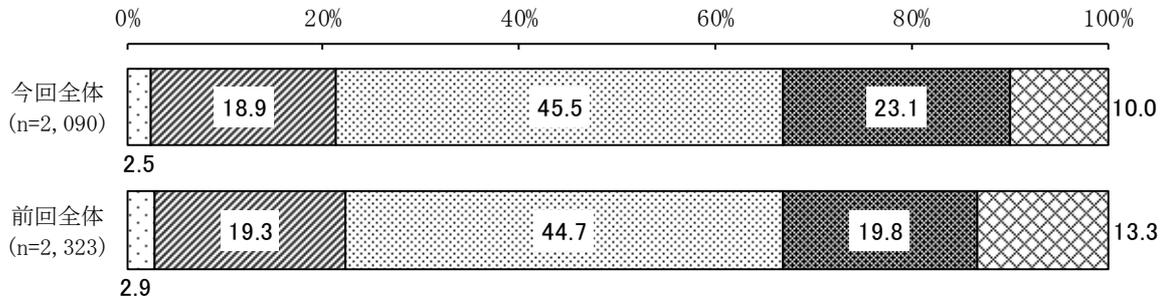




⑬社会奉仕などのボランティア活動



⑭地域の茶の間(いきいきふれあいサロン)



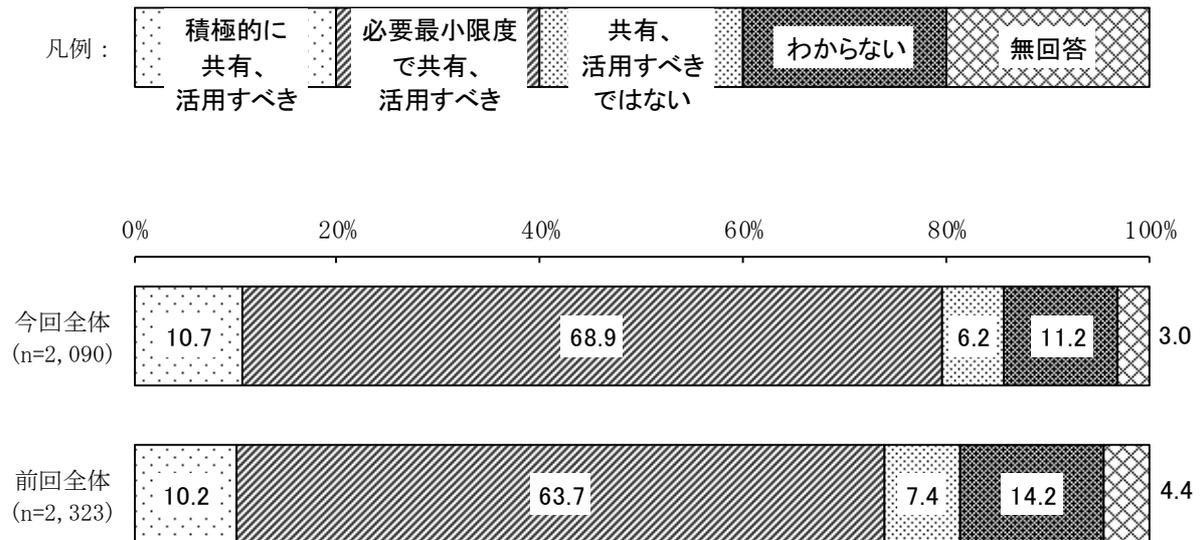
ク. 地域内における個人情報の共有や活用への是非

問 あなたは、見守り活動や防災などのために自治会・町内会などの地域で個人情報（住所、氏名、年齢等）を共有、活用することについてどのように思いますか。
 (○は1つだけ)

約7割が地域で個人情報を「必要最小限度で共有、活用すべき」と回答

【全体結果】

「必要最小限度で共有、活用すべき」の割合が約70%と最も高い。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

ケ. 近所からの協力依頼への対応

問 あなたは、ご近所で困っている人がいた場合に、「頼まれたら」できることはありますか。
それぞれの項目ごとに番号を1つ選んで、その番号に○をつけてください。
(○はそれぞれ1つずつ)

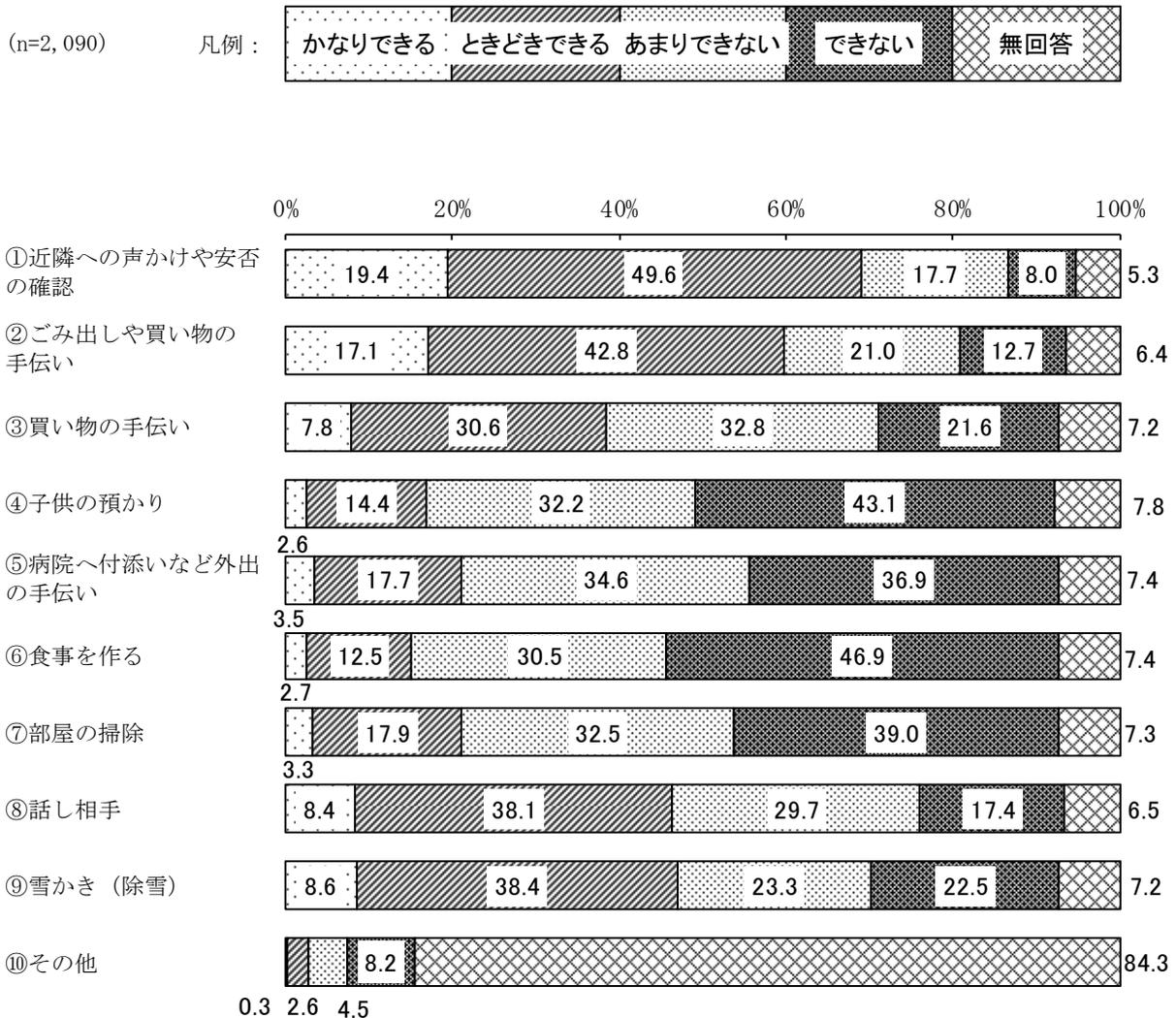
「近隣への声かけや安否の確認」は7割弱、「ごみ出し」は6割弱の割合で 「かなりできる」または「ときどきできる」と回答

【全体結果】

「かなりできる」割合が最も高いのは、「① 近隣への声かけや安否の確認」である。

「かなりできる」「ときどきできる」の割合の合計も、「① 近隣への声かけや安否の確認」が70%弱と最も高い。以降、「② ごみ出し」「⑨ 雪かき（除雪）」「⑧ 話し相手」と続く。

なお、上位3項目は「かなりできる」「ときどきできる」の割合の合計が「あまりできない」「できない」の割合の合計よりも高い。

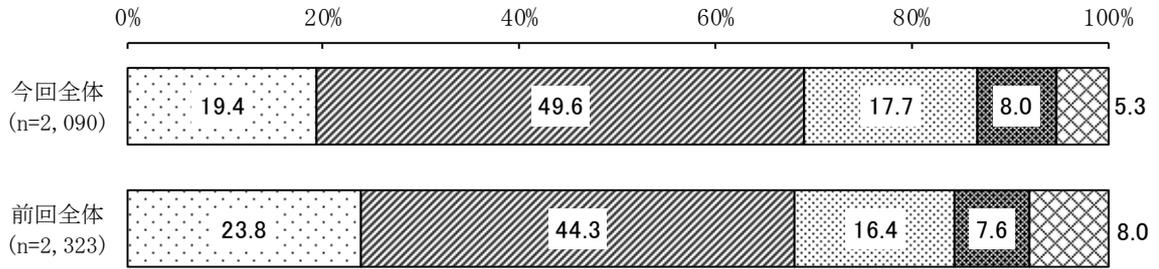


【前回調査との比較結果】

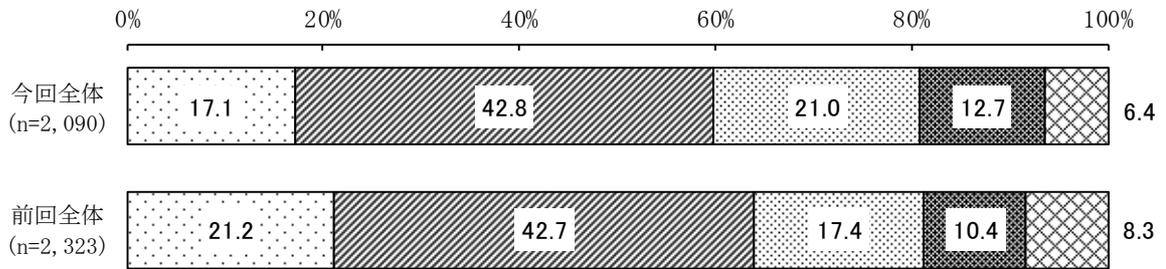
回答割合に差はあまり見られない。



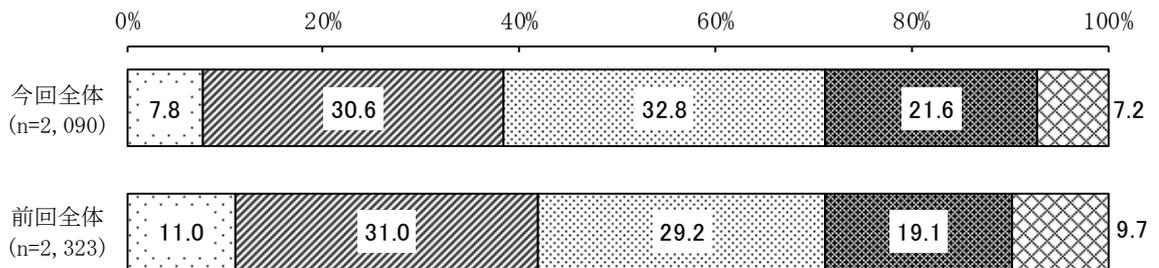
①近隣への声かけや安否の確認



②ごみ出しや買い物の手伝い

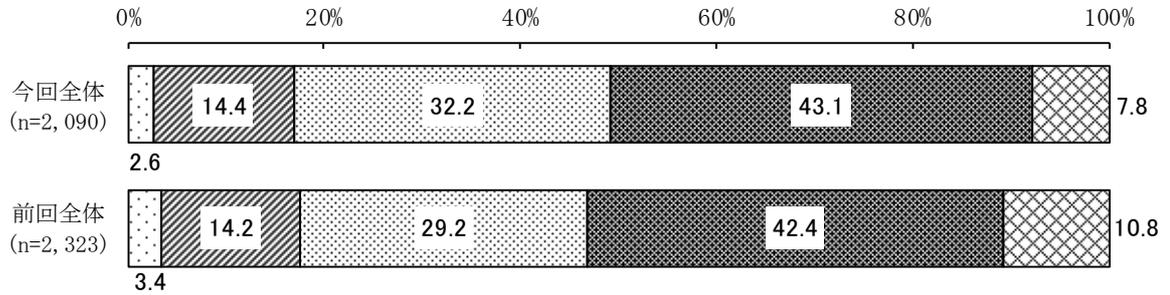


③買い物の手伝い

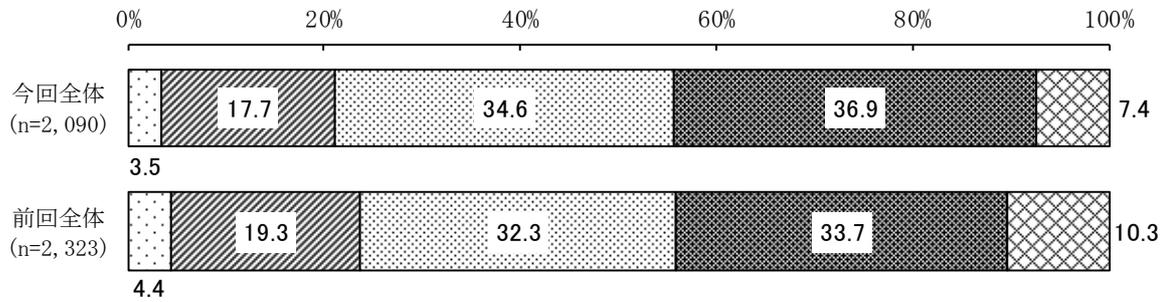




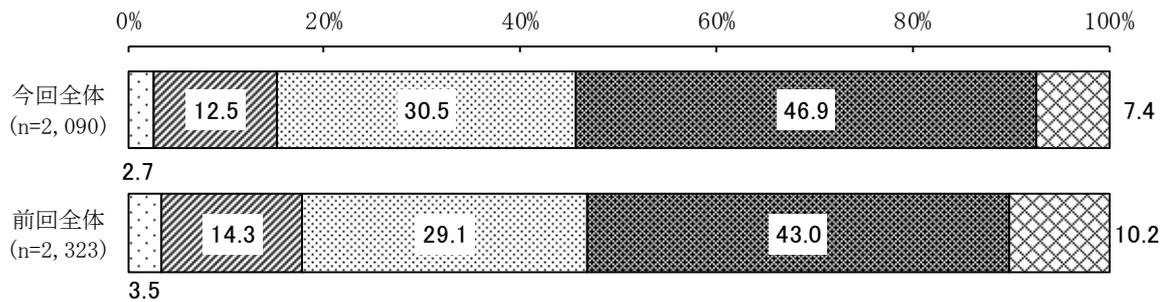
④子供の預かり

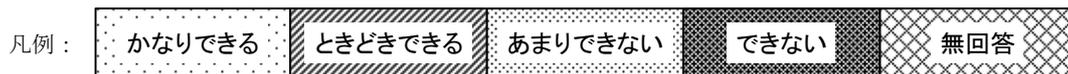


⑤病院へ付添いなど外出の手伝い

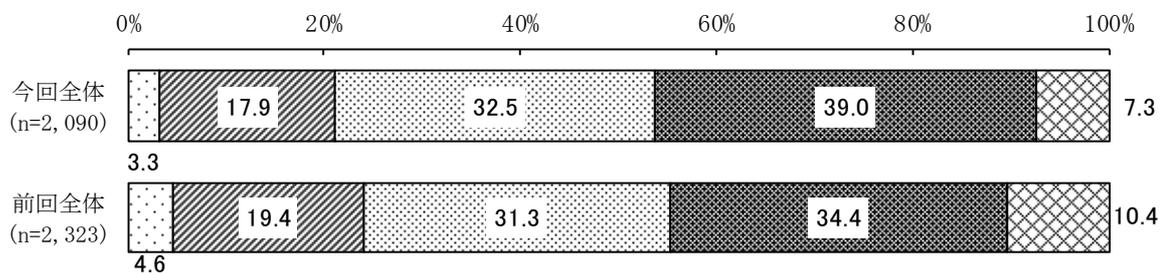


⑥食事を作る

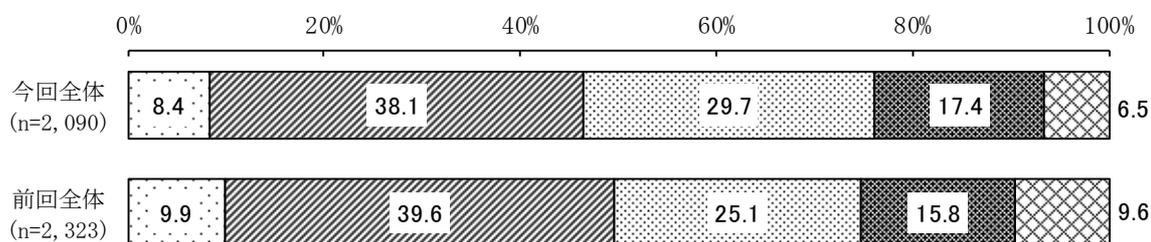




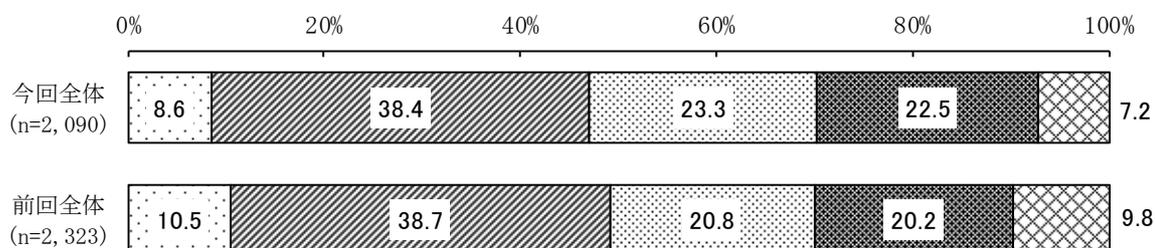
⑦部屋の掃除



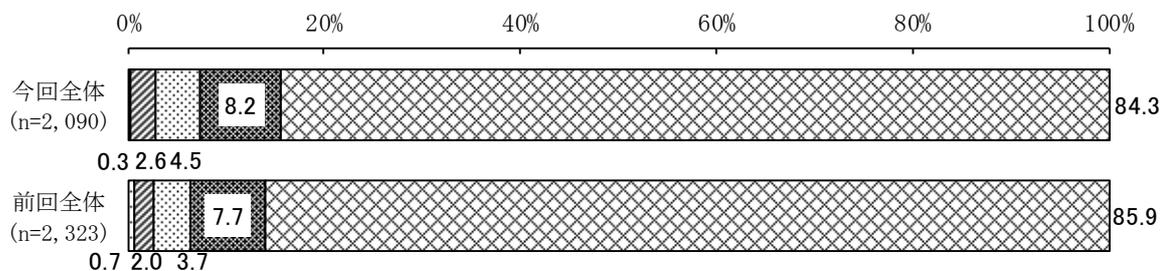
⑧話し相手



⑨雪かき(除雪)



⑩その他



コ. より住みやすい地域とするための必要条件

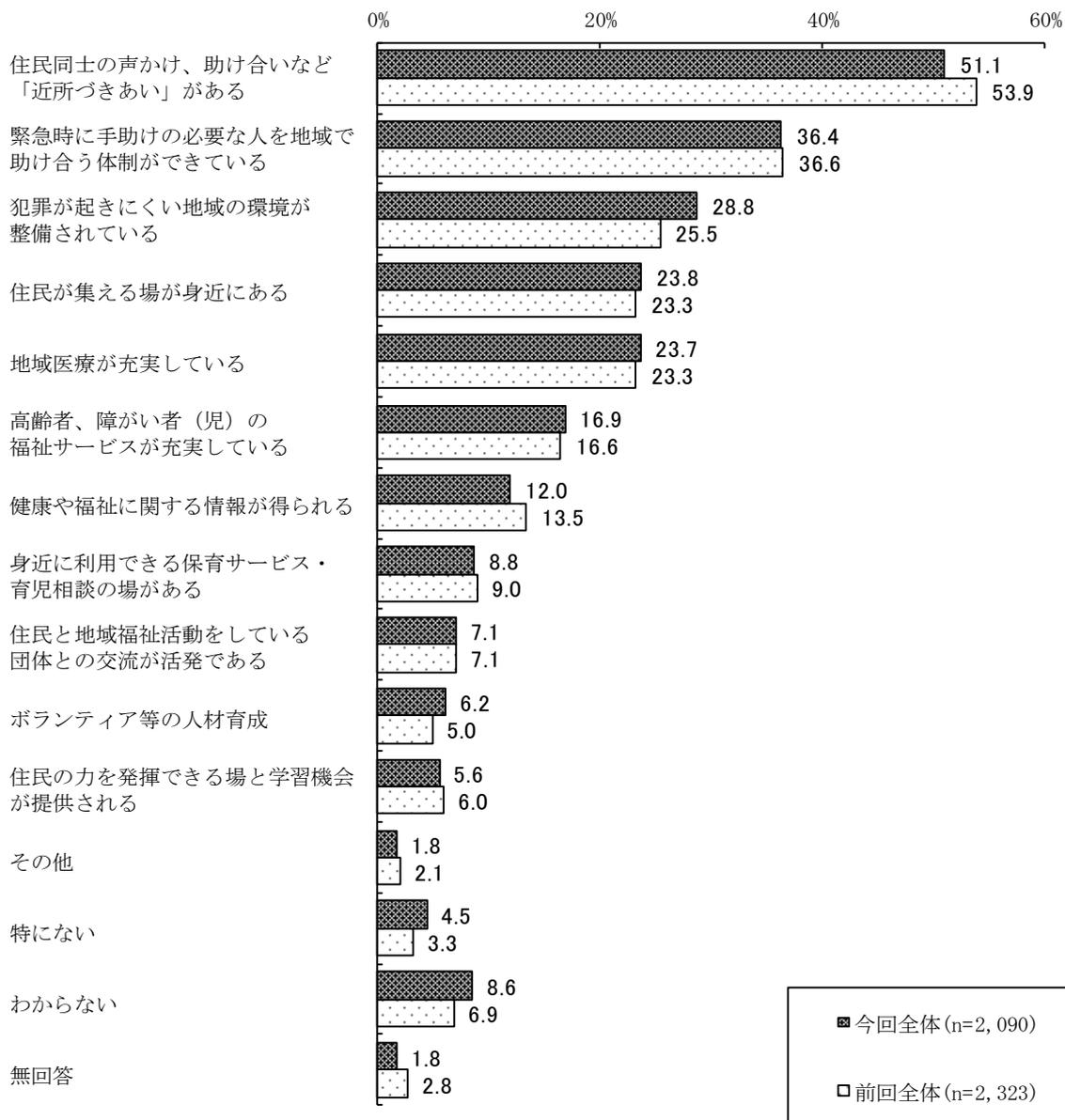
問 あなたの住む地域を、より住みやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

住みよい地域にするためには、約5割の人が「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」が必要と思っている

【全体結果】

「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」の割合が50%強と最も高い。「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」の割合が30%台で続く。



【前回調査との比較結果】

前回同様「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」や「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」が上位を占める。

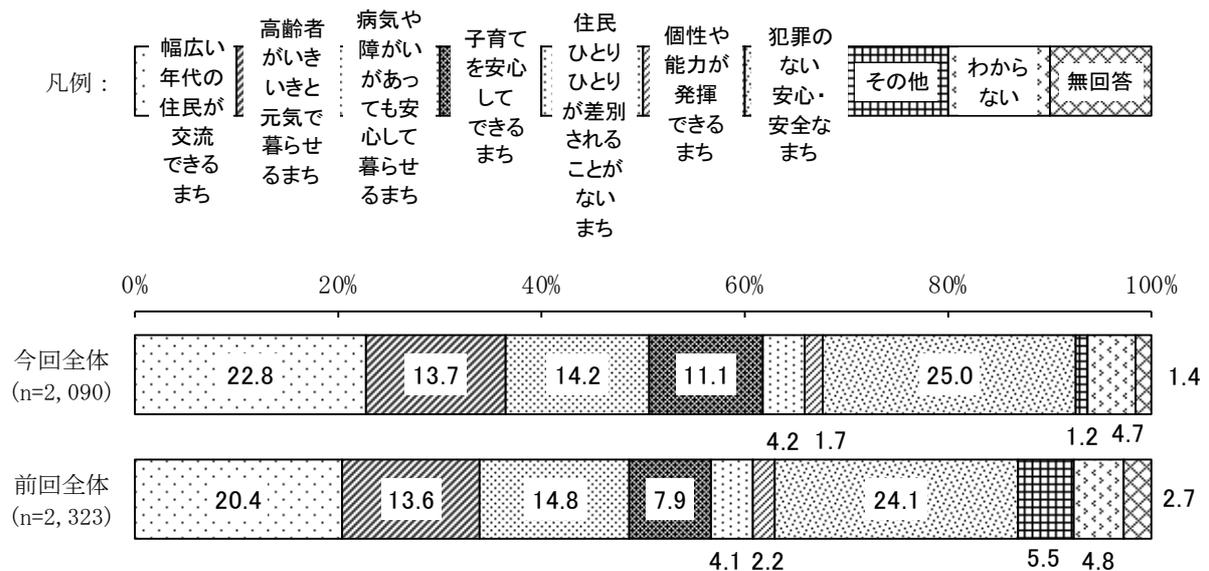
サ. より住みやすい地域とするための必要条件

問 あなたは、住む地域が今後どのような地域になれば住みやすいと思いますか。
(○は1つだけ)

2割強の人が「犯罪のない安心・安全なまち」が住みやすいと思っている

【全体結果】

「犯罪のない安心・安全なまち」の割合が20%強と最も高い。「幅広い年代の住民が交流できるまち」の割合が続く。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

(4) 今後の市の取り組み、社会福祉協議会

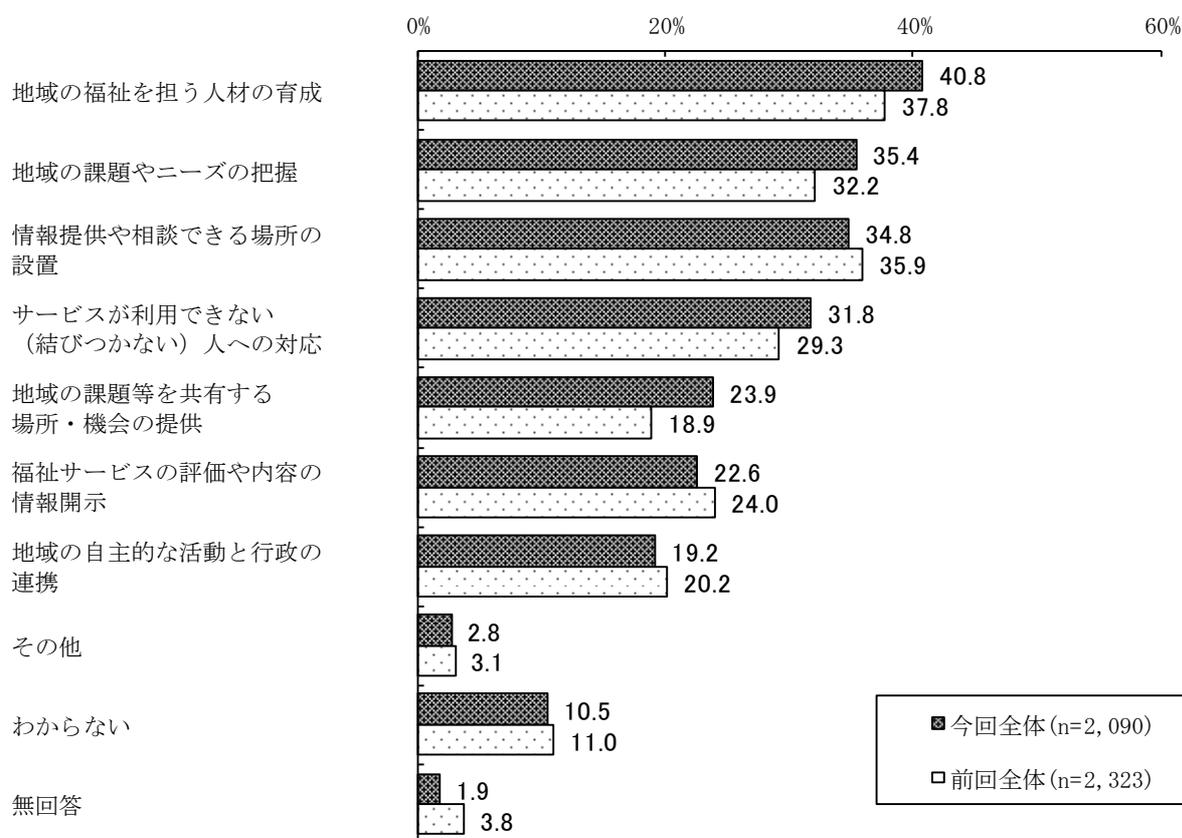
ア. 地域福祉推進のために新潟市が力を入れるべきこと

問 あなたは、地域の福祉を推進するために新潟市はどのようなことに力を入れるべきと思いますか。(〇はいくつでも)

4割強の人が「地域の福祉を担う人材の育成」に力を入れるべきと思っている

【全体結果】

「地域の福祉を担う人材の育成」の割合が最も高く、「地域の課題やニーズの把握」や「情報提供や相談できる場所の設置」、「サービスが利用できない人への対応」が続く。



【前回調査との比較結果】

前回調査に比べ、「情報提供や相談できる場所の設置」と「地域の課題やニーズの把握」の順位が逆転した。

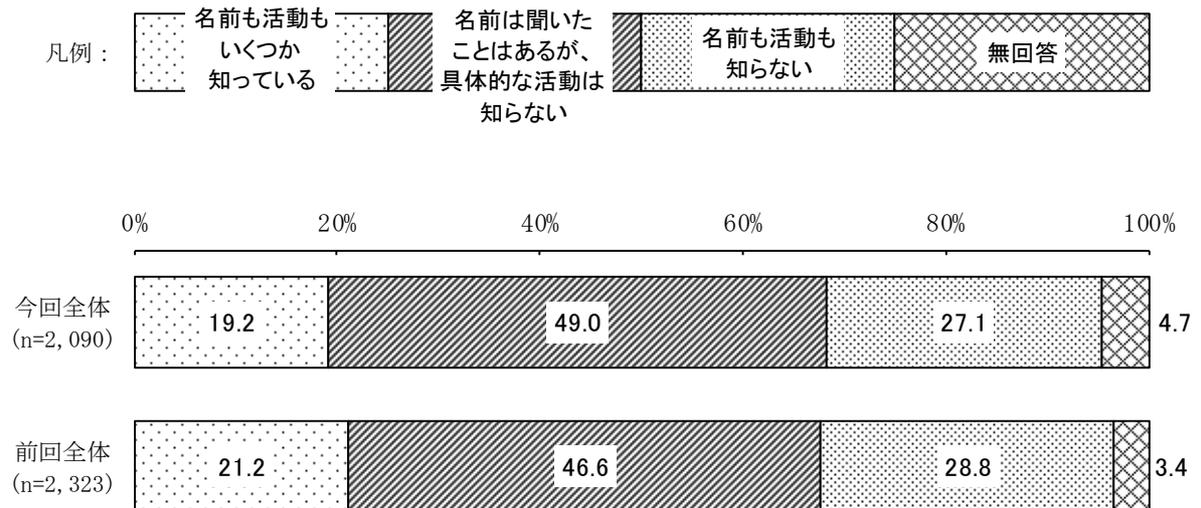
イ. 新潟市社会福祉協議会の認知状況

問 あなたは、地域の福祉推進を図るためにいろいろな活動を行なっている新潟市社会福祉協議会という組織をご存知ですか。(〇は1つだけ)

5割弱が社協の「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」と回答

【全体結果】

「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」の割合が50%弱と最も高い。



【前回調査との比較結果】

回答割合に差はあまり見られない。

ウ. 新潟市社会福祉協議会に期待すること

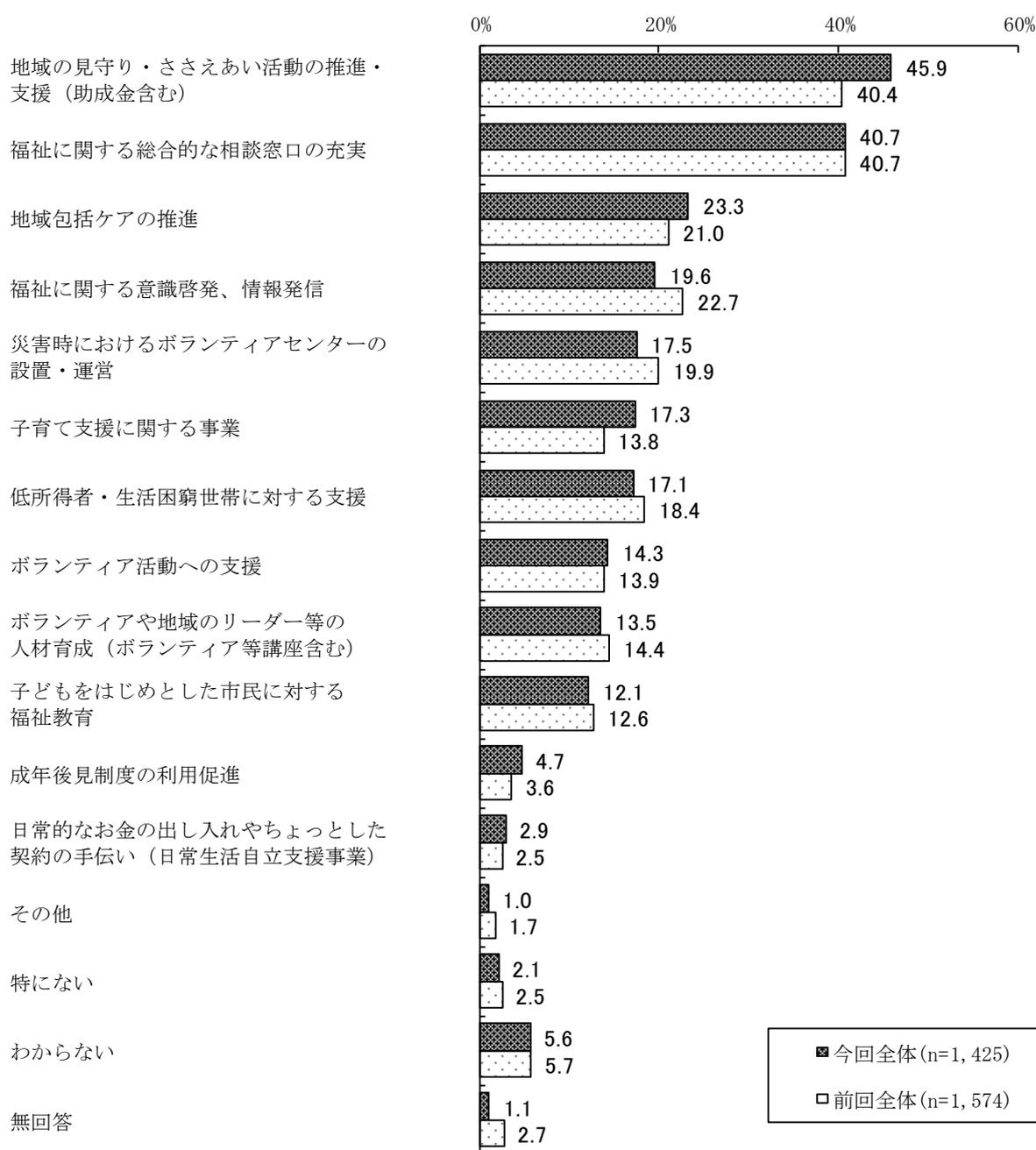
(4) イの間で「名前も活動もいくつか知っている」または「名前は聞いたことはあるが、具体的な活動は知らない」と答えた方に伺います。

問 新潟市社会福祉協議会に期待することは、次のどれですか。(〇は3つまで)

4割以上の方が「見守り・ささえあい活動の推進・支援」と「総合的な相談窓口の充実」に期待している

【全体結果】

「地域の見守り・ささえあい活動の推進・支援（助成金含む）」と「福祉に関する総合的な相談窓口の充実」の割合が40%台と高い。



(5) 生活困窮関連

※以降の質問は、今回調査から追加した質問です。

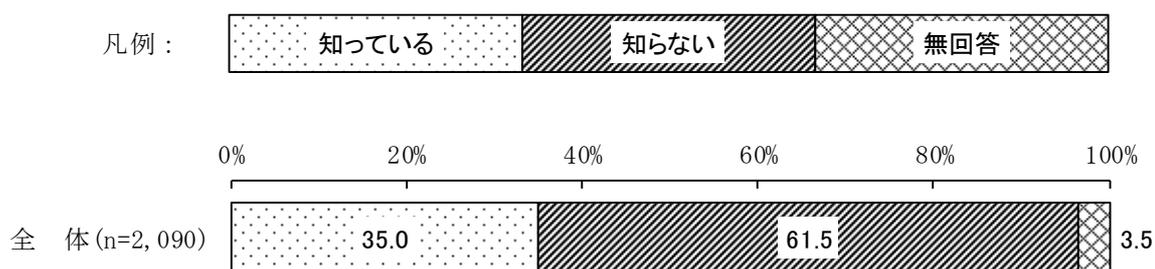
ア. 生活困窮者自立支援制度の認知状況

問 生活困窮者自立支援制度を知っていますか。(〇は1つだけ)

3割強が生活困窮者自立支援制度を「知っている」

【全体結果】

「知っている」の割合は30%強、「知らない」の割合は60%強である。



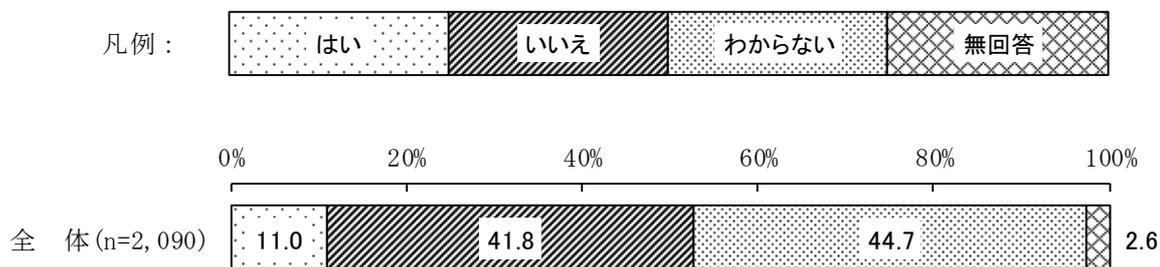
イ. 生活困窮者の有無

問 あなたもしくはあなたの身近に、生活に困窮している方はいますか。(〇は1つだけ)

生活に困窮している、もしくは身近に困窮している人がいる割合が1割を超えている

【全体結果】

生活に困窮している、もしくは身近に困窮している人がいる割合が10%を超えている。



ウ. 生活困窮者

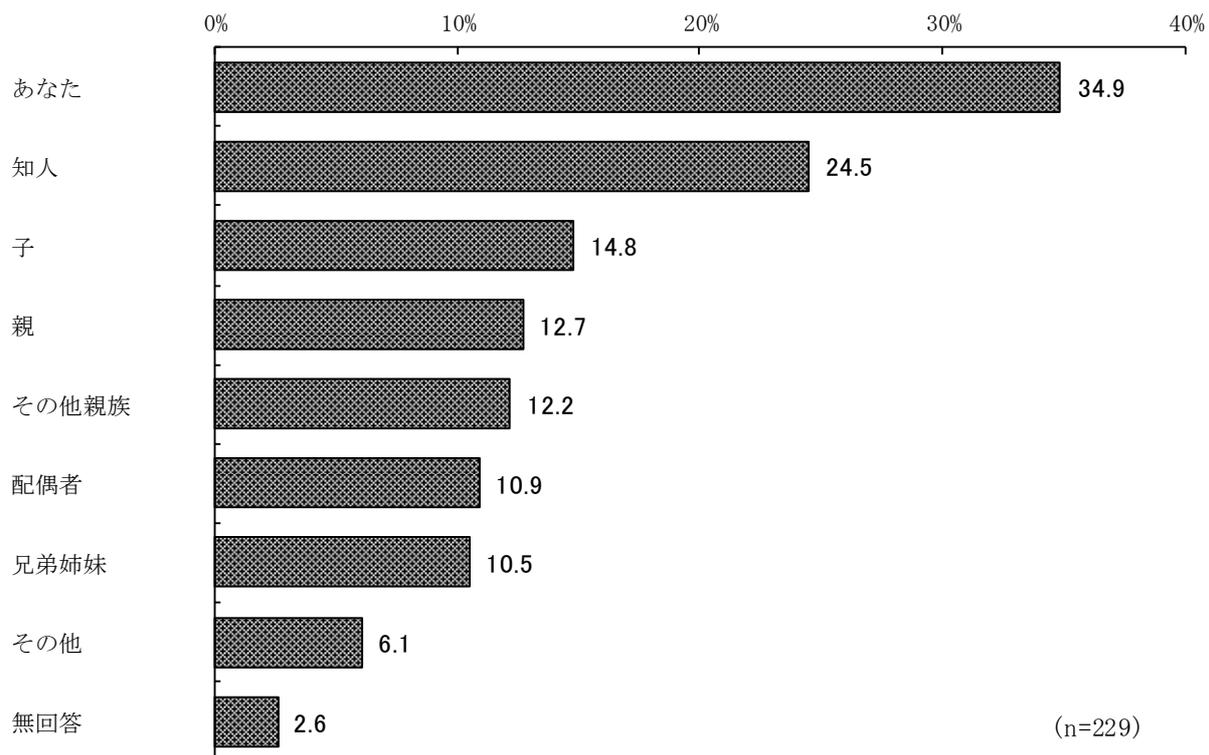
(5) イの間で「はい」と答えた方に伺います。

問 生活に困窮している方はどなたですか。(〇は3つまで)

生活に困窮しているのは3割強が「あなた」と回答

【全体結果】

「あなた」の割合が30%強と最も高い。以下、「知人」「子」「親」「その他親族」と続く。



エ. 困っていること

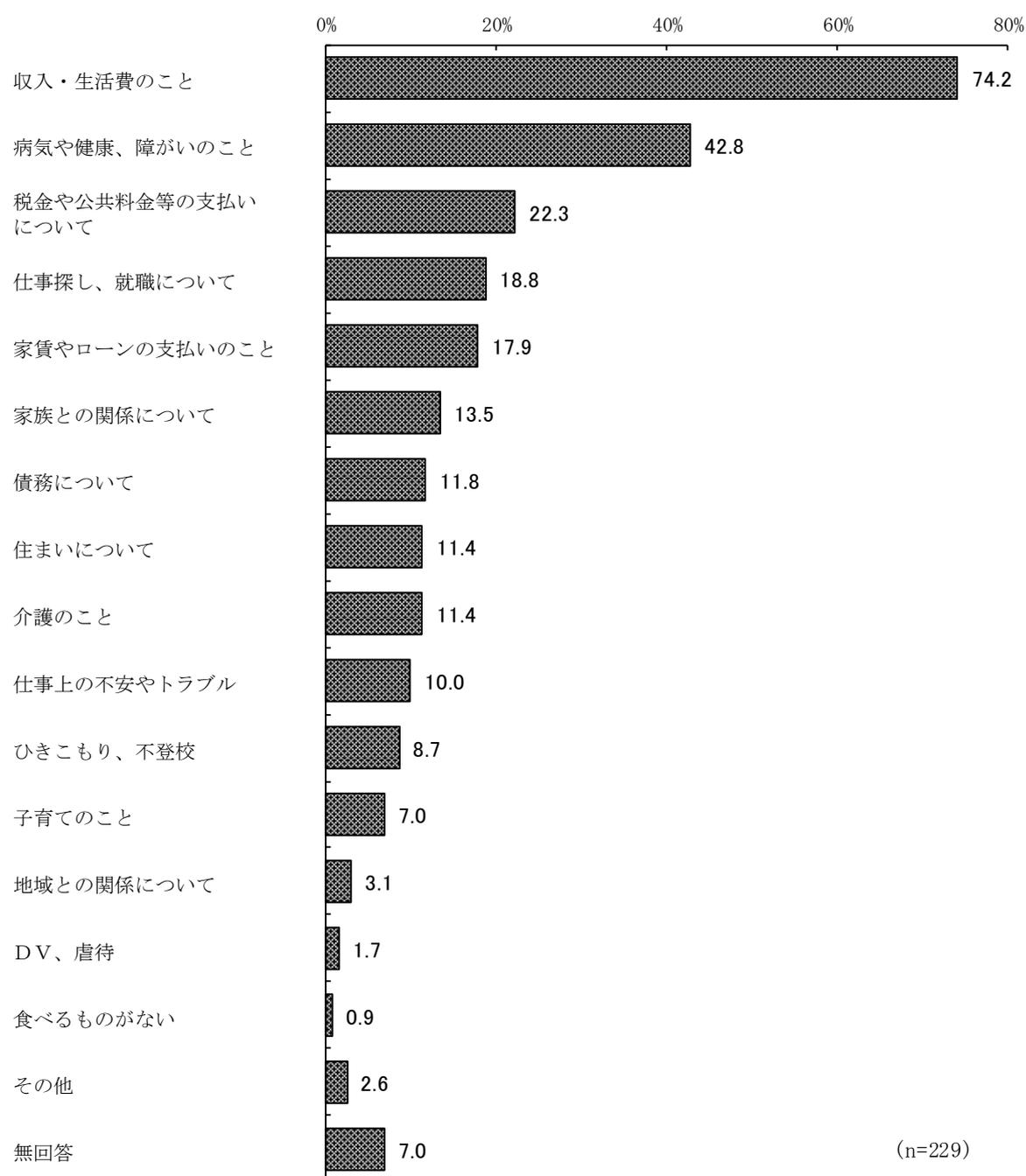
(5) イの間で「はい」と答えた方に伺います。

問 生活に困窮している方は何に困っていると思いますか。(〇はいくつでも)

7割強の人が生活に困窮している人は「収入・生活費のこと」に困っていると思っている

【全体結果】

「収入・生活費のこと」の割合が70%強で最も高い。以下、「病気や健康、障がいのこと」「税金や公共料金等の支払いについて」と続く。



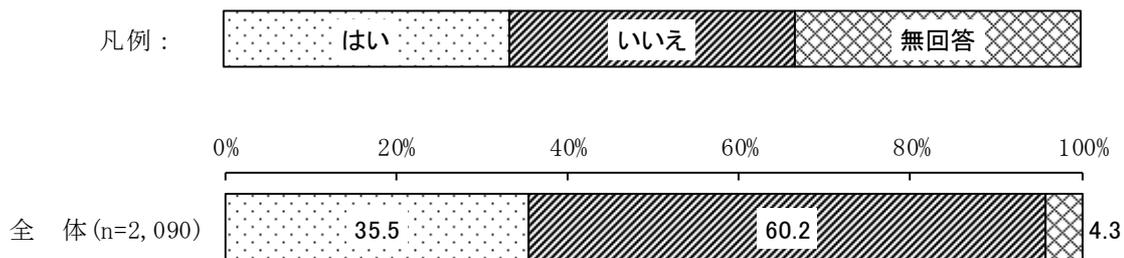
オ. 相談先の認知状況

問 あなたが生活に困窮した時、もしくは生活に困窮している方を発見した時、どこに相談したらよいか知っていますか。(〇は1つだけ)

4割弱の人が「はい」と回答

【全体結果】

「はい」は40%弱、「いいえ」は約60%である。



カ. 相談先の情報入手経路

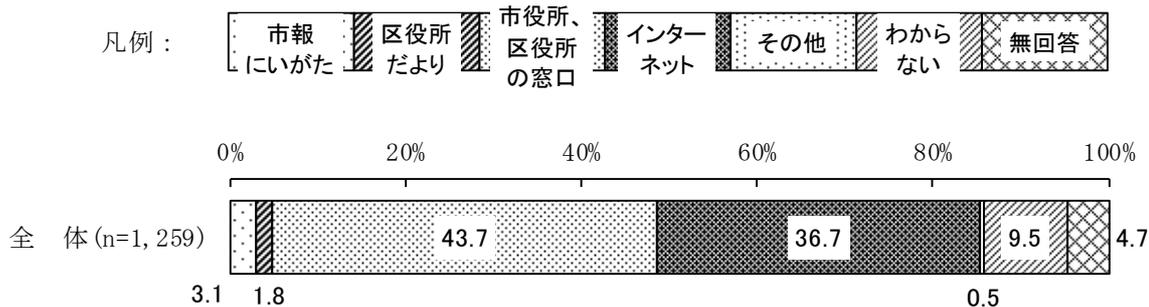
(5) オの問で「いいえ」と答えた方に伺います。

問 相談先の情報を知りたい時、どのように調べますか。(〇は1つだけ)

4割強の人が相談先を知りたい時「市役所、区役所の窓口」で調べる

【全体結果】

「市役所、区役所の窓口」の割合が40%強と最も高く、「インターネット」が続く。



(6) 成年後見制度関連

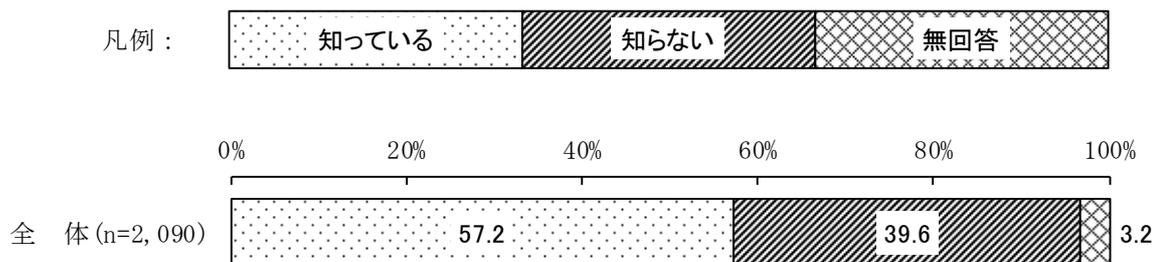
ア. 成年後見制度の認知状況

問 成年後見制度を知っていますか。(〇は1つだけ)

6割弱の人が成年後見制度を「知っている」

【全体結果】

「知っている」の割合は60%弱、「知らない」の割合は約40%である。



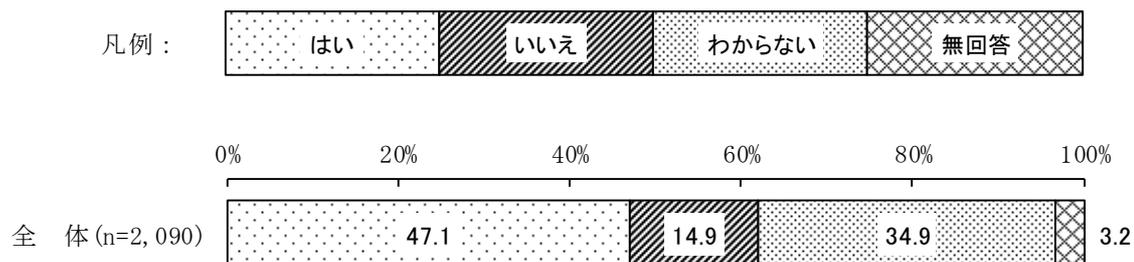
イ. 成年後見制度の利用希望

問 自身や親族が認知症等になり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思いますか。(〇は1つだけ)

5割弱の人が「はい」と回答

【全体結果】

「はい」の割合が50%弱、「いいえ」の割合が10%強である。



ウ. 後見人になってほしい人

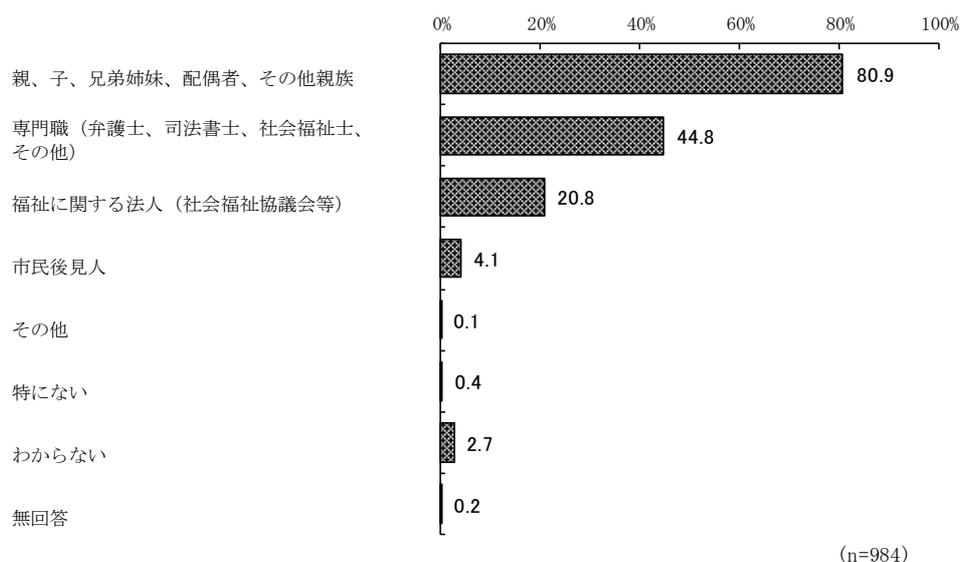
(6) イ問で「はい」と答えた方に伺います。

問 後見人は誰になってもらいたいですか。(〇は3つまで)

約8割の人が後見人として「親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族」を希望

【全体結果】

「親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族」の割合が約80%と最も高い。以下、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他）」「福祉に関する法人（社会福祉協議会等）」が続く。



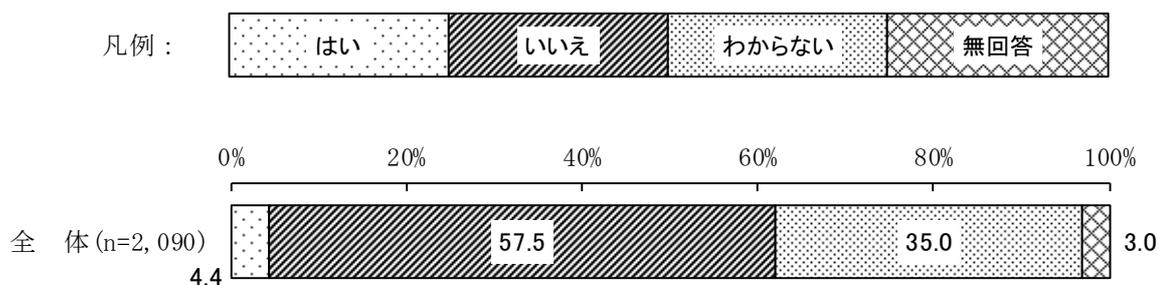
エ. 後見人志望度

問 自身が後見人になってみたいと思いますか。(〇は1つだけ)

6割弱の人が「いいえ」と回答

【全体結果】

「いいえ」の割合が60%弱、「はい」の割合が約5%である。



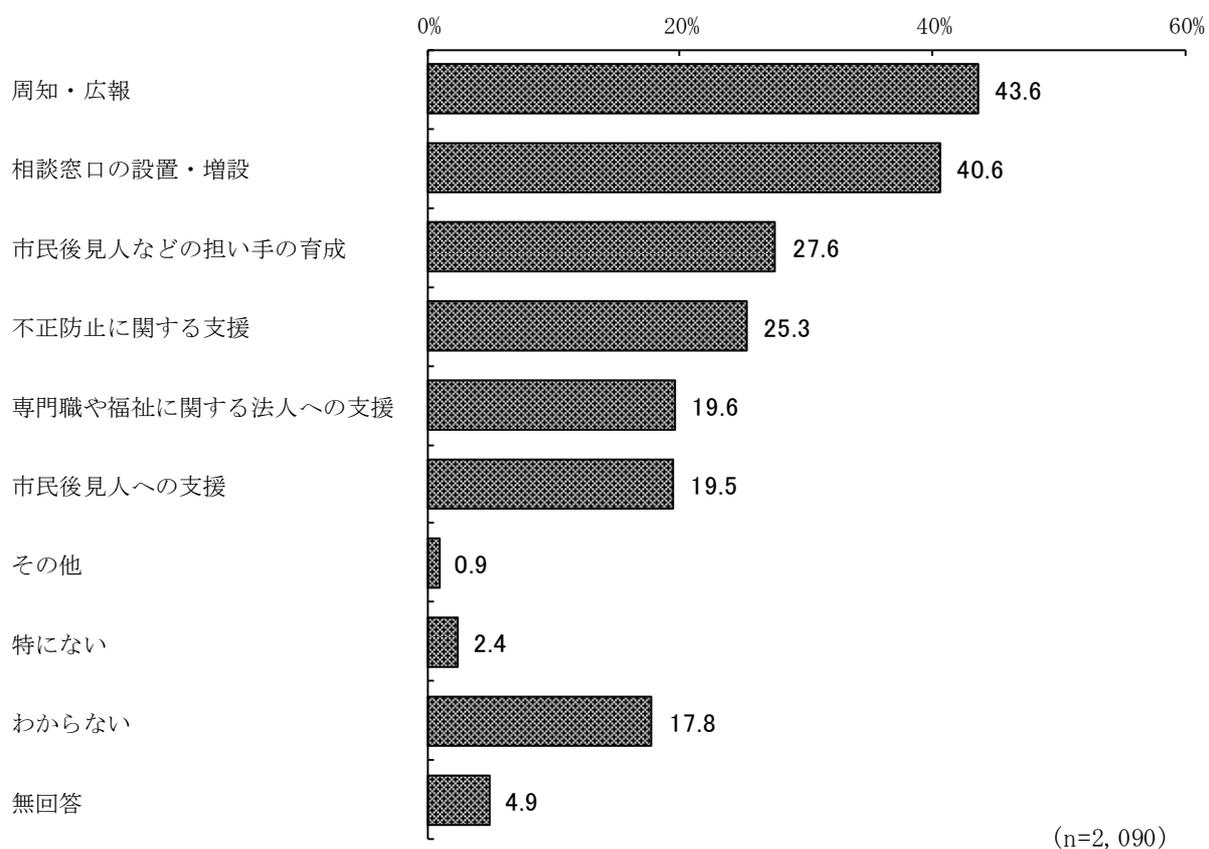
オ. 成年後見制度推進のために進めるべき取り組み

問 成年後見制度推進のために、国や地方公共団体はどのような取り組みを進めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

4割強の人が成年後見制度推進のため「周知・広報」や「相談窓口の設置・増設」を進めるべきだと思っている

【全体結果】

「周知・広報」の割合が40%強いと最も高い。以下、「相談窓口の設置・増設」「市民後見人などの担い手の育成」「不正防止に関する支援」「専門職や福祉に関する法人への支援」「市民後見人への支援」と続く。



(7) 再犯防止関連

ア. 犯罪・非行歴のある人が身近にいるかもしれないと思うか

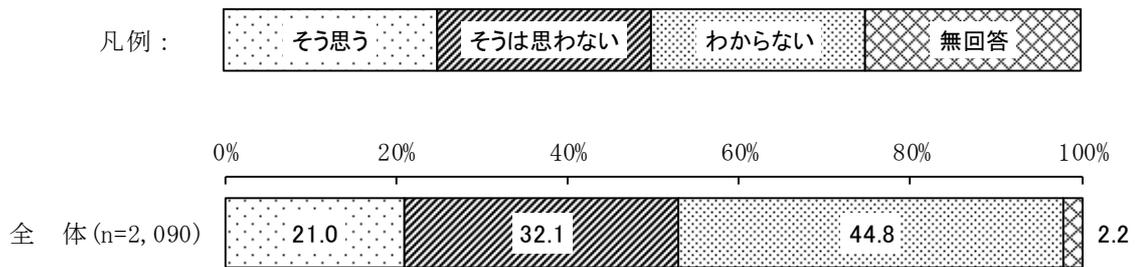
問 犯罪や非行をした人たちが自分の身近にいるかもしれないと思いますか。

(○は1つだけ)

4割強の人が「わからない」と回答

【全体結果】

「わからない」の割合が40%強、「そうは思わない」の割合が30%強である。



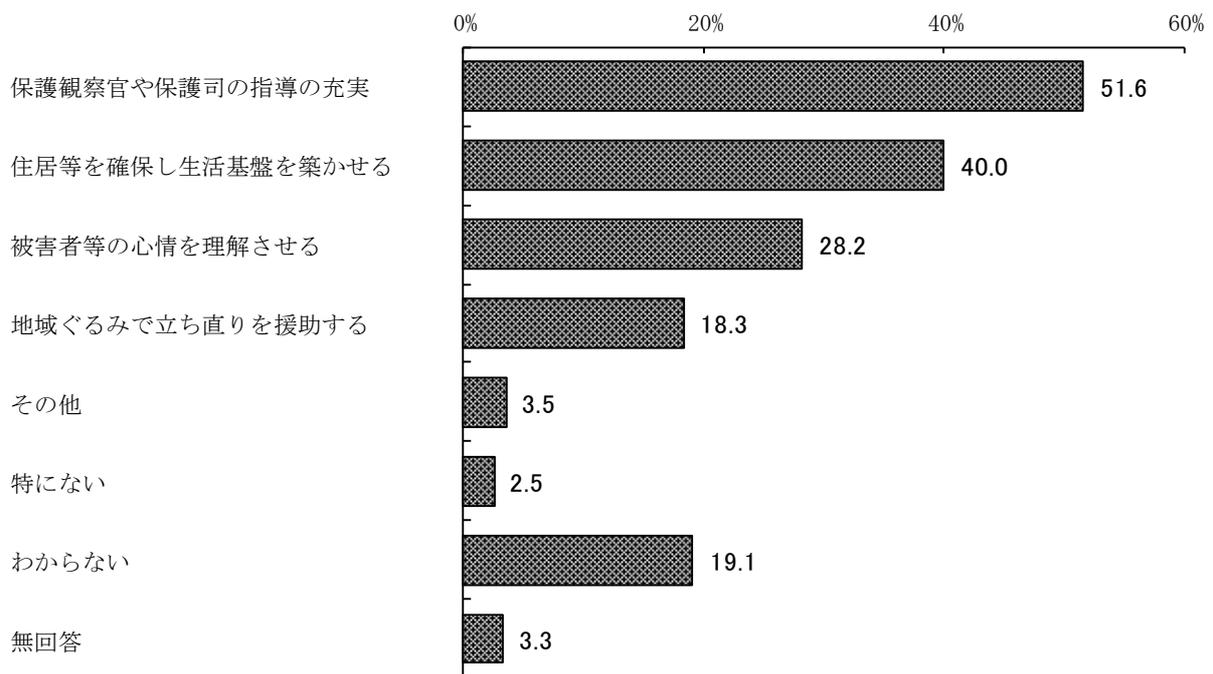
イ. 再犯防止のために必要なこと

問 再犯を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

5割強の人が再犯を防止するために「保護観察官や保護司の指導の充実」が必要と思っている

【全体結果】

「保護観察官や保護司の指導の充実」の割合が5割強と最も高く、「住居等を確保し生活基盤を築かせる」が続く。



(n=2,090)

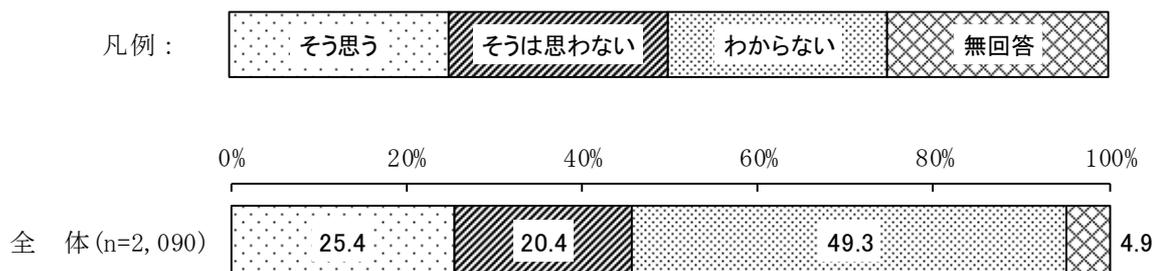
ウ. 犯罪・非行歴のある人たちの雇用についての賛否

問 地方公共団体や企業は過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきだと思いますか。(〇は1つだけ)

5割弱が「わからない」と回答

【全体結果】

「わからない」の割合が5割弱と最も高く、「そう思う」「そう思わない」の割合が20%台である。



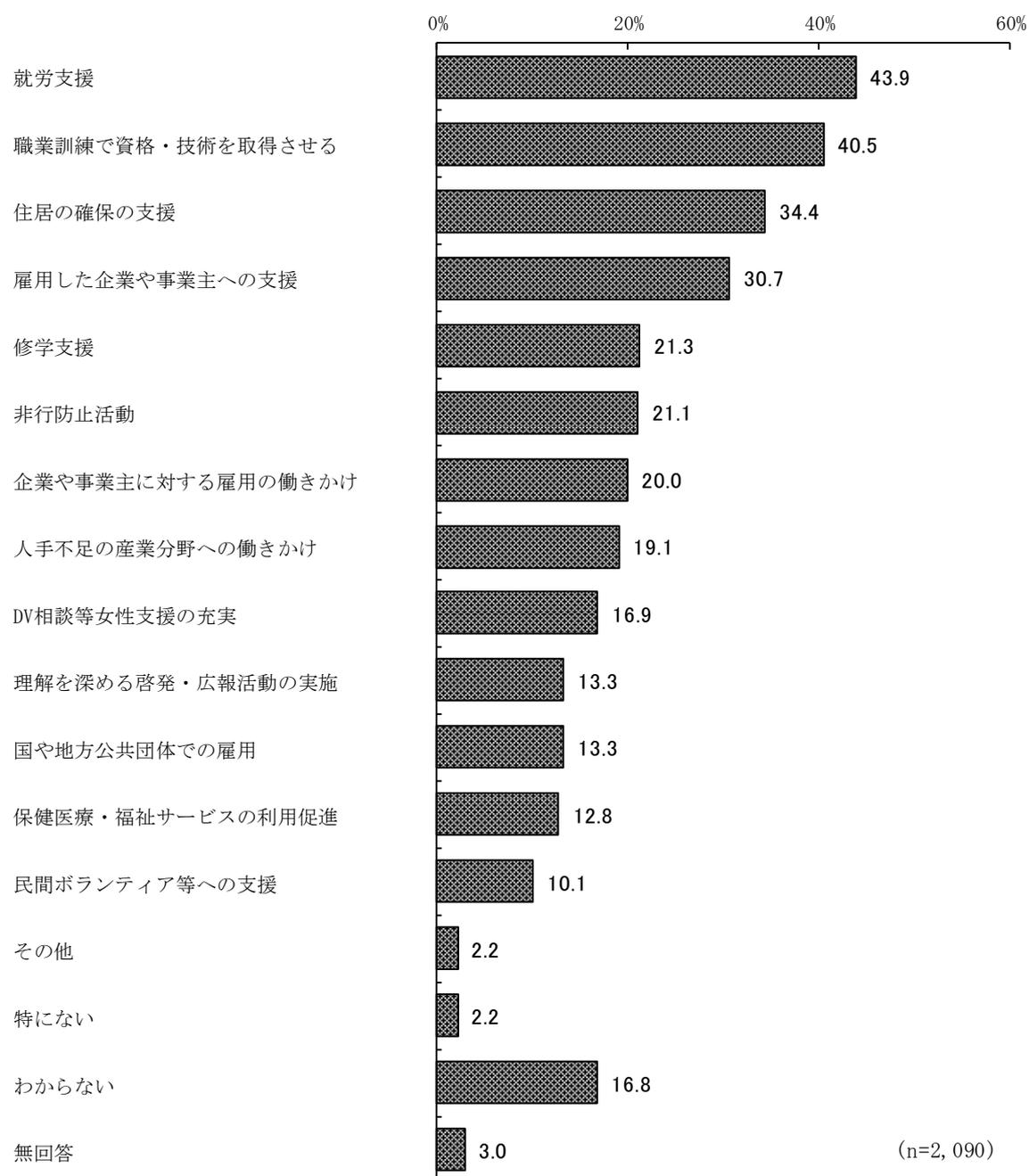
エ. 再犯防止のために進めるべき取り組み

問 再犯防止のために、国や地方公共団体はどのような取り組みを進めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

4割強の人が再犯防止のために「就労支援」や「職業訓練で資格・技術を取得させる」を進めるべきだと思っている

【全体結果】

「就労支援」の割合が40%強と最も高い。以下、「職業訓練で資格・技術を取得させる」「住居の確保の支援」「雇用した企業や事業主への支援」「修学支援」「非行防止活動」「企業や事業主に対する雇用の働きかけ」と続く。



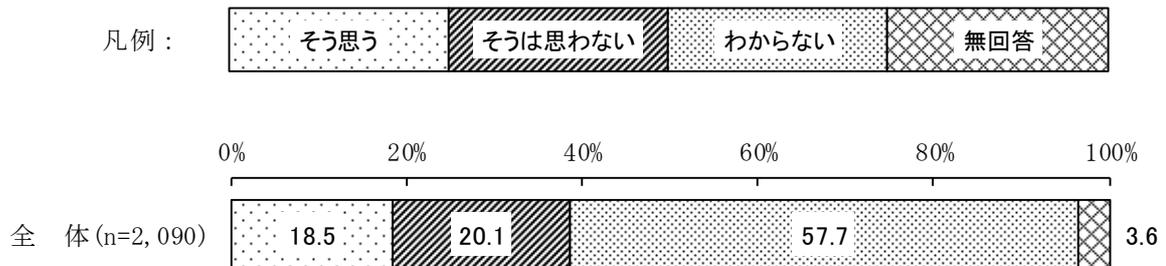
オ. 犯罪・非行歴のある人たちの立ち直りへの協力の可否

問 犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思いますか。(〇は1つだけ)

6割弱の人が「わからない」と回答

【全体結果】

「わからない」の割合が60%弱と最も高く、「そう思う」「そう思わない」が20%前後である。



カ. 犯罪・非行歴のある人たちの立ち直りのために協力したいこと

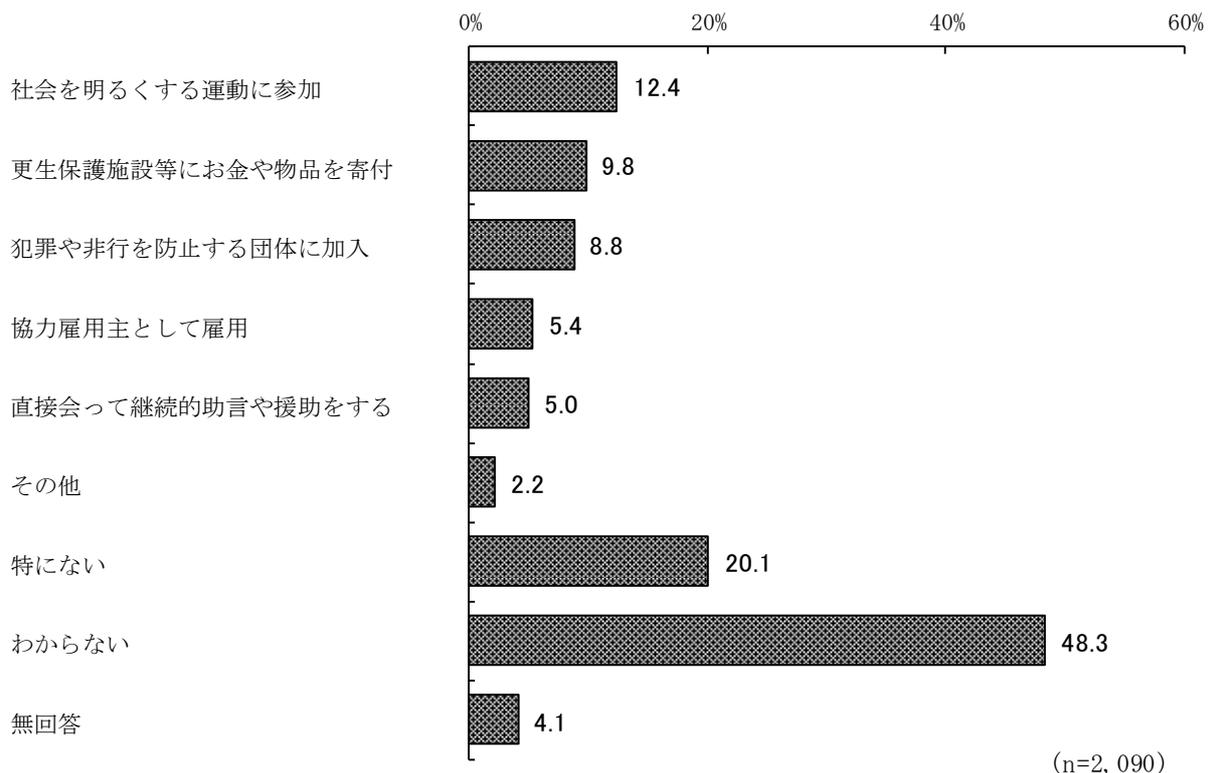
問 犯罪や非行をした人たちの立ち直りにどのような協力したいと思いますか。

(〇はいくつでも)

1割強の人が立ち直りのため「社会を明るくする運動に参加」に協力したい思っている

【全体結果】

「わからない」の割合が50%弱で最も高い。以下、「特にない」「社会を明るくする運動に参加」「更生保護施設等にお金や物品を寄付」が続く。



③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

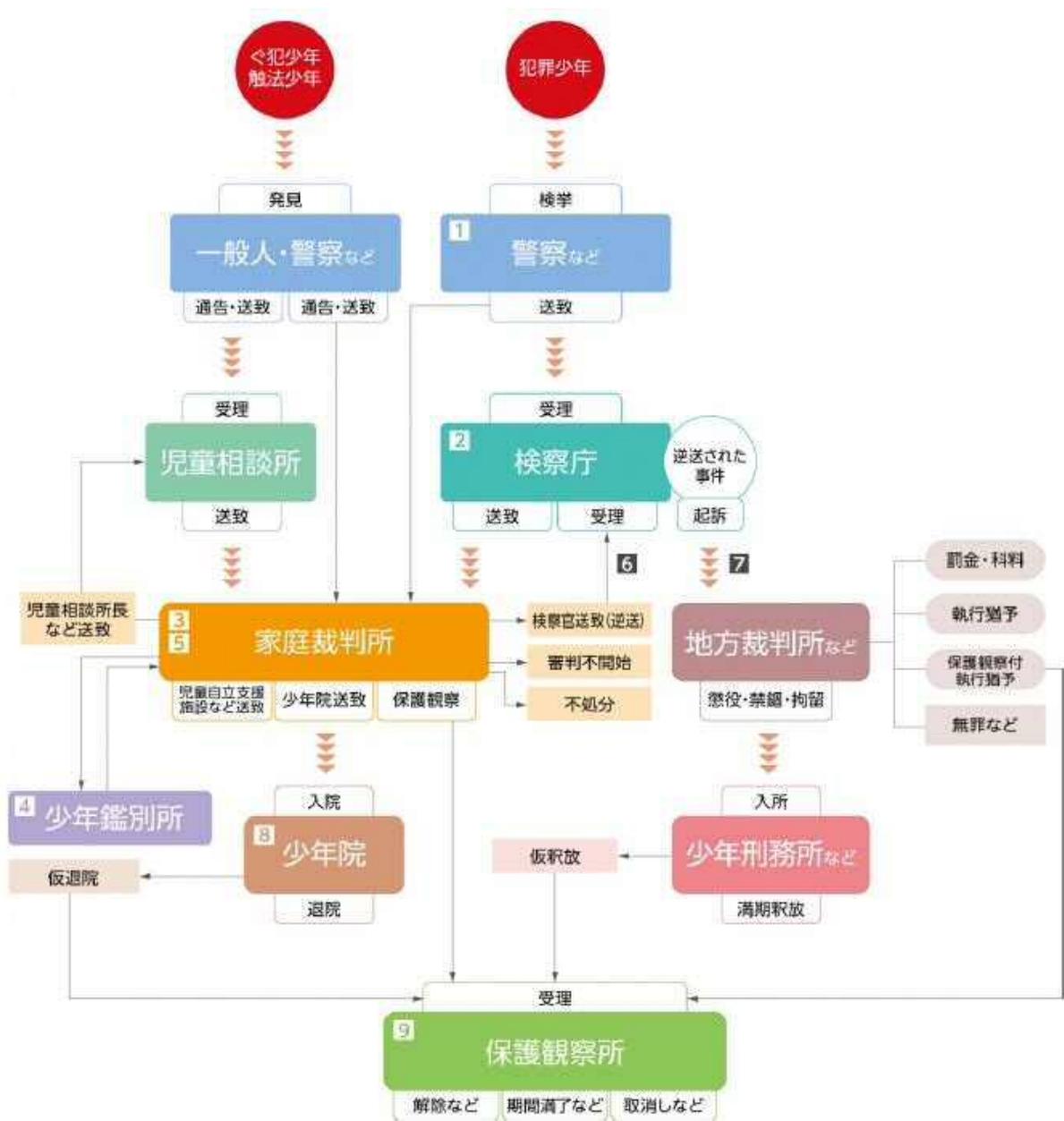
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定により、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることとなります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

2 非行少年に関する手続きの流れ



出典：令和元年度版再犯防止推進白書

① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、または犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学などの専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録などの調査の結果、審判に付する事由がない、または審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めないなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥ ⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、または禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は収容され、矯正教育、社会復帰支援などを受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、地方更生保護委員会の決定により、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援助を受けることとなります。

5 用語解説

用 語		内 容
【あ行】		
アウトリーチ	あうとりーち	対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけること。
一般就労	いっぱんしゅうろう	企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態のこと。
SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
【か行】		
改善更生	かいぜんこうせい	犯罪者や非行少年が、誤った生き方を改め、社会生活に復帰できるようにすること。
学習支援員	がくしゅうしえんいん	子どもの学習・生活支援事業の担当職員として、学習会を開催する区に配置され、学習会の運営および参加者やボランティアへの指導のほか、家庭訪問や面談により参加者と保護者への助言を行う者のこと。
稼働年齢層	かどうねんれいそう	15 歳以上 65 歳未満の者。
仮釈放	かりしゃくほう	矯正施設に収容された者を刑期など収容期間の満了前に仮に釈放すること。
カンファレンス	かんふぁれんす	関係者が集まり、適切な支援を検討する会議。
起訴	きそ	裁判所に訴訟を起こすこと。
起訴猶予	きそゆうよ	性格・年齢・境遇、犯罪の軽重・情状、犯罪後の状況により、起訴を必要としない場合に、検察官が起訴しないこと。
矯正施設	きょうせいしせつ	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。
協力雇用主	きょうりょくこようぬし	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
ぐ犯少年	ぐはんしょうねん	犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動がある少年。
刑事施設	けいじしせつ	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
刑法犯	けいほうはん	刑法(明治 40 年法律第 45 号)等に規定する罪。 凶悪犯:殺人、強盗、放火、強制性交等 粗暴犯:凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝 窃盗犯:窃盗 知能犯罪:詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

		風俗犯罪: 賭博、わいせつ その他の刑法犯: 上記以外の罪種
刑務所	けいむしよ	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する施設。
検挙	けんきよ	警察等が犯人を割り出して被疑者にすること。
更生保護サポートセンター	こうせいほごサポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	こうせいほごしせつ	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りが ないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人 たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間 の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護して いる期間に生活指導、職業補導などを行っている。
更生保護女性会	こうせいほごじょせいかい	女性の立場から、地域における犯罪予防活動や青少年の健全育成のための支援活動を行うボランティア団体。
更生保護法人	こうせいほごほうじん	更生保護事業を営む民間の団体。
コミュニティソーシャルワーカー	こみゆにていそーしゃるわーかー	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を多様な職種が連携し総合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する職員。
【さ行】		
再入者	さいにゆうしゃ	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	さいはんしゃ	2度以上刑法犯により検挙された者。
シェルター	しえるたー	ホームレス対策事業として実施しているホームレス緊急一時宿泊施設のこと。
支援会議	しえんかいぎ	会議の構成員に対し守秘義務を設けることで、関係機関との情報共有等が可能となる会議のこと。本市では各区役所で支援会議を開催している。
支援調整会議	しえんちようせいかいぎ	生活困窮者本人とPSとで作成した自立支援プランを検証し、決定する場であるとともに、参加者間に課題の共通認識が生まれることから、地域づくりの場でもある会議のこと。
市長申立て	しちょうもうしたて	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに市長が申し立てすること。
執行猶予	しっこうゆうよ	刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予し、その猶予期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度。

児童扶養手当	じどうふようてあて	両親の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給する手当のこと。
市民後見人	しみんこうけんにん	成年後見人等になった親族以外の市民のこと。
社会生活自立	しゃかいせいかつじりつ	就労の前段階として必要な、挨拶や基本的なコミュニケーションなど、社会的なつながりをもつ上で、必要な能力が習得できていること。
社会を明るくする運動	しゃかいをあかるくするうんどう	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
就職氷河期	しゅうしょくひょうがき	社会的に就職難となった時期の通称。
就労自立	しゅうろうじりつ	自分が働いて得た収入で生活することができること。
受刑者	じゅけいしゃ	懲役刑、禁錮刑または拘留刑の執行を受けている者。
少年院	しょうねんいん	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	しょうねんかんべつしょ	家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。
少年刑務所	しょうねんけいむしょ	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設。
触法少年	しよくほうしょうねん	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年。
初犯者	しよはんしゃ	犯罪により初めて検挙された者。
自立支援プラン	じりつしえんぷらん	生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、自立に向けた支援を行うため、自立相談支援事業における支援員が作成する計画のこと。
自立相談支援機関	じりつそうだんしえんきかん	生活困窮者やその関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、自立支援プランを作成し、包括的な支援を実施する機関のこと。本市における名称は、「新潟市パーソナル・サポート・センター」という。
身上保護	しんじょうほご	成年後見人等が、本人の身上の状態や生活の状況に配慮し、医療や介護サービスの契約等の手続きを行い、本人を支援するもの。
親族後見人	しんぞくこうけんにん	成年後見人等になった親族のこと。

身体障害者手帳	しんたいしょうがいしゃてちよう	身体障がいのある人に交付される手帳。
生活支援相談員	せいかつしえんそうだんいん	区役所に配置され、生活困窮者への相談支援を行う者のこと。
生活保護	せいかつほご	経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する公的扶助制度のこと。
精神障害者保健福祉手帳	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう	精神疾患のある人に交付される手帳。
成年後見制度利用支援事業	せいねんこうけんせいどりようしえんじぎよう	成年後見制度を利用する場合に必要な経費負担が困難な場合、市が助成する制度。
成年後見人等	せいねんこうけんにんどう	後見人、保佐人、補助人の総称。 後見人は常に判断能力が欠けている人、保佐人は日常の買い物程度はできるが重要な財産行為は常に他人の援助を受ける必要があるなど著しく不十分な人、補助人は重要な財産行為について自分で適切に行うことができるか心配など判断能力が不十分な人に選任される。
セーフティネット	せーふていねっと	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
専門職団体	せんもんしよくだんたい	弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士などの団体。
捜査機関	そうさきかん	犯罪捜査の権限のある国家機関。検察官・検察事務官、司法警察職員の総称。
送致	そうち	被疑者の身柄などを捜査機関から他の担当の機関に送ること。
【た行】		
第三者後見人	だいさんしゃこうけんにん	成年後見人等になった親族以外の第三者のこと。
団塊の世代	だんかいのせだい	1947～49年のベビーブーム時代に生まれた世代。
地域共生社会	ちいききょうせいしゃかい	高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超

		えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	ちいきほうか つけあしすて む	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供できる体制。
地方検察庁	ちほうけんさ つちょう	刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。

【な行】

新潟市パーソナル・サポート・センター	にいがたしば ーそなる・さぼ ーと・せんた ー	本市における自立相談支援機関の名称。
新潟地域若者サポートステーション	にいがたちい きわかものさ ぼーとすてー しよん	厚生労働省の就労的自立支援事業の一環で、就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ 15 歳から 39 歳までの若者を、職業的な自立に向けて支援する機関のこと。
日常生活自立	にちじょうせい かつじりつ	手洗いやうがい、規則正しい起床や就寝、バランスのとれた食事の摂取や適切なみだしなみなど、自分で自身の健康や生活管理を行うことができること。
日常生活自立支援事業	にちじょうせい かつじりつし えんじぎょう	判断の能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。
入所者	にゅうしょしゃ	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。
任意後見	にんいこうけん	本人の判断能力があるうちに、将来、判断の能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を締結しておくもの。
任意事業	にんいじぎょう	地域の実情に応じて実施が任されている事業のこと。 生活困窮者自立支援法においては、「生活困窮者就労準備支援事業」、「生活困窮者一時生活支援事業」、「生活困窮者家計改善支援事業」及び「子どもの学習・生活支援事業」のこと。
認知件数	にんちけんす う	警察が発生を認知した事件の数。

【は行】

8050 問題	はちまるご まるもんだい	80 代の親が、ひきこもりなどにより 50 代の子どもの生活を支えること。
ハローワークコーナー	はろーわーく こーなー	本市及び新潟労働局が協定を結び、ハローワークの支援が必要な方に対し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行うため、求人情報提供端末が設置され、ハローワーク職員

		が配置された常設窓口のこと。 平成 26 年 1 月に中央区で開設、平成 27 年 3 月に西区で開設。
BBS会	びーびーえす かい	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
被疑者	ひぎしゃ	犯罪の嫌疑を受けた者で、まだ起訴されない者。
必須事業	ひっすじぎょう	福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならないと位置付けられている事業のこと。 生活困窮者自立支援法においては、「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者住居確保給付金(の支給)」のこと。
ひとり親世帯	ひとりおやせ たい	母親または父親の片方いずれかと、その子からなる世帯のこと。
貧困の連鎖	ひんこんのれ んさ	親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。
福祉専門職	ふくしせんも んしょく	保育士やケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、心理カウンセラーなどの福祉の専門職。
法定後見	ほうていこうけ ん	家庭裁判所の決定により成年後見人等を選任する制度。本人や親族が家庭裁判所に成年後見人に申し立てる。本人の判断能力の度合いで「後見」「保佐」「補助」の類型に分けられる。
保護観察	ほごかんさつ	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察所	ほごかんさつ しょ	法務省の地方支分部局で、保護観察に付された者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。
保護司	ほごし	地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。
【ま行】		
無業者	むぎようしゃ	普段、収入を得ることを目的とした定職を持っておらず、通学、家事も行っていない者。
【や行】		
有効求人倍率	ゆうこうきゅうじ んばいりつ	ハローワークで扱った有効求人数を有効求職者数で割ったもののこと。
【ら行】		

療育手帳	りょういくてち よう	知的障がいのある人に交付される手帳。
【わ行】		
ワークポート	わーくぽーと	本市、新潟県及び新潟労働局が協定を結び、就労支援と生活支援のワンストップサービスを行うため、求人情報提供端末が設置され、ハローワーク職員が配置された常設窓口のこと。平成 25 年 1 月に東区で開設。
ワンストップ型	わんすとっぷ がた	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境・場所のこと。

6 関係機関連絡先

本計画に掲載した事業の連絡先を、以下のホームページに掲載しています。
URL を記載予定。